

序章 本論の問題意識

第一節 『平家物語』成立についての先行研究

1、本論文の課題

『平家物語』の成立に関する論を述べるにあたって赤松俊秀氏⁽¹⁾は、『平家物語の研究』のなかで、『徒然草』の所伝が歴史的事実を伝えていること、原本は延慶本にすこぶる近いことを明らかにされた。氏と同様に尾崎勇氏⁽²⁾・武久堅氏⁽³⁾も『徒然草』第二百二十六段を基盤に着手して、尾崎氏は、「兼好の『平家物語』成立に関する伝聞的考証」のなかで行長周辺から洛外に西南の西山に組織された慈円圏と洛中東南の法性寺に組織された慈円周辺圏を論じ、武久氏は、『平家物語成立過程考』の「第三編初出十二巻本の成立と性格、第三章平家物語と勧修寺流の人々」のなかで勧修寺とのかかわりをあげている。こうした一連の研究成果を踏まえて本論の課題は、歴史的意義をもつ『平家物語』の成立と作品構想化の過程で重要であり、『徒然草』二百二十六段で作者といわれている「信濃前司行長」が属していた勧修寺流藤原氏について明らかにするとところにある。治承・寿永(一一七七―一一八三)の内乱期は、まさに武家が国政の一翼を担うことになる画期である。当該期、大きく活躍した武家の一つが「平家一門」であった。中世権門体制へと時代が大きく転換するこの時代において、源氏と平家の戦い、天災があり、南都は焼

かれ法皇は幽閉されたという混乱であった。

『平家物語』は、天承元年（一一三一）三月に平忠盛が昇殿を許されたことから始まり、正治元年（一一九九）一月に源頼朝が死去するまでの間、平氏の栄枯盛衰を中心に描かれた軍記物語である。作者は、変動する時代の中に「平清盛」・「猛き者の滅びを主題として人生を歴史上に位置付けている。『平家物語』をめぐっては、今日まで数多くの研究がなされ得られた成果も多い。しかし、解明すべき課題も残されている。また、現在周知のところ「原平家物語」は存在していない。

そこで、政治状況を平氏政権の成立・展開・崩壊という時系列に沿って検証し、『平家物語』の成立と作品構想化の過程で、重要な意味をもつ勸修寺流藤原氏について論じたい。そして、従来の歴史学と国文学の研究の成果が、相互の分野で積極的に生かされる方向に研究を運んでいきたい。従って、本論では物語と史実という手法により論を進めたい。また、なぜ『徒然草』二百二十六段で作者といわれている「信濃前司行長」は物語と史実というギャップを承知の上で『平家』を構想し叙述したのであるのか。さらに問題となるのが、彼は国政情報を誰から得ることができたのかということである。

行長が『平家物語』を構想、叙述するにあたり何を参考にしたのかを考えると、従来は、彼の周辺の特定の人物に比定することに重点がおかれて来た。しかし、この時代の後白河院政を中心とする貴族社会の構造を念頭においたとき、一個人に問題を規定するのではなく、一つの門流を想定すべきである。従来までは、行長周辺の一個人を比定していた。しかし、彼が属する勸修寺流藤原氏一門から、参考となる史料を得て作品を構成し叙述した可能性が高いということを見逃すことは出来ない。当該期弁官七名のうち、長方は正三

位左大弁、経房は正四位下左中弁、光雅は正四位下右大弁、父の行隆は正五位上左少弁で、四名までも一門から排出している。勸修寺流藤原氏は、後白河院政下で実務官僚としての一つの政治勢力を構成していた。平安貴族社会は勿論鎌倉期に入っても院に近い存在で国政全般に一定の発言力を持ち、先例・故実の集積を通じ、仏事・儀礼運営に練達していたといえる。これらのことを考えても、『平家物語』の作品構想は、行長一人だけではなく、彼をとりまく勸修寺流藤原氏一門が、作品を構成するにあたり重要な役割を果たしていると考えられよう。

つまり、『徒然草』二百二十六段で、作者といわれている「信濃前司行長」が所属する勸修寺流一門の役割がはつきりしている。そのことが、行長は作者であることをさらに証明しているといえよう。

故にこれらのことを踏まえ、平氏が貴族社会において公家・寺家・武家の枠組みの中で、どのように国政を担う存在としての地位を確立したのか。当時の政治勢力の配置、実態、相互関係を明確にすることにより、平氏政権をめぐる諸問題と『平家物語』を作品構想化するにあたり、重要な役割を果たした勸修寺流藤原氏を考察したい。

はじめに、『平家物語』の成立を論じるにあたり、先行研究について整理しておくことにする。

2、先行研究

国文学の立場からは、『平家物語』の成立をめぐって、それに触れた先行研究は多い。そこで述べられている論旨は多岐にわたり多くの成果をあげている。その中でもいくつかの代表的な研究に絞り、その成果と課題について整理することにした。

国文学の成果は、数多く存在する『平家物語』の諸本を検討していることである。その著名なものとして、延慶本⁽⁴⁾・長門本⁽⁵⁾・覚一本⁽⁶⁾等が取り上げられてきた。しかしこれらの研究から『平家物語』の成立が明らかになっただけとはいえない。それは『平家物語』の諸本が複雑、且つ多様にわたるため、諸本の整理と分析にあまりの時間を要したためと考えられる。だが、そこで得られた諸本をめぐる研究成果は非常に重要で、山下宏明氏⁽⁷⁾をはじめ多くの研究者達が多種の論を展開している。また杉本圭三郎氏⁽⁸⁾は、「改変」ということを考えられ、作者が歴史をいかに把握し作品化したかを考察している。しかし残された課題も多い。つまり『平家物語』の成立を論じることは現在でも重要である。

一方、歴史学の立場からは、赤松俊秀氏、黒田俊雄氏⁽⁹⁾、五味文彦氏⁽¹⁰⁾、高橋昌明氏⁽¹¹⁾、元木泰雄氏⁽¹²⁾が、『平家物語』を中心に記録、史書、説話等を有機的に連動させて分析研究されている。

このうち、同時代史料の具体的事例をあげながら問題の提起をされ、後世に残る大きな研究成果を挙げられたのが赤松俊秀氏で、延慶本が原本に最も近いことを明らかにした。赤松氏は、「得長寿院落慶供養について」のなかで次のように論じている。

歴史物語の研究に史実と対称が重要なことはだれでも知っており、『平家物語』の場

合でもその点の精進努力は高く評価されるが、関心の範囲を個人の行動から拡大して広く社会経済の面にまで及ぼすことが望ましい。延慶本は、この点からしても、現在の諸本のうちでは、もっとも古い内容を持っている。原本にもっとも近く、その祖本は承久乱前の成立としてよいと考えるのは、その記事がこのような内容を持っているからである⁽¹³⁾。

この学説を学界に投じてから四十年位経っている。さらに、氏は『平家物語』の作者に関して、『徒然草』の所伝が事実を伝えている⁽¹⁴⁾。慈円は、『愚管抄』を著わすにあたり、『平家物語』を参照したのであると論じている⁽¹⁵⁾。

この時代の政治構造を分析したのが元木泰雄氏で、権門体制成立期の政治史的課題を解明された黒田俊雄氏の権門体制論を批判的に継承し、当時の政治勢力の配置、実態、相互関係（公家・寺家・武家）を明確にして、平氏政権の成立を院政期の政治構造と関連させて論じている。けれども、『平家物語』の成立に関しては直接論じていない。従って、史実と物語の問題については深く言及していない。

また、平氏勢力の基盤となった伊勢の在地の状況を取りあげたのが、高橋昌明氏である。伊勢多度神宮寺をめぐる実証的成果にもとづき、平氏が清盛以前の時期において、中央政界へ進出する過程を詳細に解明している。

歴史物語的性格をめぐる視点から『平家物語』をとりあげたのが五味文彦氏で、歴史的構図の中でその内容を分析し、依拠した年代記を考察するにあたり、「信濃前司行長」の周辺を広く探究している。彼は、『平家物語』と『史と説話』のなかで、「治承三年（一一七九）の清盛のクーデターまでが藤原光能の日記、それ以後が藤原行隆の日記ということに

なる。『平家』の作者を行長とすればともに入手しやすい日記であった。」⁽¹⁶⁾と述べている。だが、『平家物語』の作者に関する課題は残されている。

そこで本論では、『平家物語』の成立と作品を構想するにあたり、京都に伝わった情報を収集できたのは、勸修寺流藤原氏一門であったことを明らかにしたい。そして『平家物語』は、「信濃前司行長」一個人に比定するのでなく、勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録や故実を参考にして叙述構成された可能性を考察したい。

こうした一連の先行研究の成果と課題を踏まえ、次のような課題を設定した。

『平家』で語られた内容をいかに位置付けるのか。作者といわれている「信濃前司行長」は何を参考にしたのか、複数の史料を分析し考証することによって、本論の課題である『平家物語』の成立と作品構想化の過程で重要であり、彼が属していた勸修寺流藤原氏について考察したい。『平家』の作者に関して考えると、『徒然草』の作者の吉田（ト部）兼好は当時蔵人であった。『吉記』治承五年（一一八一）四月四日条によると、行長は新蔵人とあることから、後に兼好が文書・口伝を参考にしていたと考えられる。また、『延慶本平家物語』の「左少弁行隆事」の章段をあえて取り上げているのは、父である行隆と情報交換をしており、そのことは作品においても重要であり、父を尊敬もしていたといえよう。五味氏は、同論文の中で「『平家物語』の作者と記されている「信濃前司行長」は、藤原行隆の子行長であろう。」と述べている。そして、尾崎氏によると、兼好の時代は、行長は「信濃前司」であり「前下野守」と相違すると述べられ、佐々木紀一氏⁽¹⁷⁾も当時行長を「信及守」とする伝承があったと述べ作者を「信濃前司行長」として論じている。これらのことからここでは、『平家物語』の作者を『徒然草』二百二十六段で作者といわ

れている「信濃前司行長」と想定して論じたい。

そこで『平家物語』の成立では、赤松俊秀氏により、原本に最も近いと評価された『延慶本平家物語』と、記録Ⅱ『玉葉』『兵範記』『山槐記』、史書Ⅱ『百鍊抄』『吾妻鏡』『愚管抄』などを対比することを通して論じる。また勸修寺流藤原氏に関しては、記録Ⅱ『三長記』『吉記』『玉葉』、史書Ⅱ『百鍊抄』『吾妻鏡』などを参考に論述したい。

第二節 本論の構成

本論では、院政期における平氏政権の政治勢力の実態、相互関係を解明、分析することにより所期の課題にせまりたい。また、勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録や故実を参考にして叙述構成された可能性を考察したい。

はじめに本論の構成を示しておく。

第一章 平氏政権成立まで

第二章 平氏政権成立と展開

第三章 平氏政権崩壊

― 治承・寿永の内乱 ―

第四章 藤原経房・行隆

第五章 後白河・後鳥羽院政期における勸修寺流藤原氏

補論 女性と仏教

― 建礼門院 ―

論点と意図を具体的に述べると、第一章では、伊勢平氏（正盛・忠盛の時代を中心に）が中央へ進出する過程で、いかなる歴史的意義が存在したのかを重視して論述する。

第二章では、平清盛による政権成立と展開の過程において、それを可能にした当該期の社会的、政治的条件を解明した上で、政権が内包した問題を歴史的に明らかにする。

第三章では、平氏政権の内在していた諸矛盾が、外部要因により顕在化し、政権崩壊へと進む過程に重点をおいて論述する。

第四章では、平氏政権が、崩壊へと進んだ合戦情報を京都に収集できたのは、どのようなことからかを明らかにする。

第五章では、後白河・後鳥羽院政期の時代背景をみることにより、『平家物語』の作品構想の過程で重要であり、行長が属している勧修寺流藤原氏一門を考察する。

最後の補論では、女性と仏教をとりあげ、建礼門院の一生をみることにより当時の仏教思想を考えたい。

以下各章にわたって『平家物語』をめぐる成立と作品構想化での過程で重要である勧修寺流藤原氏の課題にせまっていきたい。

① 赤松俊秀『平家物語の研究』（法蔵館、一九七九年）。

② 尾崎勇「兼好の『平家物語』成立に関する伝聞的考証」（熊本学園大学 文学・言語学論集第十八巻第二号（通巻三十六号）、二〇一一年）。「慈円の企画本『治承物語』と西山の空間「上」」（熊本学園大学 文学・言語学論集第十七巻第二号（通巻三十四号）、二〇一〇年）。『徒然草』第二百二十六段の「信濃前司行長」は、「前下野守」と相違する、と論じている。

③ 武久堅『平家物語成立過程考』（桜楓社、一九八六年）。

④ 鎌倉期増補系（読み物系）諸本の一。漢字仮名交じり。六巻十二冊。灌頂巻を立てず。各冊に目録あり。大東急記念文庫蔵。奥書二種あり、書写奥書には応永二十六、七年（一四一九、二〇）の間に紀州那賀郡大伝法院の別院で融憲、多聞丸、有淳他数名が書き写したとある、本奥書は、応永書写の元本は、同じ根来寺で延慶二、三年（一三〇九、一〇）の間に、僧栄厳により書写された。書写年次の確定的な写本としては、諸本最古である。本論文で、『延慶本平家物語』を使用するにあたっては、テキストとして、北原保・小川栄一編『延慶本平家物語 本文編』上・下（勉誠社 一九九〇年）を典拠とした。

⑤ 読み本系（読みもの系・増補系）諸本の一。二十巻。巻二十の後半は灌頂巻となつてゐる。長門国赤間関（現下関市）の阿弥陀寺に所蔵されていた本（現在は赤間神宮蔵。以下旧国宝本と称す）が有名であつたため、長門本・長府本・赤間本・阿弥陀寺本など

とよばれた。伝本の数は多く現存するものだけで六十三部以上が確認されている。成立に関しては、文暦元年（一二三四）（建長四年（一二五三）とする説。十三世紀後半又は十四世紀まで下るとの説が出されている）。

⑥ 語り本系の十二卷付灌頂巻の型をとる一異本群。その名の由来は、巻十二付載灌頂巻の後に「于時応安四年辛亥三月十五日、平家物語一部十二卷付灌頂、当流之師説、伝授之秘訣、（中略）沙門覚一」明石檢校覚一が、一方流のための証本として書き遣させたものであった。巻十二の巻末（灌頂巻に入る前）に「応安三年十一月廿九日、仏子有阿書」の奥書がある。現代テキストとして『覚一本平家物語』（新日本古典文学大系四四、岩波書店、二〇〇〇年）が使われている。本論文では、覚一本を使用した場合、『覚一本平家物語』と表記した。

⑦ 山下宏明「諸本」（市古貞次『平家物語必携』學燈社、一九六七年所収）同『平家物語の成立』（名古屋大学出版会、一九九三年）。

⑧ 杉本圭三郎「平家物語」歴史と文学（杉本圭三郎編『平家物語と歴史―あなたが読む平家物語3―』有精堂、一九九四年）。

⑨ 黒田俊雄『黒田俊雄著作集第一巻権門体制論』（法蔵館、一九九四年）。

⑩ 五味文彦『平家物語、史と説話』（平凡社、一九九八年）。

⑪ 高橋昌明『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（文理閣、二〇〇四年）。

⑫ 元木泰雄『院政期政治史研究』（思文閣出版、一九九六年）。

⑬ 前掲註（1）参照。

⑭ 「徒然草」第二二六段（『方丈記 徒然草』新日本古典文学大系三九、岩波書店、二〇

○一年)。作者の吉田(ト部)兼好は、弘安元年に生まれ正平六年(一二八三)一三五二)に没する。『吉記』治承五年(一一八一)四月四日条によると行長新蔵人とある。後に兼好も蔵人であったので、古からの伝来の文書・口伝を参考にしていたと考えられる。行長の生没は未詳であるが、『兵範記』保元元年(一一五六)七月十五日条に、盃蘭盆のことで行長が記してある。父の行隆は、大治五年に生まれ文治三年(一一三〇)一一八七)に没している。

⑮『愚管抄』卷第三(日本古典文学大系八六、一九六七年)保元以後ノコトハミナ乱世ニテ侍レバ、ワロキ事ニテノミアランズルヲ、元元年七月二日鳥羽院ウセサセ給テ後、日本国ノ乱逆ト云フコトハヲコリテ後ムサ(武者)ノ世ニナリニケルナリ。

⑯前掲註(10)参照。

⑰佐々木紀一「信濃前司行長『平家物語』作者説のために」(『文学』第二卷第二号、岩波書店、二〇〇一年)。

第一章 平氏政権成立まで

第一節 正盛・忠盛の位置付け

はじめに

周知のように、日本の歴史上での激動期、中世権門体制へと大きく転換するこの時代に大きく活躍した武家の一つが「平家一門」であった。

平氏政権は、平清盛一代だけで築いたのではなく、祖父の平正盛の活躍が大きかったのである。しかし『平家物語』では、父の平忠盛から書き起こされている。正盛・忠盛の検非違使、院の武力の一翼として北面の武士となり活動したことが書かれていない。忠盛が内昇殿を許されることから始まり清盛へと展開している。

本章の課題は、平氏政権成立までの平正盛の時代から、保元の乱までの歴史的意義を解明するところにある。はじめに、伊勢平氏（正盛・忠盛の時代を中心に）が、中央へ進出する過程において、いかなる歴史的必然性が存在したのかという課題にせまってみたい。

なぜ、『平家物語』では、平忠盛から書き起こされているのであるのか。またなぜ、清盛は中央へ進出することが可能であったか。この点については、『延慶本平家物語』上巻第一本「平家先祖之事」からうかがい知ることが出来よう。平氏政権を語り始める際、「殿上の仙籍」という言葉が重要な意味をもつ。それは、作者といわれている「信濃前司行長」が、ある種の「神話」を提示する必然性を要したのである。その必然性とは、正盛の

時代までは、桓武天皇という貴種のもとに生まれながら、地下・受領の地位に甘んじなければならなかった点である。このことが行長には、作品の構想上、不要であったといえる。しかし、忠盛からは、「殿上人」になることができたのである。それは桓武平氏という貴種観念、「殿上人」という天皇との親近性を表示する身分こそが、白河の落胤とされる平清盛へと展開する作品の構想には必要であったのである。このように、『平家物語』の書き出しは、史実と物語というところで象徴的である。

この点について、初めにこの問題から検証してみたい。

先行研究をみると、平氏政権が成立するまでの平氏勢力の基盤となった伊勢平氏の状況をとりあげたのが高橋昌明氏である⁽¹⁾。氏は伊勢多度神宮寺をめぐる実証的成果にもとづき、清盛以前の時期において、中央政権へと進出する過程を解明している。だが、『平家物語』での正盛・忠盛の位置づけに関してはふれていない。

そこで本章では、平氏政権が成立するまでの平正盛（生没不詳）の時代を中心に、伊勢平氏（正盛・忠盛）が中央へ進出する過程において、いかなる歴史的意義が存在したのかを「北面の武士」、「檢非違使」としての活動を検討することにより、『平家物語』の作者を「信濃前司行長」と想定し、作品上での正盛・忠盛の位置づけを考察しせまってみたい。

ここでは、『平家物語』⁽²⁾と、記録、史書等から検討することにしたい。

1、平 正盛

平氏政権は、平清盛が一代だけで築いたのではなく、清盛の祖父の平正盛（生没不詳）の活躍が大きいといえる。

しかし、先述のように『平家物語』は、清盛の父の忠盛から書き起こされている。このことを含め、清盛はなぜ中央へ進出することが可能であったのかを検討したい。このはじめにこのところについて『延慶本平家物語』上巻第一本「平家先祖之事」⁽³⁾をみることにする。

彼ノ先祖ヲ尋ヌレバ、桓武天皇第五皇子、一品式部卿葛原親王、九代ノ後胤、讚岐守正盛孫、刑部卿忠盛朝臣嫡男也。彼ノ親王ノ御子、高見ノ王、無官無位ニシテ、失給ニケリ。其御子、高望ノ親王ノ御時、寛平二年、五月十二日ニ、初テ平ノ朝臣ノ姓ヲ賜テ、上総介ニ成給シヨリ以来、忽ニ王氏ヲ出テ、人臣ニ列ル。其子、鎮守府將軍良望、後ニハ常陸大掬国香ト改ム。国香ヨリ貞盛、維衡、正度、正衡、正盛ニ至ルマデ、六代、諸国ノ受領タリト云ヘドモ、未ダ、殿上ノ、仙籍ヲ不聴。

ここからは、平氏政権を語り始める際、「殿上の仙籍」という言葉が重要な意味をもっていることがわかる。『平家物語』の作者といわれている「信濃前司行長」が、桓武平氏に関して「殿上の仙籍」の「神話」を提示する必然性を要したからである。その必然性とは、正盛の時代までは、桓武天皇という貴種のもとに生まれながら地下・受領の地位に甘んじなければならなかった。このことが行長には、作品の構想上不要であったということが考えられる。つまり「殿上の仙籍神話」は想起するが、地下・受領という活動を明らかに

にすることは不要であったといえる。

しかし、現実に忠盛からは、「殿上人」になることができた。このことは、作品上、桓武平氏という貴種觀念、「殿上人」という天皇との親近性を表示する身分であり、白河の落胤とされる清盛へと展開する構想には、必要であったことが理解できる。

正盛については、『覚一本平家物語』巻五「富士川」で「讃岐守平正盛が前対馬守源義親追討のために、出雲国へ下向せし例とて、鈴ばかり給は（ッ）て」⁽⁴⁾と簡単な叙述があるにすぎない。

一方、『延慶本平家物語』をみると、上巻第二中「三井寺ヨリノ山門南都へ牒状送事」に次のようにある。

祖父正盛、仕蔵人五位之家執諸国受領之鞭。大蔵卿為房、賀州刺史之古、補檢非違所、修理大夫顕季、為幡磨大守之昔、任厩別当職。

これは、正盛の経歴が叙述してある。けれども、『平家物語』からは正盛の活動がみえてこない。

これに対して、藤原宗忠の『中右記』をみると、正盛が、源義親追討を契機に、その立場を変化させていることがわかる。

康和四年（一一〇二）十二月二十八日条によると、源義親は、清和源氏の地位を向上させた義家の次男で、康和三年の秋以前より対馬守在任中、鎮西において人民を殺害し、官物を押し取り乱行を働いたため、山陰の隠岐国に配流されたとある⁽⁵⁾。

ところが、嘉承二年（一一〇七）には出雲国へ来て、再度悪行を働き、院の近臣である国司藤原家保の目代を殺し、官物を奪取したのである。そこで同年白河上皇は、隣国の因

幡守正盛に、近境の兵士を招集させ、源義親追討を命じている。

『中右記』天仁元年（一一〇八）正月二十四日条には、次のように記してある。

今夜除目之中、以因幡守正盛遷任但馬守、（中略）是追討悪人義親之賞也、彼身雖未上洛、先有此賞也、件賞雖可然、正盛最下品者、被任第一国、依殊寵者、凡不可陳左右、候院辺人、天之興幸人也、（下略）⁽⁶⁾

ここからは、義親追討の勲功により、天仁元年（一一〇八）正月二十四日、因幡守正盛は但馬守に遷任していることがわかる。「最下品」の正盛が、但馬守に任ぜられ、しかも、この時まで正盛は、出雲国から帰国していない状況にあり、異例の人事であった。

この件に関して『中右記』の記主である藤原宗忠は、同年正月二十九日条で、「故義家朝臣年来武士長者、多殺無罪人云々、積悪之余、遂及子孫也（下略）」⁽⁷⁾とあり、故義家は、罪のない人々を多く殺し、悪事を重ねた結果、報が子孫に及んだと記している。

『百鍊抄』同年正月二十九日条をみると、但馬守正盛は、源義親並びに郎従四人の首を隨身して参洛する。延尉（検非違使、平繁賢・源重時・藤原親実）が、川原で請け取つていたとある⁽⁸⁾。

このことから、平正盛は、源義親追討の件をきっかけに活躍して、それ以後、白河上皇の下で院の武力の一翼を担う存在として重用されていくことがわかる。

たとえば、『長秋記』永久元年（一一一三）四月一日条によれば、清水寺別当補任問題の強訴において、白河上皇が、出羽守源光国、丹後守正盛を派遣しており⁽⁹⁾、『中右記』同年四月三十日条によれば、検非違使平正盛、源重時、平忠盛を派遣している⁽¹⁰⁾。さらに永久二年（一一一四）八月二日条によれば、白河上皇の新御願九体阿弥陀堂の棟上の法要

に、正盛も直衣姿で白河泉殿に参っているとある⁽¹¹⁾。このように平正盛が、白河上皇の側近として、北面の武士、檢非違使として活躍し、平氏政権の基礎を築き上げていったことが理解できる。

2、正盛の北面の武士としての活躍

平正盛が北面の武士として活動したことを記録で確認してみたい。『中右記』永久二年（一一一四）三月九日条をみると、正盛は、海賊九人を白河上皇の命を受けて召し進めている⁽¹²⁾。

源師時の『長秋記』元永二年（一一一九）十二月二十七日条をみてみることにする。

今日仁和寺寛助僧正藤津庄司平清澄男直澄首入洛云々、（中略）直澄父清澄、去年冬依僧正勘当、被召上京都不返遣、替庄司遣僧範誉、範誉下向、（中略）直澄随主人命敢無抗、然間為父糧料米少々運上、而於道押留三四度、因之結怨心、搦件範誉並妻及従類、放海嶋、不授食、又捕同郎従五六人切首云々、依之正盛蒙追捕宣旨、遣郎従搦得云々、後聞正盛叙一階云々⁽¹³⁾

これによると、正盛は、白河上皇の宣旨によって、仁和寺領肥前国藤津荘で、荘園領主に反抗した荘官平直澄を追討している。この際、仁和寺の寛助僧正が、直澄の首を携えて入洛していた。直澄の父は、藤津荘の荘司であった平清澄で、去年の冬に、寛助に勘当されて、京都に召し上げられ、拘禁された人物であった。清澄の替わりの荘司としては、僧範誉が遣わされている。そして範誉は下向し、清澄の子直澄までも苛責したのである。

はじめ直澄は、抵抗せずに従っていたが、京都に拘禁中の父に、糧料米を運上したところ、三、四度途中で範誉に差し押さえられてしまう。このことに怨心を起こした直澄が、範誉、並びに彼の妻、従類を海嶋に放ち、食物を授けず、郎従五、六人を捕らえ斬首したのである。このことによって正盛に直澄追捕の宣旨が下されたのである。そして直澄を搦めとつた功により正盛は、一階を叙したとある。これは、従五位上から従四位下への昇進を意味しているが、貴族にとつて耳目を驚かせることであつた。

正盛は、この追討を通して権威をつけ、平氏勢力を西国に拡大していくのである⁽¹⁴⁾。この頃、白河上皇は、院中に上下の北面の武士を設置して、上は諸大夫、下は衛府の所司の允と、多くの人々を自身の側に仕えさせていた⁽¹⁵⁾。

『中右記』元永二年（一一一九）九月二十一日条には、「今日卯刻被始熊野御精進、（中略）北面下藤備中（前）守正盛（下略）」⁽¹⁶⁾とあり、正盛が院近習の下北面の武士であつたことが明らかである。

3、正盛の検非違使としての活動

次に、平正盛の検非違使としての活動を『中右記』永久二年（一一一四）九月二十五日条からみてみる。

次俊義法師宅主事並鎮西強盜五人、在正盛許之由奏了、仰云、相尋追可被仰也⁽¹⁷⁾。

これは、正盛が俊義法師宅の主事と鎮西の強盜五人をかくまっていたかという疑いが浮上した記事であるが、ここから正盛が、鎮西に強い影響力を持っていたことが考えられ

る。

また、元永二年（一一一九）五月六日条には、「近日京中強盜毎夜不断、仍被仰備前守正盛、可尋進之由被仰下」⁽¹⁸⁾とあり、白河上皇と対抗する程の権力がある撰関家当主、藤原忠実も正盛の存在を認識していたことがわかる。

『百鍊抄』永久元年（一一一三）十一月二十二日条には、醍醐寺座主勝覚僧都大童子千手丸と、阿闍梨仁寛による鳥羽天皇暗殺計画が露頭し、検非違使盛重が彼等を捕え、伊豆国へ配流したと記されている⁽¹⁹⁾。そこでこの事件の余波が残っている頃、『長秋記』天承元年（一一三一）九月十五日条には、白河上皇は、行幸の際布衣を着し、狩胡籙を背負った平正盛を御輿近くで供奉させていたともある⁽²⁰⁾。

検非違使は、九世紀に成立し平安時代から室町時代にかけて、主に警察、裁判を担当しており、（唐名は廷尉）別当・佐・尉・志・府生らで構成された機関である。別当は公卿、佐以下の職は、衛門府の官人が、宣旨により任命され、下級職員には、看督長・案主長・放免などがいた。当時、検非違使別当に在職していた藤原宗忠の『中右記』永久二年四月十六日条をみると、大夫尉忠盛も検非違使の構成員であったことがわかる⁽²¹⁾。同年五月二十六日条に、着欽政において、源重時が着欽の勘文を読み、忠盛が雑犯に興奪したとあり、指揮官として軍事力の中核にいたと理解できる⁽²²⁾。

このように検非違使として着実に基盤を固めた平氏は、六波羅に活動の拠点を築いていくのである。

4、正盛・忠盛、六波羅密寺と檢非違使

六波羅とは、洛東鳥戸郷の西方一帯で、現在の京都市東山区の六波羅蜜寺の付近にあたる。北は五条通、南は正面通、西は鴨川を限り、東は東山山麓に及ぶ地域である。『延慶本平家物語』下「平家都落ル事」では、「忠盛出生ノ地」⁽²³⁾とある。

また、中山忠親が記した『山槐記』治承四年（一一八〇）九月二十九日条には、「先祖旧宅」⁽²⁴⁾と記され、平家一門の邸宅があつたことがわかる。正盛は、六波羅堂を整備し⁽²⁵⁾、藤原忠実の『殿暦』をみると天永四年（一一一三）十月一日条には、祇園女御の一切経供養を六波羅蜜堂においておこない、十種供養や楽舞が行われたとある。この時「上達部・殿上人多以参会、余職事四人勤仕堂童子、依院仰也」⁽²⁶⁾と記されている。この供養会の堂童子を勤めたのは、白河上皇の命を受けた、藤原忠実家の職事四人である。この日早朝、白河上皇は、「内々人示云、雖無指催必可参者」⁽²⁷⁾との命を發している。そこで『長秋記』の同日条をみてみることにする。

上皇被一切経供養、早朝自院、内々人示云、雖無指催必可参者、仍左大臣殿申此趣、仰云、早可参、（中略）着白重行向彼正盛堂、（六波／羅）（中略）今日十種供養事

了云々、僧举経題名、事了説法、了布施、又南塔下前々齋院渡御云々、事了⁽²⁷⁾、これは、記主である源師時が、父の左大臣源俊房から、上皇が一切経を供養されるので、「早可参」と聞き、急いで白重を着け正盛堂（六波羅堂）へ向かつたとある。十種供養が終わり、僧が経題を挙げ説法の後に、布施をし「南塔下前々齋院渡御云々」と記されていることから、正盛堂には、南北両塔がそなわっていたことも考えられる。

その他、六年後の元永二年（一一一九）八月十六日にも正盛は、六波羅堂において一切経供養をおこない、講師は、興福寺の永縁法師とある⁽²⁸⁾。

やがて清盛の代には、『山槐記』治承四年（一一八〇）三月二十三日条によると、「辰刻先礼常光院塔へ六波羅入道相／国泉亭内、」⁽²⁹⁾とあり、この記録からは、清盛の屋敷内に常光院の塔を建て、平氏一門の邸宅もあつたことがわかる。

しかし、この常光院も藤原経房の『吉記』寿永二年（一一八三）七月二十九日条に、「祇園中路五条門以南焼亡、六波羅蜜寺同以焼失、又一日所焼残故正盛朝臣、へ常光／院へ焼亡云々」⁽³⁰⁾と記されているように、平氏の都落ち直後に炎上している。

このように、平正盛は、六波羅の地を基盤に勢力を築き上げてきたといえる。この地は、天永三年（一一一二）十一月八日、内蔵安富という仮名を使い、正盛が、東寺の末寺珍皇寺領を借り請け、屋敷を構え、常光院堂を建てたのに始まる⁽³¹⁾。その畠地一所の四至には、「西安富領垣根」と記され、これ以前にも垣根で囲った土地を領有していたことがわかる。平氏はこの六波羅の地を礎として、清盛の代で大きく拡大していくのである。

以上、見てきたように、正盛・忠盛が非常に重要な役割を果たしていたことは事実であるが、『平家物語』は、彼等二人の時代をほとんど叙述していない。

5、『平家物語』における正盛・忠盛

そこで『平家物語』に、なぜ検非違使としての正盛・忠盛が書かれていないのかを論じ

ることには、彼等の後楯となった白河上皇の存在が考えられる。

『中右記』をみると、永長元年（一〇九六）十月十七日条に、白河上皇は、出家後、権僧正劉命（隆明）を戒師として受戒をおこなっている⁽³²⁾。但し、公にしておらず密儀であった。これは、受戒すると重祚できなくなるからである。その白河上皇死去時において、同じ『中右記』の大治四年（一一二九）七月七日条には、「御年七十七、（中略）同五年五月七日後三條院崩後、秉天下之政、五十七年、但理非決断、賞罰分明、愛惡掲焉、貧富顯然也、依男女之殊寵多、己天下之品秩破也、（下略）」⁽³³⁾と記してある。

ここからは、除目などの決まりがあるのに、上皇はそれを無視し、自分勝手に、意のままに政治を行っていたことがうかがえる。つまり、記主の藤原宗忠に代表される摂関政治を理想と考える貴族の評価は、上皇に対して好意的でなく、貴族の不満が表現されている。

一方、平氏は、白河上皇のもと武力編成の一翼を担い、忠盛から内昇殿を許されたのである。『中右記』長承元年（一一三二）三月十三日条に「国司忠成（盛）被遷任宣旨、又被聴内昇殿」⁽³⁴⁾と記してある。昇殿許可の直接の理由は、得長寿院の造進であったことがわかる⁽³⁵⁾。これを可能とした背景には、平正盛の代からの北面の武士、検非違使としての活躍によって、平氏が院の政治機構に重要な地位をしめてきたことが考えられる。

忠盛は、受領を歴任する一方で、源師時の『長秋記』長承元年八月十三日条によると、「備前守忠盛朝臣自成下文、号院宣、床人周新船、為神崎御庄領不可経問官之由、所下知也」⁽³⁶⁾と記されているように、鳥羽院領肥前国神崎莊を管理していたことがわかる。つまり、宋との貿易により富をたくわえ院へ還元もしていたのである。

このようなことから、内昇殿が許されたのであるが、貴族からは、「比人昇殿猶未曾有

之事也」(註)と評された。

ここからも理解できるように、貴族社会は、武人の昇殿を歓迎しておらず、平氏は、貴族社会から疎まれていたことが現実であったといえる。

これに関して、『延慶本平家物語』上巻第一本「得長寿院供養事付道師山門中堂ノ薬師之事」をみると、内昇殿が許されることについては、「忠盛備前守タリシ時、鳥羽院御願、得長寿院ヲ造進シ」とあり、平忠盛が内昇殿を許される長承元年(一一三二)十一月二十三日、豊明節会の夜、忠盛は御前に召され舞を舞うのであるが、殿上人達が、「伊勢平氏ハ、スガメナリケリ」と、うたいはやすという描写がある。かかる描写と前叙の『中右記』の記事は、平忠盛の昇殿に対する貴族社会の不満という点で共通していることに注目すべきであろう。『平家物語』が、ことさらにこの場面を描くことにより、行長は、忠盛の智謀と思慮深さを表現しているのである。

最後に、『延慶本平家物語』上巻第一本「忠盛昇殿之事付闇打事付忠盛死去事」の章段は、いかなる意味をもつのかを考えてみることにする。

『平家物語』は、平家一門の全盛時代を、平忠盛のような人間像から幕を開けることに意味があつたのである。その描写は、本章の冒頭で述べたような作品構想を、明確にするために必要不可欠な事であつた。すなわち、貴種であり、本来殿上人であるはずの平氏が、「最下品」の地位に甘んじるべきでなく、人格、識見ともにすぐれた平忠盛によって、貴族社会で正当な立場を得ることを表している。

そして貴族社会の不満をことさらに描写することにより、平氏の正当な立場を認めようとして、現在の貴族たちの無能さを対比させることにより、忠盛の人格・識見が強調される

という構図となっている。忠盛の昇進の背景にある白河上皇とのつながり、武力編成の一翼を担って、初めて中央へ進出することを可能にしたという事実は、『平家物語』の文脈の中では、巧妙に覆い隠されているのである。

次に作者は、忠盛が平氏政権を成立させるための一つ的手段として、貴族の仲間入りに随分努力した証として、彼が読んだ歌を叙述している。忠盛の父正盛は、歌を残していない。桓武平氏の系譜では、高棟王流は、これまでに多くの勅撰歌人を排出している。

一方、地下武将である高見王流では、勅撰歌人と成り得たのは忠盛が初めてである。

『覚一本平家物語』巻一「鱸」の章段では、「其子どもは、諸衛の佐になる。昇殿せしに、殿上のまじはりを人きらふに及ばず。」と叙述し、

有明の月も明石のうら風に浪ばかりこそよるとみえしか

と歌を詠んでいる。

これは、忠盛が備前の国から都へ上ったので鳥羽上皇が、明石浦というところはどのようなどころかと尋ねたときの歌である。上皇は感心し、この歌は『金葉集』⁽³⁸⁾に入った。

また「平忠盛朝臣集」のなかで、忠盛は、次の歌を詠んでいる。

遍照寺にて月を見て

平忠盛朝臣

すたきけんむかしの人はかけたえてやともる物は有明の月⁽³⁹⁾

この歌は唯一『新古今和歌集』に入っている。

忠盛は、歌のほか、「笛の上手」でもあり、『覚一本平家物語』巻一「敦盛最後」の章段には、次のように叙述してある。

件の笛は、おほぢ忠盛笛の上手にて、鳥羽院より給はられたりけるとぞ聞こえし。経

盛相伝せられたりしを、敦盛器量たるによつて持たれたりけるとかや。名をば小枝とぞ申しける⁽⁴⁰⁾。

この章段は、笛の名人であつた忠盛が、鳥羽天皇から賜つた笛を、経盛（忠盛の三男）に受け伝え、それ以後、笛の才能があつた敦盛（忠盛の孫）に渡つたと描いてある。笛の名前は、「小枝」で一の谷の城内にて、美しい音色を響かせたといわれる名笛である。このように、忠盛が、貴族としての所作、つまり學問ができ樂器を一つ嗜む事にも努めていたことが叙述してある。

次に、『覺一本平家物語』卷一「吾身栄花」をみることにする。

すべて一門の公卿十六人、殿上人卅余人、諸国の受領・衛府・諸司都合六十余人なり。世には又人なくぞ身えられける。（中略）日本秋津島は、僅かに六十六箇国、平家知行の国卅余箇国、既に半国に超えた（中略）綺羅充滿して、堂上花の如し。軒騎群集して、門前市をなす⁽⁴¹⁾。

ここからは、成り上り者の平家一門が、貴族社会の中に新たな旋風を入れ、武士でありながらも平氏政権を成立させるために貴族化し、平氏の権勢が拡大されていった様子を見ることが出来る。

平家一門は、武力と經濟力、院や摂関家との姻戚關係を作り、清盛の妻の妹滋子は、後白河院妃の建春門院（高倉帝母）、清盛の娘徳子は、高倉帝妃建礼門院（安徳天皇母）である。摂政基実の室白河殿（盛子）は、清盛の娘である。このように平家は貴族化して行くのであつた。

平安貴族は武士の台頭以来、御堂関白道長の榮華に繋がる彼らの歴史の中に、自らの問

題として盛者必衰の理を感じていたのである⁴²。作者は、古い貴族には見られない平家の軍事貴族としての新興の姿をも描いている。

その後「かくて忠盛、刑部卿にな（ッ）て、仁平三年正月十五日、歳五十八にてうせにき。清盛嫡男たるによ（ッ）て、其跡をつぐ。」⁴³と記して作者は、ここではじめて清盛を登場させ、これより以後保元の乱までのことには触れていないのである。

第二節 正盛から保元の乱まで

保元の乱までの描写を『覚一本平家物語』でみると、巻一「鱸」の章段で、「其子どもは、諸衛の佐になる。昇殿せしに、殿上のまじはりを人きらふに及ばず。」と書かれてい。これは、平氏の権勢が拡大されていったことを示している。先程も述べたが、同じく巻一「鱸」で「かくて忠盛、刑部卿にな（ッ）て、仁平三年正月十五日、歳五十八にてうせにき。清盛嫡男たるによ（ッ）て、其跡をつぐ⁴⁴。」と、作者は、ここではじめて清盛を登場させている。以後保元の乱までのことは触れていない。

一方、史実で保元の乱までの経過をみることにする。

保元の乱とは、一一五六年皇室・摂関家の内部対立が要因となり、京都で起こった内乱である。皇位継承が治天の君（白河・鳥羽・後白河）の思惑、恣意に左右されて、そこに、貴族社会の摂関家の内部分裂が加わり起こったのである。つまり崇徳上皇と後白河天皇との兄弟の対立、摂関家の藤原忠実・頼長と藤原忠通との父子・兄弟の対立、そこに武士が加わり、源為義・義朝父子の対立、平忠正・清盛との対立からの戦いである。鳥羽上皇の

死後、皇位継承争いが、後白河と崇徳との当時者間で、政治的穩便に解決されるのではなく、武力という手段で解決されたという点で画期的事件であった。それは、保元元年七月二日、鳥羽法皇が崩御され九日後のことである。源平内乱期に対して、史書『愚管抄』の作者である慈円は、巻第四において、

保元元年七月二日、鳥羽院ウサセ給テ後、日本国ノ乱逆ト云コトバオコリテ後ムサノ世ニナリケルナリ。コノ次第ノコトハリヲ、コレハセンニ思テカキヲキ侍ナリ。と記し、貴族と天皇を中心とする世の中が理想であると考え、武者の世に好意的でないのである。また、武者の世になった要因は、

サレバ世ヲシロシメス鳥羽法皇、撰藤原忠実籙臣ノヲヤノサキノ藤原忠実関白殿、トモニ、アニヲニクミテヲトヲカタヒキ給テ、カカル世中ノ最大事ヲオコナハレケルガ、世ノスエノカクナルベキ時運ニツクリアハセテケルバ、(中略)コノ巨害ノコノ世ヲバカクナシタリケルナリ。サレド鳥羽院ノ御在生マデハ、マノアタリ内乱合戦ハナクテヤミニケリ(45)。

と記し、保元の乱の原因は、末代の状況であるので、片引きをしたために武者の世になつてしまったと記してある。つまり、皇位継承をめぐり、鳥羽法皇が崇徳天皇(兄)を憎みて、近衛天皇(弟)を依し、摂関の地位をめぐり藤原忠実が忠通(兄)を憎みて頼長(弟)を片引きした。その「巨害」にあると述べている。

また、鳥羽上皇の死に関しては、『保元物語』上において、「保元元年春夏の比ヨリ、法皇ツネニ御惱有テ、心身例に背キ、玉体不予ニナラセ給。(中略)七月二日、法皇終ニ隠サセ給ヒケリ。」と記され(46)、『百鍊抄』でも、保元元年(一一五六)七月二日条によ

ると、「禅定仙院崩於鳥羽安樂寿院。五十四葬同御塔擬山陵也。」(47)と記されている。また、平信範が記主である『兵範記』五月二十七日条では、「法皇御不殊増御、一切御不食云々、」三十日条では、「法皇御惱猶大事御(中略)偏有御方歳沙汰云々」(48)と記され、七月二日は、鳥羽上皇の崩御のことのみで、不穏な動きを伝える記事は記されていないのである。しかし、七月五日になると突如その動きが表面化するのである。『兵範記』保元元年(一一五六)七月五日条をみることにする。

五日甲辰 藏人大輔雅頼奉勅、召仰檢非違使等令停止京中武士、佐衛門尉平基盛、右衛門尉惟繁、源義康等、参入奉了、去月朔以後、依院宣、下野守義朝並義康等、参宿陣頭守護禁中、又出雲守光保朝臣、和泉守盛兼、此外源氏平氏輩、皆悉率随兵伺候鳥羽殿、蓋法皇崩後、上皇左府同心発軍、欲奉傾国家、其儀風聞、旁被用心也(49)、

この記事の内容は、藏人大輔雅頼が後白河天皇の勅を奉り、檢非違使等を「召仰せ」と「京中の武士」を「停止」せしめたのである。「京中の武士」とは、崇徳・頼長方の武士を指すとみてよい。その命令に応じて、左衛門尉平基盛・右衛門尉平惟繁・源義康等を召集しているのである。そして、故法皇(鳥羽上皇)の命を受けた武士が、去月朔以後、院宣により、下野守源義朝并ニ義康等、陣頭に宿し、内裏(當時は、高松殿)と院御所(鳥羽殿)を守護していたのである。これは、法皇が崩じた後、崇徳上皇・藤原頼長が連合して謀反を起こそうとしているとの情報があるので、警戒を強化するようにと述べている。このことは故法皇の生前の遺志に従うもので、内裏・院・御所警備の武士を後白河方に動員することを正当化しようとしていたのではなからうか。

この記事からは、平清盛の弟基盛が、檢非違使と左衛門尉にあること、平氏一門として、

後白河方の武力の一翼を担う存在であったことの二点をうかがえる。

先に掲げた記事と関連するが、次に翌日『兵範記』七月六日の条によると⁽⁵⁰⁾、平基盛は、源親治男を「東山法住寺辺」で追捕したのである。源親治は、大和国に住む武士で、京と宇治を往還していた。つまり、親治・忠実・頼長・崇徳方の武士は、京に立ち入ることができない状況になったのであると言える。そして状況は急変する。崇徳上皇は、二日法皇の臨終以来、九日まで鳥羽殿の中の田中殿に引き籠っていたが、『兵範記』七月九日条をみると⁽⁵¹⁾、上皇は、「夜半」（午後九時頃）に、鳥羽田中殿よりまづ、同母妹の統子内親王の屋敷の前齋院御所に入り、さらに白河北殿に入った。このことは予想外のことと、記主の平信範は、「上下成奇、親疎不知云々」と、驚きを述べている。そして『兵範記』七月十日条では、

十日巳酉 上皇於白川殿被整軍兵、是日来風聞、已所露頭也散位平家弘（中略）前太夫源為義、前左衛門尉同頼賢、（中略）引率初参（中略）晚頭左府自宇梶参入、（中略）禁中^{于時高}松殿依彼僉議、同被集武士、下野守義朝、右衛門尉義康、候于陣頭、此外安芸守清盛朝臣、兵庫頭頼政（中略）依勅定参会、漸及晚頭軍如雲霞、関白殿並中納言殿令参内給（中略）入夜清盛朝臣以下各着用冑、引率軍兵⁽⁵²⁾、

とあり、崇徳上皇は、白河北殿において軍兵を整えられたが、この情報は、すでに流れていた。上皇は、平家弘・源為義・源頼賢と共に、鳥羽田中殿から白河殿へ入っていることがわかる。そして「初参」とあるが、源為義は、二年前故法皇の命令により「停任」の処罰を受けている⁽⁵³⁾。頼長は、「晚頭」（午後七時ごろ）宇治から白河に馳せつけている。「此外」というのは、源義朝と源義康の二人は、六月一日から内裏を警備する任務に就い

ていたため区別されている。「此外」の武士とは、平清盛をはじめ源頼政等名だたる武士が、「雲霞の如」後白河方に参集した。「晩頭」に関白忠通とその息基実も内裏に参内し、会議がおこなわれていた。戦は決定され、「入夜」(午後九時ごろ)清盛をはじめ武士は全員甲冑を着し、「軍兵引率」し出勤命令を待っていたのである。後白河方の軍勢はすぐに出動せず、「鶏鳴」(午前二時ごろ)になつてようやく開始している。

『兵範記』七月十一日条をみると、(へ)は割注)

十一日庚戌 鶏鳴清盛朝臣、義朝、義康等、軍兵都六百余騎発向白河、へ清盛三百余騎自二条方、義朝二百余騎自大炊御門方義康百余騎自近衛方

此間主上召腰輿、遷御東三条殿(中略)辰剋東方起煙炎、御方軍已責寄懸火了、云々、清盛等乗勝逐逃、上皇左府晦跡逐電、白川御所等焼失、御方軍向法勝寺検知、又焼為義田覚寺住所了、主上聞食此旨、即遷御高松殿(中略)上皇左府不知行方、但於左府者已中流失由多以称申、為義以下軍卒同不知行方云々、藤原忠実宇治入道殿聞食左府事、急令逃向南都了云々(下略)(54)

と記し、清盛が三百余騎、義朝が二百余騎、義康が百騎で白河へ向かつたのである。軍勢は三手に分かれている。清盛は二条大路、義朝は大炊御門大路、義康は近衛大路を通り、白河北殿に向かつた。この間後白河は、腰輿を用いて東三条殿に「遷御」していたのである。辰剋(午前八時ごろ)後白河方が白河殿に火をかけ戦は終わった。崇徳上皇・藤原頼長等は逐電した。後白河天皇は、戦の終結を受け再び高松殿へ「遷御」した。そして「宇治入道殿」藤原忠実は、左府頼長の事を聞くと、南都へ逃亡したのであった。保元の乱について当以上、具体的に時系列的に記した。いささか多い紙数となったが、

時の記録から復元することが出来たように思う。

一方、『延慶本平家物語』上巻第一本「清盛繁昌之事」では、「保元々年、左大臣代ヲ乱給シ時、安芸守トテ御方ニテ勲功アリシカバ、播磨守ニ移テ、同年冬太宰大貳ニ成ニキ（下略）⁵⁵」と書かれているのみで、鳥羽法皇崩御に関して叙述されていない。このあと、清盛のことを、『延慶本平家物語』上巻第一本「平家先祖之事」において、「前太政大臣平清盛入道、法名浄海ト申シケル人ノ、有様伝承コソ、心モ詞モ及バレネ。」とあるように、清盛の活躍ぶり、異例の昇進、また、権力を握ってからの専横⁵⁶云々等々を作者は、語っていくのである。

このように『平家物語』の文脈において、保元の乱の中での平清盛の合戦をめぐる描写は多く叙されていない。では、他方同じ文学のジャンルである『保元物語』の中では、どのように語られているであろうか。本章では、保元の乱それ自体を論じることを論点としていないので、詳細は、先行研究にゆずるが、『保元物語』の中では、合戦描写の中で、平清盛は次のように語られている。

引用の箇所は長きにわたるが、史実と物語を対比し検証する上で必要と思われるので、以下記しておきたい。

『保元物語』上（官軍方々手分ケノ事 并ビニ親治等生ケ捕ラルル事）の章段では、

去ルニ日、一院崩御シ御座テ後ヨリ、謀反ノ輩、京中ニ入集リ（中略）

同五日、檢非違使共ヲ召テ被仰付。宇治路ヲバ安芸判官基盛、淀路ヲバ周防ノ判官季

実（中略）大江山ヲバ源判官資経、角ク承ル。

同六日、安芸判官平基盛、百騎バカリノ勢ニテ、宇治路ヲ堅メニ行向ケルニ（中略）

大和国ノ方ヨリ（中略）都合三十余人逢タリケル（下略）「安芸守清盛ノ次男、安芸判官平基盛が宣旨ノ御使也。」（下略）基盛、百余騎ノ勢ヲ以テ、中ニ取籠テ、カラム取ラントス。（下略）一騎ニ三騎、五騎ヨリアヒ、組ンデハ落、シテカラメケリ。

（官軍召シ集メラルル事）の章段では、

去六日ヨリ内裏ヲ守護シ奉ル。殊ニ此程、所々ノ門ヲカタク守リ奉ル。安芸守清盛朝臣、兵庫頭源頼政、佐渡式部大夫同重成ハ、故院ノ御遺言ノ内ナリシカバトテ、（下略）女院ヨリ内裏へ進セラル。清盛ハ多勢ノ者ニテ、一方ノ大將軍ヲモ仰付ラレヌベキナレ共、新院ノ一宮重仁親王ノ御メノ子ナレバ、法皇御心ヲ置セ給テ、御注文ニハ入サセ給ハザリケリ。然共、美福門院ヨリ「故院ノ御遺言ニ、清盛、内裏ヲ守護シ申セ」ト御使アリケレバ、清盛、内裏へ参リヌ。

（新院御謀反露頭并ビニ調伏ノ事付ケタリ内府意見ノ事）の章段では、同日、大夫史師経、宣旨ヲ官使ニモタセテ、宇治左大臣殿へ奉ル。左大臣殿、「忠正・頼憲ヲ召テ進ベシ」ト、詞ニテ御返事有ケリ。明日十一日ニハ、左大臣殿ナガサルベキニテマシマス。夜ニ入テ、新院、鳥羽ノ田中殿ヨリ白川ノ前斎院「ノ御所へ御幸ナル。人コレヲ不知。只「斎院」ノ行啓」ト披露セヨ」トテ、（下略）

（主上三条殿ニ行幸ノ事付ケタリ官軍勢汰へノ事）の章段では、保元元年七月十一日卯剋ニ、東三条殿へ俄ニ行幸成ル。（中略）少納言入道ヲ以テ、合戦ノ次第ヲ被召問。義朝畏テ申シケルハ「軍ニヲヒテハ、重々ノ様候へドモ、（中

略) 此内裏ヲバ、清盛ナンドニ守護セサセテ、義朝ハ打手ヲ給リテ、(下略) 明レバ十一日、寅ノ剋ヲゾ定メタル。(中略) 内裏ヨリ相向中ニ、義朝、清盛、大将也。(中略) 清盛ハ明レバ十一日、東フサガリ、其上、朝日ニ向テ弓引カン事、恐アリトテ(下略)

清盛ニ相隨手勢者共ハ、舍弟常陸守頼盛、淡路守教盛、無官大夫経盛、嫡子中務少輔重盛、二男安芸判官基盛、郎等ニハ筑後左衛門家貞、(中略) 都合其勢六百騎ニテ馳向フ。

(白河殿へ義朝夜討チニ寄セラルル事)の章段では、

去程ニ、清盛、三条川原へ打出デ、スヂカヘニ東川原へ打渡テ、堤ヲ上リニ寄セケルニ、伊藤武者景綱、五十騎計ノ勢ニテ、(下略) 名乗り給へ。

⑩「何ト云ゾ、伊藤五。為朝ガ矢ニ当テ見セン」と云モアヘズ(中略) 清盛、是ヲ見テ、「大炊御門ノ西門ヲバ、」清盛責ヨ「ト宣旨ヲモ蒙タル事モ無。(下略)」

⑪打傾テ、「清盛ガ郎等ニ猿者有ト聞ク。我ハ筑紫八郎源為朝」ト名乗給ケル詞ヲ聞モ終テズ、(中略) ヒヤウド射ル⁽⁵⁷⁾。

と述べられているが、平信範の記した『兵範記』と対比し具体的にその異なる箇所を指摘することにする。

『兵範記』保元元年(一一五六)七月二日条をみると、鳥羽法皇の死を記し、それに関するもので、出生のことから葬儀に関することを詳細に記されている⁽⁵⁸⁾。一方、『保元物語』では、①をみるとわかるように、「一院崩御」と述べるだけで、あとは、「謀反ノ輩、京中ニ入集リ、」と叙述され、武士の動きに重点をおいて書かれていることがうかが

える。

同じく七月五日条をみると、この日、蔵人大輔雅頼が後白河天皇の勅を奉り、檢非違使等を「召仰也」と「京中の武士」を停止せしめたのであると記され、「院宣」が下り、武士がどう動いたのかがわかりよいのである。又「旁被用心」と記してあり、謀反が起きそうである情報に信憑性が濃いことが表われている⁽⁵⁹⁾。これに対し、『保元物語』は、②の記述にあるように、「檢非違使共ヲ召テ被仰付。」と述べ、平氏と源氏を登場させている。「謀反ノ輩有ト聞エケレバ、皆召取テ、流罪セラルベキ由、被宣下ケリ。」と簡単に述べているのである。

次に、七月六日条をみると、史実では、左衛門尉平基盛は、東山法住寺辺で、源親治男を逮捕したことだけが簡単に記されているが⁽⁶⁰⁾、『保元物語』は、③でわかるように、基盛が親治を、「取籠テ、カラム取ラントス。」と以下逮捕の描写を詳細に述べている。作者は、基盛は十九歳にて若くはあるが賢く勇敢であると合戦描写を通して叙されている。同七月八日条をみると、鳥羽法皇の初七日法要の詳細が記されている⁽⁶¹⁾。一方、『保元物語』上（新院御謀反露頭 并ビニ調伏ノ事 付ケタリ内府意見ノ事）の章段では、「同八日関白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮太夫宗能卿参内シテ、儀定アリ⁽⁶²⁾。」と延べ、法要のことは、「鳥羽殿ニハ、一院隠サセ給テ、今日初七日ニ成ケレバ、「御仏事日被行」と述べ、そして（將軍塚鳴動 并ビニ彗星出ヅル事）⁽⁶³⁾の章段で「鳥羽殿ニハ、故院ノ旧臣達（中略）悲被申合ケルハ、「去ハ日ヨリ、彗星東方ニ出デ、」と述べて、以下上皇を偲び称えることを記しているのである。

次に、七月九日条と七月十日条の『兵範記』は、先程前項で述べたので、ここでは控え、

『保元物語』だけをみると、七月九日条は敢えて見あたらない。そこで、七月十日条をみることにする。

『保元物語』上（新院御謀反露顯并ビニ調伏ノ事付ケタリ内府意見ノ事）の章段では同十日、大夫史師経、宣旨官使ニモタセテ、宇治左大臣殿へ奉ル。左大臣殿、「忠正・頼憲ヲ召テ進ベシ」ト、詞ニテ御返事有ケリ。明日十一日ニハ、左大臣殿ナガサルベキニテマシマス。夜ニ入テ、新院、鳥羽ノ田中殿ヨリ白川ノ前齋院「ノ御所へ御幸ナル。人コレヲ不知。只「齋院」ノ行」ト披露セヨ」トテ、御共ニハ、佐京大夫教長卿、右馬権頭実清、山城前司頼輔、左衛門大夫平家也⁽⁶⁴⁾。と叙述されている。

このところは、『兵範記』七月十日条にも記してあり、内容的に重複するが、崇徳上皇の謀反が発覚し、翌日十一日に頼長を肥前に配流することが決定したのがわか。⁽⁶⁵⁾ 夜に入り、上皇は、鳥羽の田中殿より、白河の前齋院御所へ「行幸」であるのに「行啓」と公表せよ。」と記しているが『兵範記』には記されていない。

七月十一日条をみると、先程前項に掲げたのでわかるように、『兵範記』や『保元物語』も合戦描写であるが、『保元物語』は描写が詳細である。そして⑧⑨⑫を示したが清盛のことが多く述べられている。

また、清盛のことを⑧でみると解かるが、「清盛（中略）朝日ニ向テ引カン事、恐アリトテ、」と述べ、清盛の勢いの強さを表現している。

以上、『兵範記』と『保元物語』を総合的に検証すると、内容的に同一箇所は、『兵範記』七月八日条で、鳥羽法要の詳細な記事の後に、

今日、蔵人左衛門尉俊成并義朝隋兵等、押入東三條檢知没官了、東藏町同前即被仰預義朝了、其間、平等院供僧勝紉修秘法在彼殿中、(中略)子細難盡筆端、(下略)(66)と記されている。東三条殿は、代々藤氏長者に相続され、撰閑家の正邸とも言える地位を占めている。『台記』久安六年(二五〇)六月二十六日条によると、忠実は、忠通から氏長者の地位を奪い、これを頼長に譲ったのであるが、その時より東三条殿は、頼長の所有となつた。これを天皇の命にて「没官」の処罰にしている。また、その時邸内で平等院の供僧勝尊が秘法を修していたので、これを搦め捕え尋問し、本尊ならびに文書等を没収している。さらに、勝尊は頼長の命により、日常同邸に住み修法を勤めている。これらのことから、頼長の謀反が明らかになつたのである。このようなことは未曾有なことなので、記主は、「子細は筆端に尽し難い」と曖昧に記している。このことから、保元の乱は、東三条邸の武力接収により口火を切られたといえる。

この箇所が『保元物語』上(新院御謀反露頭并ビニ調伏ノ事付ケタリ内府意見ノ事)の章段での内容と同じで、

来十一日、左大臣頼長、肥前国へ流シタテマツルベキ由、被定申ケリ。謀反事既ニ頭ル故ナリ。左府、又東三条ニ、アル僧ヲ籠テ秘法ヲ行ワセラル。内裏ヲ咒咀シ奉之由風聞アリテ(67)。

と記述してあり、朝廷は、藤原頼長が東三条邸に僧を籠めて秘法を行わせ、天皇を呪咀しているとの噂があるとして、義朝を遣わし勝尊を捕えて尋問した。勝尊によれば、「別事ニハ候ハズ。関白殿、左大臣殿、御兄弟ノ御中、和平セサセ給ベキ由祈請申サセ給也」との答えであつたが、押収した文書によつて頼長の謀反が露見したのである。この事件の翌

日から、崇徳上皇、頼長が行動を起こしている。前項でも述べたが、このように保元の乱の発端は東三条邸の没官によるといえる。この箇所が、『兵範記』と『保元物語』が同じである。

また、異なる所は『兵範記』では、先程前項で述べたが七月十日条によると、崇徳上皇が、白河殿において軍兵を整え会議が行われ戦いを決定された⁽⁶⁸⁾。

他方、後白河方は「入夜」に清盛をはじめ武士は、「軍兵を引卒」し出動命令を待ち、「鶏鳴」になり戦を開始したのであると記している。一方『保元物語』では（主上三条殿ニ行幸ノ事付ケタリ官軍勢汰ヘノ事）⁽⁶⁹⁾によると、為朝が上皇の御前に召され献策をし、内裏夜討ちの策を申し上げたことに対して、夜討ちはもつてのほかで、堂々と勝負するようにと一蹴したのである。

次に、合戦描写を検討すると、『兵範記』『保元物語』も、「時」「場所」「人」の三要素を用いて歴史的事件を述べている。人名列挙の方法は、関白に始まり、太政大臣・左右大臣と次第に官位が下がる記し方をしていく。これらの方法は、『兵範記』のような公家の日記や『百練抄』などの史書における記述とほとんど重さなる。時間を追って述べる叙事型の表現である。史実を踏まえつつもそこに物語の場合は、著者の意図・作為・作品の構成論理を視覚、聴覚に訴えているのである。

そして、『保元物語』では、義朝、清盛の合戦描写を詳細鮮明に描いている。『兵範記』では、保元元年七月十一日・保元の乱の当日「鶏鳴」からの事が前項で述べたように、史実に基づいて記されているのである⁽⁷⁰⁾。

ここまで見て来ると、当然のことながら『平家物語』が、保元の乱をめぐる清盛の活動

描写を詳細に語っていないことに対して疑問が生まれて来る。『延慶本平家物語』上巻第一本「清盛繁昌事」によると、保元元年（一一五六）七月に播磨守に転任。同保元三年（一一五八）に太宰大貳になった。これは保元の乱にて、後白河天皇の御方として勲功をたてたからである。以後平家全盛の全貌を語っていくのである⁽¹⁾。

このように、作者は、貴種である平清盛の人格、見識の優れているところをより修飾している。清盛の生まれながらの権勢の強さを描いている。また、武士である平氏を『平家物語』では、保元の乱後、清盛の勲功と白河法皇の落胤であるのではないのかと思われていることを絡ませ、貴族化していく平家一門の姿を描いている。作者は貴族の時代から武士の時代へと流れていくことの必要性を感じていたのではなからうか。平家一門の栄華と滅びを描くことにより、貴族社会の無能力と清盛の専横な姿がわかる。世の人に、現代の時代を考えさせているのであるといえよう。ゆえに作者は、検非違使としての清盛の姿を描かず、保元の乱後からの清盛を物語に登場させているのであろう。

おわりに

本章では、平氏政権成立について、『平家物語』で書かれていない、正盛・忠盛の時代から、保元の乱までのところを検討したのである。

第一章では、このような前章の成果を踏まえて、平氏政権成立と展開において、平氏政権成立までの時代を中心に、伊勢平氏（正盛・忠盛）が、中央へ進出する過程において、いかなる歴史的意義が存在したのかということ考察した。

平氏政権は、平清盛一代だけで築いたのではなく、平正盛・忠盛の活躍が大きかったと指摘したのである。

正盛が活躍した事実があるのに、『平家物語』は、忠盛から書き起こされている。それは、作者といわれている「信濃前司行長」が、神話を提示する必然性の存在を要したからと考えられる。平正盛の時代までは、桓武天皇を祖にもつという貴種のもとに生まれながら、地下人、受領の地位に甘んじなければならなかった。このことは、行長には、作品の構想上不要であり、平氏が栄華を極めることを出発とする作品構想であったといえるよう。

また、『平家物語』では、平氏政権を成立させるために、貴族の仲間入りをすることに初めて努めたのが忠盛であった。彼が、父の正盛では出来なかった貴族としての所作である歌を詠み、笛を嗜むことにも励んだことが叙述してある。事実平家は、武力と経済力、院や摂関家と姻戚関係を持ち平氏政権を成立させたのである。

『平家物語』の始まりは、忠盛が、昇殿を許され、「殿上人」になったという事実、すなわち、桓武天皇を祖にもつという貴種觀念^②、「殿上人」という天皇との親近性を表示する身分こそが、白河上皇の落胤とされる平清盛へと展開する作品構想の過程で必要であったと理解できる。

一方、事実としての平正盛は、源義親追討の件をきっかけに、検非違使として院の武力の一翼としての役割を担うことや、白河上皇の側近として北面の武士となり、六波羅の地に平家の基礎を築いたことを検証の過程で明らかにしたといえよう。

しかし、このことは、『平家物語』に叙述されていない。

作者は、貴種である平清盛の人格、見識の優れているところを修飾し、清盛の生まれながらの権勢の強さを描いているのである。

すなわち、貴種である平氏が、本来殿上人であるはずが、「最下品」の地位に甘んじるべきでなく、人格、識見ともにすぐれた平忠盛により、貴族社会で正当な立場を得るのである。そして、貴族社会の不満をことさらに描写すること、平氏の正当な立場をみとめようとし、現在の貴族たちの無能さを対比させることにより、忠盛の人格・識見が強調されるという構図となっているのである。忠盛の昇進の背景にある白河上皇とのつながり、武力編成の一翼を担って、初めて中央へ進出することを可能にしたという史実は、『平家物語』の文脈の中では、巧妙におおいかくされているといえよう。

以上かかる理由により『平家物語』では、検非違使としての、平正盛、忠盛の活躍が書かれていないといえる。

さらに、古い貴族には見られない平家の軍事貴族としての姿を描くことによって、必然的にやがて武士が、貴族以上の大きな権力を持つ時代が来ることを想定して、敢えて検非違使、北面の武士としての正盛・忠盛の活躍を省いたのであるかと考えている。

次に、正盛から保元の乱後までの史実と物語に関する問題について、検討することを目的とした。

先程も述べたが、保元の乱までの描写は、『平家物語』では叙述されていない。

なぜ、『平家物語』においては、保元の乱の要因と終戦処理、平治の乱までの過程をめぐって、詳細な内容が叙述されていないのかという問題がある。そこで、この期間をめぐり、史実ではどのようなようになっていっているのかという点を検証するにあたり、藤原頼長

が記した『台記』や平信範が記した『兵範記』などをみることにした。そして、『平家物語』と同じ軍記物語の『保元物語』を取り上げた。そのなかでも、合戦描写を検討すると、『兵範記』も「時」「場所」「人」の三要素を用いて歴史的事件を述べている。

その結果、保元の乱において、終戦処理をめぐり、摂関家の「御庄領目録」に関する件や信西主導の下での記録所設置・保元の荘園整理の政策に関することは、『兵範記』に記されてあるが、『平家物語』や『保元物語』ではふれていないのである。『保元物語』『平治物語』『平家物語』などの軍記物語の作品では、あたりまえのことではあるが、武士が主役で構成されている。しかし、当時の貴族の日記や史書を子細に検討するならば、国政を主導していたのは、院上皇の下で行われていた「院政」なのである。白河・鳥羽院政を経て後白河の時代に入り、保元の乱・平治の乱が勃発している。この時代背景を踏まえ、『平家物語』は、史書、記録で史実をある程度踏まえた上で修飾・誇張し、武士の合戦描写を鮮明に語り、貴族や寺社の「横暴」をも描いているのである。

次章では、平氏政権成立と展開の中で、本章で明らかにした成果を、さらに展開して論じることにする。そして『平家物語』の成立における問題を明らかにして、作者といわれる「信濃前司行長」の考えにせまっていきたい。

- ① 高橋昌明『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（文理閣、二〇〇四年）。
- ② 『平家物語』の諸本は多々ある。その著名なものとして、延慶本・長門本・覚一本等が取り上げられてきた。現代ではテキストを『覚一本平家物語』を使い、『延慶本平家物語』も検討していることが現状であるように思う。詳細は拙稿「『平家物語』成立史考―治承・寿永の内乱を通して―」（『大谷大学大学院研究紀要』第二十七号、二〇一〇年）。
- ③ 『延慶本平家物語』上巻第一本「平家先祖之事」（勉誠出版、一九九〇年）、『平家物語』の作者を「信濃前司行長」と想定して論述する。
- ④ 『覚一本平家物語』巻五「富士川」（『新日本古典文学大系四四』、岩波書店、一九九一年）正盛の活動に関する記事は、『延慶本平家物語』上巻第一本「忠盛昇殿之事付闇打事付忠盛死去事」章段で「交讃岐守正盛時ヨリ郎等職ニ補ス、」と記してある。
- ⑤ 『中右記』康和三年七月六日条。康和四年十二月二十八日条。
- ⑥ 『中右記』天仁元年正月二十四日条。
- ⑦ 『中右記』天仁元年正月二十九日条。
- ⑧ 『百鍊抄』天仁元年正月二十九日条。
- ⑨ 元木泰雄『院政期政治史研究』二五二頁（思文閣出版、一九九六年）『長秋記』永久元年四月一日条。
- ⑩ 『中右記』永久元年四月三十日条。

⑪ 『中右記』 永久二年八月二日条。
 ⑫ 『中右記』 永久二年三月九日条。
 ⑬ 『長秋記』 元永二年十二月二十七日条。『中右記』 保安元年（一一二〇）正月六日叙位の儀があり正盛は、從四位下に昇る。これは、慣例により正五位上をとばすことになつてゐる。

- ⑭ 前掲註（1） 高橋昌明論考、一二〇頁。
 ⑮ 『愚管抄』 卷第二（『日本古典文学大系八六』、岩波書店、一九六七年）。
 ⑯ 『中右記』 元永二年九月二十一日条。高橋昌明論考、前掲註（1）一一六頁。
 ⑰ 『中右記』 永久二年九月二十五日条。
 ⑱ 『中右記』 元永二年五月六日条。
 ⑲ 『百鍊抄』 永久元年十一月二十二日条。
 ⑳ 『長秋記』 天承元年九月十五日条。
 ㉑ 『中右記』 永久二年四月十六日条。
 ㉒ 『中右記』 永久二年五月二十六日条。
 ㉓ 『延慶本平家物語』 下卷第三末「平家都落ル事」。
 ㉔ 『山槐記』 治承四年九月二十九日条。
 ㉕ 前掲註（1） 高橋昌明論考。
 ㉖ 『殿曆』 天永四年十月一日条。
 ㉗ 『長秋記』 天永四年十月一日条。
 ㉘ 『中右記』 元永二年八月十六日条。

- ⑲ 『山槐記』 治承四年三月二十三日条。
- ⑳ 『吉記』 寿永二年七月二十九日条。
- ㉑ 『平安遣文』 四卷、一七八一号文書。
- ㉒ 『中右記』 永長元年十月十七日条。
- ㉓ 『中右記』 大治四年七月七日条。
- ㉔ 『中右記』 長承元年三月十三日条。
- ㉕ 『中右記』 長承元年三月十二日条。
- ㉖ 『長秋記』 長承元年八月十三日条。
- ㉗ 『中右記』 長承元年三月二十二日条。
- ㉘ 『覺一本平家物語』 卷一「鱸」の章段の中で『金葉集』とある。源俊頼が白河院の命により大治二年（一一二七）に選進した第五番目の勅撰集。
- ㉙ 「平忠盛朝臣集」（『続群書類従』 卷第四百四十、国書刊行会、一九七七年。『新古今和歌集』 日本古典文学全集、小学館、一九七四年）。
- ④〇 『覺一本平家物語』 卷一「敦盛の最後」。
- ④① 『覺一本平家物語』 卷一「吾身栄花」。
- ④② 谷山茂 『谷山茂著作集』 六「平家の歌人たち」（角川書店、一九八四年）。
- ④③ 『覺一本平家物語』 卷一「鱸」。
- ④④ 前掲註（⁴³）参照。
- ④⑤ 『愚管抄』 卷第四。
- ④⑥ 「保元物語」上（『保元物語 平治物語 承久記』 新日本古典文学大系四三、岩波書

店、一九九二年)

④⑦ 『百鍊抄』保元元年七月二日条。

④⑧ 『兵範記』保元元年五月二十七日条・三十日条。

④⑨ 『兵範記』保元元年七月五日条。

⑤⑩ 『兵範記』保元元年七月六日条。

⑤⑪ 『兵範記』保元元年七月九日条。

⑤⑫ 『兵範記』保元元年七月十日条。

⑤⑬ 『兵範記』久寿元年十一月二十六日条。

⑤⑭ 『兵範記』保元元年七月十一日条。

⑤⑮ 『延慶本平家物語』上卷第一本「清盛繁昌之事」。

⑤⑯ 『延慶本平家物語』上卷第一本「平家先祖之事」。

⑤⑰ 「保元物語」上①④⑤ (官軍方々手分ケノ事并ビニ親治等生ケ捕ラルル事) ⑥ (新院御

謀反露頭并ビニ調伏ノ事付ケタリ内府意見ノ事) ⑦⑧⑨ (主上三条殿ニ行幸ノ事付ケタリ

官軍勢汰ヘノ事) ⑩⑪⑫ (白河殿へ義朝夜討チニ寄セラルル事)。

⑤⑱ 『兵範記』保元元年七月二日条。

⑤⑲ 『兵範記』保元元年七月五日条。

⑥⑰ 『兵範記』保元元年七月六日条。

⑥⑱ 『兵範記』保元元年七月八日条。

⑥⑲ 前掲註(57) ⑥参照。

⑥⑳ 「保元物語」上(將軍塚鳴動并ビニ彗星出ヅル事)。

- ⑥4 前掲註(57) ⑥ 参照。
- ⑥5 『兵範記』 保元元年七月十一日条。
- ⑥6 『兵範記』 保元元年七月八日条。
- ⑥7 前掲註(57) ⑥ 参照。
- ⑥8 『兵範記』 保元元年七月十日条。
- ⑥9 前掲註(57) ⑦、⑨ 参照。
- ⑦0 『兵範記』 保元元年七月十一日条。
- ⑦1 『延慶本平家物語』 上巻第一本「清盛繁昌之事」。
- ⑦2 貴種概念とは、『覚一本平家物語』 巻第一「祇園精舎」の章に、「平朝臣清盛公と申し人のありさま(中略) 其先祖を尋ぬれば、桓武天皇第五の皇子、一品式部卿葛原親王、九代の後胤讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛朝臣の嫡男なり」と叙述してある。このことから考えられる。

第二章 平氏政権成立と展開

はじめに

本章の課題は、『平家物語』の成立を歴史的に解明することを年頭におき、保元の乱以後の、平氏政権の展開過程における史実と物語をめぐり、所期の課題を明らかにすることである。

前章では、『平家物語』で描かれていない平正盛・忠盛の時代から、保元の乱に至る過程で、史実と物語をめぐる展開について明らかにしたように思う。本章では、ここで得られた成果を踏まえ、平氏政権成立の時代において、史実と物語に関する問題について検討してみたい。

『平家物語』では、保元の乱の要因と終戦処理、平治の乱までの過程をめぐって、詳細な記述はない。初めに、この期間について史実ではどのようなようになっていくのであろうか。この点から論じることにはしたい。その上で『平家物語』と同じ軍記物語の『保元物語』を検討することにする。

平氏は、保元の乱後も後白河院と連携する方針を堅持していた。

第一節 保元の乱後と平治の乱

保元の乱後の状況について平信範が記した、『兵範記』保元元年（一一五六）七月二十

日条でみると、「自入道殿被渡献御庄領目録（中略）件御庄園依入道殿知行、混合左府所領可被没官、為遁其難、併被献云々⁽¹⁾」と記されている。

この記事によれば、撰関家の所領に対して公権力が介入し、敗者の所領について没官されるということが理解できよう。つまり二十日に藤原忠実から「御庄領目録」が藤原忠通に届けられた。これは、忠実と藤原頼長の領有する荘園・所領の没収が命じられたということ、撰関家の経済基盤が崩壊の危機に遭遇したのである。さらに撰関家の氏長者は、今まで撰関家内部で選んでいた。つまり、撰関家が武力を合わせ持つ、複合権門としての自立性を保持していたのであるが、保元の乱をきっかけに撰関家氏長者は、朝廷によって忠通に補任されたのである。これは、撰関家が自立性を喪失したといえよう⁽²⁾。

この記事に関することは、『延慶本平家物語』『保元物語』では描かれていないのである。次に『兵範記』保元元年七月二十三日条によると、「今夕、入道太上天皇、被奉移讃岐国、兼日公家有御沙汰（中略）参向仁和寺御在所奉出之、晩頭出御⁽³⁾と記されている。これは、内裏から仁和寺へ使者が立ち、明日新院（崇徳）を讃岐国へ遷し奉ると伝達すること、崇徳天皇の遷幸が予定通り行われたこともわかる。

また『延慶本平家物語』上巻第一本「主上上皇御中不快之事付二代ノ后ニ立給事」では、鳥羽院御晏駕ノ後ハ、兵革打ツバキ、死罪、流刑、解官、停止、常ニ被行テ、海内モ不静、世間モ落居セズ⁽⁴⁾。

とあり、天皇（鳥羽院）の死を「御晏駕」と表現し、「兵革」すなわち、保元元年（一一五六）七月二日の直後におこる保元の乱、その後平治の乱と合戦が続き、戦後処理、政治の波乱も生じ世の中が大混乱していることを記している。

さらに、『延慶本平家物語』上巻第一末「讃岐院之御事」では、

廿九日、讃岐院御追号アリ。崇徳院ト申ス。此院ト申ハ、去ヌル保元元年ニ、悪左府頼長公ノ勸ニ依テ、世ヲ乱リマシ、御事也。(中略)新院讃岐へ御下向アリ。当国々司参行朝臣ノ沙汰トシテ、鳥羽ノ草津ヨリ御船ニ召シ、四方打ツケタル御屋形ノ内ニ、月卿雲客ノ御身近ク随奉ル一人モナシ。只女房三人ゾ泣悲ナガラ仕へ奉リケル。御形屋ハ開事モナケレバ月日ノ光ノヘダ、リ又。道スガラ浦々嶋々由アル所々ヲモ御覽セズ、空ク過サセマシセバ、御心ノナグサム方モナシ。

と記されている。これによれば、新院(崇徳)の讃岐への御下向を拝見しても、哀れなこと、公卿は一人も仕えず、御船中も荒々しい兵だけが同行したのである。外より四方杭を打たれ、光も遮断され風の音や波の音ばかり聞える。これは、崇徳・女房達の悲嘆な場面を現している。このことは、崇徳に対する後白河の処置が、罪人扱いと同一ように厳しかったことがうかがえる。

さらに、『保元物語』下巻(新院讃州に御遷幸の事)の章段をみると、讃岐国司季行朝臣、兵両三人ヲマウケテ請取奉ル。御船ノ御屋形へ入進テ後、外ヨリ鎖ヲ指レタリケル。其時、又女房達、仁和寺殿御出ノ車ノ内ノ様ニ、音ヲ立テテヲメキ叫ビケリ。

道スガラモ、浦々島々、由アル所モ被御覽バ、ヲノヅカラ御慰モ有ベキニ、屋形戸ヲモ開ネバ、月日ノ光モ障リテ、ハゲシキ風ノ音、荒キ浪ノ音計ゾ、御耳ノ余所ニ聞食ス。

と語っている。これは、『延慶本平家物語』と内容が同じで、特に表現をみると、『延慶

本平家物語』傍線 A B の部分が、『保元物語』の傍線 ㉠ ㉡ と共通している点が多い。

では、次に前叙の軍記物語をめぐり、史実からの確認を進めてみたい。平信範の『兵範記』同年七月二十八日条・三十日条によると、

二十八日 今夕被行斬罪、忠貞「正」、長盛、忠綱、道行 郎等 己上播磨守清盛朝臣、

於六波羅辺斬云々 三十日 為義、頼方、頼仲、為成、為宗、九郎 己上左馬頭義朝、

於船岡辺斬之、但為義、檢非違使季実、依 勅定実檢 〓

と記されている。これは、七月二十八日に平清盛の伯父の忠貞「正」一族等は、清盛によって六波羅で執行された。三十日には、源義朝が船岡山で源義親の子、為義一族等を処刑している。

他方、このことは、『保元物語』下巻（義朝ノ弟共誅セラルル事）の章段では、次のように描写されている。

為朝ハ大原ノ奥ニ有ト見ヘテ、打破テ逃ヌ。行方ヲ不知。残五人、静原ノ奥、鞍馬、貴船ナンドニ、アソコ爰ノ峰ヤ、アシコノ谷ニツカレ伏リケルヲ、押寄セト、擲取テ、船岡山ニテ切ラントス。

十七日、源氏平氏棟トノ者、十三人ガ首ヲ切ル 〓。

と語り、義朝は、比叡山で為義と別れた弟達の頼方・頼仲・為宗・為成、為仲の五人を追い捕らえ船岡山で斬首するのである。

さらに（義朝ノ幼少ノ弟悉ク失ハルル事）の章段より、

猶財義朝ニ宣旨ノ下リケルハ、「幼キ弟共ノアマタアルナル、女子ノ外ヲバ皆失ヘトゾ仰ケル。（中略）京中ニ有ランズル幼物共失フベシ。六条堀川ノ宿所ニ、男子四

人アリトゾ覺ル。スカシテ、道ノ程泣セデ、船岡山ニテ切レ⁽⁹⁾と語り、義朝は、幼い末弟たち乙若・亀若・鶴若・天王の四人も斬首している。義朝は、出世のために源氏の後継者達を根絶したといえよう。保元の乱の断罪が、無惨にも自分の血族繁栄を我手によって無惨に葬った。

また、『保元物語』下卷（忠正、家弘等誅セラルル事）の章段では、二十五日、源平ヲ始テ、十七人ガ首ヲハネラル。〔中略〕平馬助忠正法師、嫡子新院藏人長盛、皇后宮侍長忠綱、左大臣勾当正綱、平九郎道正父子五人ヲバ、甥ヲバ、甥ノ播磨守清盛ヲ頼テ、向タランニ、サリ共、命ヲ助ザランヤト思テ、頭レ向タリケルニ、清盛、無左右伯父ヲ切ニケリ。（下略）⁽¹⁰⁾

とあり、平清盛の伯父平忠正、その息子で崇徳上皇の藏人を勤めた長盛・忠綱・正綱また忠正の郎従道正父子五人を全て容赦なく六条河原で斬首した。忠正は、この事件については犯人は死罪にしないという信西の謀略にかかったといえる。つまり出家をして自首をするが清盛に斬られた。清盛は、源義朝に父の源為義を斬らせるため信西と申しあわせていたのである。

崇徳に最後まで従っていた平正弘の一族・家弘父子一族も藏人判官義康によって大江山で処刑されている。また船岡山では、光弘が平判官実俊によって斬られている。このように『保元物語』は、事実を述べるだけでは、軍記物語の合戦描写の様子の構成、要件を満たさないものと考えられていた。

貴族の日記に比べ読む対象を広げ、読み手の関心を引き付けるために、その事件をめぐる当事者同士の人間感情の機微を描写する必要があったからである。

次に、保元の乱での戦後処理のなかで、平治の乱の遠因となる人間関係をうかがうことができる史料がある。『兵範記』保元元年十月十三日条⁽¹⁾で、これは、後白河親政において、藤信西主導の下で、記録所設置・保元の荘園整理の政策が記されている。上卿には、藤原信西の嫡男俊憲の岳父藤原公教、次官の弁に俊憲が就任し親二条派の藤原惟方・源雅頼等十一人の寄人が記されているのである。この参加メンバーからは、平氏政権成立の契機となる要素も含まれていることがわかる。後白河の下で信西政権が一元的に行なわれていたのではなく、後白河を中心とする勢力と二条を支援する勢力が存在する人的構成による政権構造となっている。この記事に関しては、『延慶本平家物語』『保元物語』において語っていない。

ここまでの保元の乱において終戦処理をみると、撰閲家の「御庄領目録」に関する件や信西主導の下での「記録所設置・保元の荘園整理の政策」に関することは、『兵範記』に記されてあるが、『延慶本平家物語』や『保元物語』ではふれていない。(この点は政権成立に関わる重要な問題なので、後ほど述べることにする。)

さらに史実を読み進めると、二条天皇が保元三年(一一五八)八月即位し、保元の乱終結後、信西を中心とする政権グループと、二条天皇中心とする政権グループが対立する。この結果、平治の乱が生まれたのである。平治元年(一一五九)十二月九日と二十五日・二十六日の二回の戦乱である。後白河の近臣内部の対立(藤原信西と藤原信頼)、二条天皇を中心とする藤原経宗・同惟方の勢力、平清盛・源義朝の対立という要素が加わり起こった内乱であった。藤原信西・平清盛と藤原信頼・二条天皇親政グループ・源義朝方とに分かれて武力衝突したのである。

本章では、平清盛を中心とする政権が起き上がった契機となる、平治の乱以後の状況にふれる前に、平治の乱直前の政治状況について先づ確認しておきたい。その上で平治の乱を経て成立した平氏政権をめぐり、史実と物語に関する問題について検討したい。

先づ、平治の乱の合戦の戦況を、古代から鎌倉に至る史書の『百鍊抄』平治元年（一一五九）十二月九日／十七日条からみると、

夜。右衛門督信頼卿。前下野守義朝等謀叛。放火上皇三条烏丸御所。奉移上皇・上西門院於一本御所。

とあり、十二月九日夜。藤原信頼・源義朝が「謀叛」をおこし、院の御所に放火したのである。同じく十二月十七日条には、

少納言入道信西首。延尉於川原請取。渡大路懸西獄門前樹。件信西於志加良木山自害。前出雲守光保所尋出也⁽¹²⁾。

と記され、信西は、近江国信楽山（宇治田原）辺りで自殺した。そして、源光保に遺体を発見されて西獄の門前に梟首された。

このところを『愚管抄』巻第五では、

① コノ信西ヲ信頼ソネム心イデキテ、（中略）義朝ト一ツ心ニナリテ、ハタト謀反ヲオコシテ（下略）

② カ、リケル程ニ平治元年十二月九日夜、三条烏丸ノ内裏、院御所ニテアリケルニ信西子ドモグシテツネニ候ケルヲ押コメテ、皆ウチココロサントシタクシテ、御所ヲマキテ火ヲカケテケリ。（中略）コノ御車ニハ重成・光基・季實ナドツキテ、一本御書所へイレマイラセテケリ。

信^③西ハカザドリテ（中略）人ニシラルマジキ夫コシカキニカ、レテ、大和国ノ田原ト云方へ行テ、穴ヲホリテカキウズマレニケリ。

サテ信西ハイミジクカクレヌト思ヒケル程ニ、猶夫コシカキ人ニ語リテ（中略）田原ノ方へ往ケルヲ、（中略）穴ノ内ニテアミダ佛タカク申ス聲ハホノカニ聞エタリ^⑬。と記され、『愚管抄』においても信頼、義朝が信西への嫉みから「謀反」をおこしたのであるとし、信西親子を殺害するため放火したと記録してある。信西は、「カザトリテ」とあり、事件を感じて逃亡したのである。そして、「いみじくかくれぬ」と、自分の死体が発見されないことを願い、山城国綴喜郡田原の山中に穴を掘って、念仏を唱えつつ臨終を向えようとしていた。

このように『兵範記』『愚管抄』は、この事件を信頼、義朝の「謀反」という視点から記録している。信西に関しては、死に場所を求めて「志加良木山」に逃亡し、自殺をしたのであると記している。

次に『延慶本平家物語』上巻第一本「八人ノ娘達之事」では、

誠^①ヲ加ヘシカバ代ノ乱モ無リシニ、保元ニ為義切ラレ、平治ニ義朝誅テ後ハ、未々ノ源氏少々アリシカドモ、或ハ誅レテ（下略）

「宇治ノ悪左府贈官等ノ事」より

死骸^②ヲ被実檢之事ハ、（中略）信西平治ノ最後ノ有様、少モタガハザリキ。怖シカリシ事共也^⑭。

と記され、これは、『延慶本平家物語』の序章で、これ以後、治承年間平家の全盛期に入っている。

このあたりを『平治物語』上（三条殿へ発向付ケタリ信西の宿所焼き払ふ事）の章段では、同九日夜、丑の刻に、衛門督信頼卿・左馬頭義朝、大将として、以上その勢五百余騎、院の御所三条殿へをしよせ、四方の門（財）をうちかこむ。（中略）上皇あはてて御くるまにたてまつる。（中略）信頼・義朝・光保・光基・重成・季実・御くるまの前後左右をうちかこみて大内へ入まいらせ、^A一本御書所におしこめたてまつる。

同夜の寅の刻に、信西が姉小路西洞院なる宿所を追捕してやきはらふ。

（信西の首実検の事付ケタリ南都落ちの事并ビニ最後の事）の章段では、

同十四日、光保が郎等男、（中略）此おとこヲ、前に立て、田原が奥にゆきてみれば、（中略）すなはち掘てみれば、自害して被埋たる死骸あり。その首をきりて、奉りけるなり。

（信西の首大路を渡し獄門にかけらるる事）の章段では、

同十七日、源判官季経以下の検非違使、大炊御門河原にて信西が首をうけ取、大路を渡、東の獄門のまゑなる樗の木にぞかけてける^⑤。

と語っている。『愚管抄』の傍線②―Aの「一本御所へイレマイラセテケリ」・『平治物語』の傍線①―A「一本御書におしこめたてまつる」ということからうかがえるが、後白河をその場所へ移したというだけで、制約を加えたということではないといえよう。また、信西の死に関しても、『愚管抄』『平治物語』は、同じ内容を触れている。信西の「謀反」という表現は出て来ない。しかし信頼に関しては、『愚管抄』巻第五において「謀反」と表わされている。この違いは何であるのか疑問が残るのである。このことを解明する上でも、平治元年十二月二十五日・二十六日の事件を『百鍊抄』でみることにする。

廿五日。夜。主上中宮偷出御清盛朝臣六波羅亭。上皇渡御仁和寺。

廿六日。遣官軍於大内。追討信賴卿已下輩。官軍分散。信賴兵乘勝襲来。合戦六条河原。信賴義朝等敗北。信賴至仁和寺。遣前常陸守経盛。召取信賴斬首（下略）（16）

これによると、清盛は、ひそかに二条天皇と中宮（||妹子）を清盛の六波羅邸に向え入れた。一方後白河は、一本御所を出て仁和寺に赴いた。仁和寺御室には、後白河の同母弟の入道覚性親王が住んで居たのである。明けて二十六日、合戦がおきる。これによると、「信賴の兵」「信賴・義朝等」と記され、信賴が積極的であったようにうかがえる。このところを『愚管抄』巻第五・二二九頁・二三四頁をみることにする。

サテ信賴ハカクシチラシテ大内ニ行幸ナシテ、二条院當今ニテオハシマスヲトリマイラセテ、世ヲオコナヒテ、院ヲ御書所ト云所ニスエマイラセテ、スデニ除目行ヒテ、義朝ハ四位シテ播磨守ニナリテ（下略）

これは、戦乱後五日後、平治元年十二月十四日のことである。信賴は、二条を大内に移し、後白河を御書所（||一本御書所・内裏の東隣）に移した。Aの表現「とりまいらせ」と記してあるが、二条を掌中に握ったと理解でき、Bの表現「すえまいらせ」とあるが後白河には、単にそこに居らせたとしたこと、二人のあつかいが違っていたことがわかる。また、二十五日藤原惟方の協力によって後白河が内裏より仁和寺へ脱出して、二条天皇は六波羅へ行幸されたのである。そして二十六日合戦がおきる。このところを、同じく『愚管抄』では、

カ、リケル程ニ内裏ニハ信賴・義朝・師仲、南殿ニテアブノ目ヌケタル如クニテアリケリ。（中略）義朝ハ某時、信賴ヲ、「日本第一ノ不覺人ナリケル人ヲタノミテ、

カ、ル事ヲシ出ツル」(下略)(17)

南殿(紫宸殿)にかけつけた彼等は、A「目をもがれた虻のように」力が抜けあつけにとられてしまうのである。義朝は、怒りを信頼に向けB「不覚人」(「愚か者」と罵倒するのである。そして、合戦の翌日二十七日、「六条河原にてやがて頸きりてけり」(18)。

と仁和寺に逃げ込んだ甲斐もなく、処刑されるのである。『百鍊抄』にも信頼は「首を斬」られたとあり、「謀反人」としてあつかわれている。一方義朝は、京を脱出し逃亡先の尾張国で討ち取られ、(永暦元年正月)翌月九日梟首されている(19)。

次にこのところの合戦描写を、『愚管抄』と軍記物語である『平治物語』において、比較分析をすることにする。

『愚管抄』第五・二三五頁では、

①サテ六波羅ヨリハヤガテ内裏ヘヨセケリ。義朝ハ又「^Aイカサマニモ六波羅ニテ屍ヲサラサン。一アテシテコソ」トテヨセケリ。平氏ガ方ニハ左衛門佐重盛清盛嫡男・三河守頼盛清盛舎弟、コノ二人コソ大將軍ノ誠ニタタカイハシタリケルハアリケレ。(中略)義朝ハ又六波羅ノハタ板ノキハマデカケ寄テ、物サハガシクナリケル時・大將軍清盛ハヒタ黒ニサウゾキテ(中略)ハタハタト打出ケルコソ、時ニトリテヨニタノモシカリケレ(20)。

『平治物語』上(主上六波羅へ行幸の事)の章段では、

①清盛の郎等伊藤武者景綱は、黒糸緘の腹卷の上に雑色の装束し、二尺余の小太刀、腰にさして御ともす。(中略)六波羅より左衛門佐重盛・三河守頼盛・常陸守敦盛、そ

の勢三百騎ばかりにて、土御門東の洞院にて参合。(中略)六波羅の門前に馬車の立所もなく、色節の下部に至まで、甲の緒をしめたとともがら相交はりて、築地のきはより河原面までひしめきあへり。

(信頼方勢ぞろへの事)の章段では、

同²⁰廿七日、六波羅の兵ども大内へ寄するときこえければ、大内の兵ども甲冑を介てあいまちけり。(中略)左馬頭義朝は、赤地の錦の直垂に、黒糸緘の介に、鍬形打ったる五枚甲をきたりける⁽²¹⁾。

と描かれている。『愚管抄』①によると、義朝は、Aに記されているが、敗北であろう戦いに向かったのである。義朝等は六波羅に到り、「ハタ板」の際まで駈け寄ったのである。さすがに騒然となったが、清盛は、黒糸緘の鎧に黒馬に乗り、動々としていたと記し、義朝と対比させる構成で叙述している。

一方、『平治物語』では、①をみると、清盛の装束が鮮明に語られ、「六波羅が皇居になった。」つまり二条天皇が六波羅におられるので皆六波羅へ馳せ、その勢いは雲霞のようになり満ちあふれたことがうかがえる。また、義朝の装束も詳らかに描いてある。

以上、ると軍記物語と史書・記録を対比しつつ描写の違いを検証してきた。両者の間、すなわち物語と史実を対比し考えることを、論じる意義が理解できたように思う。保元・平治の乱を契機として、平氏が国政の中枢に位置する過程をめくり、物語と史実との間で、その描写に大きく違いがあることは間違いないであろう。

さて、本章の主題である『平家物語』においてであるが、なかならず延慶本においては、このところについてスペースを割いて叙述されていないのである。

第二節 清盛と後白河院の協調

1、清盛と後白河院・二条天皇

平治の乱について、武家を中心として歴史の流れを把握するか、院を中心とする公家に重点を置き、史実の理解に努めるのか、大きく別れるところであろう。古代から中世へと転換期の時代は、貴族・武士・寺社の勢力が競い争い、しだいに武家の勢力が大きくなる激動の時代である。『保元物語』『平治物語』『平家物語』などの軍記物語の作品では、武士が主役で構成されている。

しかし、当時の貴族の日記や史書を子細に検討するならば、国政を主導していたのは、院Ⅱ上皇の下で行われていた「院政」なのである。白河・鳥羽・後白河の院政期時代に、保元の乱、平治の乱が勃発している。この時代背景を踏まえ、『平家物語』は、史書、記録で史実をある程度おさえた上で誇大し、武士の合戦描写を鮮明に語り、貴族や寺社の「横暴」をも描いている。その上で平清盛Ⅱ猛き者の栄枯盛衰の人生を語っている。まさに『延慶本平家物語』上巻第一本「平家先祖之事」の序章の詞そのものである。

次に、乱後の政治状況と平氏をめぐる問題に論を進めたい。

平清盛が、後白河と協調しながら国政を主導した時代に相当する。『平家物語』は、平氏政権の成立につながる重要なこの時期、すなわち、平清盛が後白河院と二条天皇との暗闘の中で、政権の中核へ昇るこの重要な時期について、どのように描写しているのかわかるか。

『延慶本平家物語』上巻第一本「主上上皇御中不快之事

付二代ノ后ニ立給事」をみると、

鳥羽院御晏駕ノ後ハ、兵革打ツゞキ、死罪、流刑、解官、停止、常ニ被行テ、海内モ不静、世間モ落居セズ。就中、永曆応保ノ比ヨリ、内ノ近習ヲバ院ヨリ御誠アリ、院ノ近習ヲバ内ヨリ御誠アリ。カ、リシカバ、高モ賤モ恐れ怖キテ、安キ心ナシ。深淵ニ臨テ薄氷踏ガ如シ⁽²²⁾。

と叙述している。

これは、応保元年（一一六一）六月、上賀茂神社にて人形を描いて、二条天皇を呪咀したことが露顕されたのである。その結果巫覡が捕えられ、六月二日、後白河院の近臣修理大夫源資賢も解官された。また同年九月、平敦盛・時忠らは、生まれたばかりの後白河院の王子（Ⅱ憲仁親王・後の高倉天皇）を皇太子に立てようとはかり解官された⁽²³⁾。そして応保二年六月二十三日には、源資賢・同通家・平時忠・藤原範忠が配流されている。

同じく九月には、後白河院の近臣藤原信隆（Ⅱ平清盛の女婿）・成親も解官され、配流されている⁽²⁴⁾。一方これに対して、後白河側では、永曆元年（一一六〇）三月十一日、藤原経宗・惟方らが配流し、二条側へ対抗している⁽²⁵⁾。

藤原経宗・同惟方事件の経緯は、平治二年（一一六〇）十二月二十九日に後白河上皇が、仁和寺から八条堀川の藤原顕長邸に移っていた。その家の棧敷の上から、八条大路を往来する人々を眺めていたとき、藤原経宗・惟方の沙汰で、堀川の板を打ちつけ、棧敷から外を眺められなくなったことが、事件の始まりである。これに怒った後白河が、平清盛を召し、「ワガ世ニアリナシハコノ惟方・経宗ニアリ。コレヲ思フ程イマシメテマイラセヨ」と命令したのである。やがて経宗は阿波国、惟方は長門国へ配流された。

一連の出来事に見えるように、後白河上皇と二条天皇の対立が顕在化したことは、『百

鍊抄』や『愚管抄』にも記録されている。両者の暗闘の中で、次に掲げる史料は、二条天皇の耳を疑うような行為と記した場面である。『延慶本平家物語』上巻第一本「主上上皇御中不快之事 付二代ノ后ニ立給事」によれば、

故近衛院ノ后、太皇后宮ト申ハ、左大臣公能公御娘、御母ハ中納言俊忠娘ナリ。中宮ヨリ皇太后宮ニアガラセ給ケルガ、先帝ニ後レマイラセ、九重ノ外、近衛河原ノ御所ニ、先帝ノ故宮ニ、フルメカシク幽カナル御有様也。永曆、応保ノ此ハ御年廿二、三ニモヤ成ラセ給ケム、御サカリモ少シ過サセ給ケレドモ、此^A后、天下第一ノ美人ノ聞

エ渡ラセヨハシマシケレバ、主上二条院、御色ニノミ染メル御心ニテ、世ノ謗リヲモ御カヘリミ無リケルニヤ、好色ニ叙シ御シテ、一外宮ニ引求シムルニ及テ、忍ツ、御艶一書アリ。后ハ敢テ聞食入サセ給ハネバ、ヒタスラ穂ニ出デマシクテ、后入内有

ベキ由、父^B左大臣家ニ宣旨ヲ被下。此事天下ニヲイテ殊ナル勝事ナリケレバ、忝ギ公卿僉議アリ。(下略)父左大臣ナグサメ申サレケルハ、一世ニ随ハザルヲ以テ狂人トスト云ヘリ。既ニ詔命ヲ被下タリ。(中略)只偏ニ愚老ヲ助サセ御サムハ、孝養^C一御計タルベシ。又此御末ニ皇子御誕生ア(ツ)テ、君モ天下ノ国母ニテモヤ御坐ム。愚老モ外祖父ト云ルベキ。(下略)〔27〕

と叙述している。いささか長文にわたる引用ではあるが、二代后とは、故近衛院(鳥羽天皇第八皇子)の后(太皇太后宮)藤原多子で、二条天皇が、強引に彼女を後宮に入れたのである。天皇の入内要請を多子は嘆き悲しむが、天皇の意向があつた以上、諍うことも出来ず皇子誕生のことがあれば外祖父にもなれるので、父への「孝養」であると考え、多子の父は入内するように勧めていることがわかる。

他方、『今鏡』は次のように書かれている。

『今鏡』中「二代の後」では、

三の君は、宇治の左の大臣の北の方の、父大臣の御いもうとにおはすれば、御子に
たてまつり給ひて、近衛の帝の御時、姉宮より前に、十一にて後に立ち給へり。関白
殿も宇治の大臣も、心よからぬさまにて、へだて多かりけるほどに、帝もかくれさせ
給ひ、左の大臣も失せ給ひて、年経るほどに、^⑥二条の帝の御時、あながちに御消息あ
りければ、父左大臣もかたがた申しかへさせ給ひけれども、忍びたるさまにて、参ら
せたまつり給へりけるに、（下略）

^④この宮、何事も艶なるかた、情多くおはしまして、御手うつくしく書かせ給ふ。絵を
さへなべての筆たちにもあらずなむおはしますなる。（中略）物の音もよく聞き知ら
せ給ひたるとかや。（中略）人参るとて、いまさらに台盤所とかくひきつくるひ、御
几帳おしいでなどせで、かねて用意やあらむ、心にくくぞおはしますなる^{②⑧}。

と記されている。

藤原多子は、久寿二年（一一五五）七月に近衛天皇が崩御した時十六歳であった。宮中
より退出し、永暦元年（一一六〇）当時十八歳の二条天皇の懇願により、二十一歳の多子
はその後宮に入り「二代の後」と称されたのである^{②⑨}。近衛天皇と二条天皇の二代の后と
なった多子について入内の経緯が、二条天皇の意思をめぐり、二つの史料の間で解釈が異
なるところに注目したい。

『延慶本平家物語』では、Aに掲げたように、好色な二条天皇が、天下第一の美人の多
子に、意志も顧慮せず、前例もないこととして、公卿や後白河の反対も耳をかさず、藤原

頼長（＝多子の養父）に「宣旨」を下した³⁰。

一方、『今鏡』では④に掲げたように、二条天皇は、多子の美貌という外見的条件よりも、情趣を理解する心深い女性であると聞かれ、心を決められたということが叙述してあり、『延慶本平家物語』とは相違することがわかる。また、二条の入内要請に対して、『延慶本平家物語』では、B・Cに掲げたように、多子は嘆き悲しむが、公能は皇子誕生のことがあれば、外祖父にもなれるので、最大の「孝養」であると入内を促している。

他方、『今鏡』は、⑤に掲げたように、二条天皇から入内するよう御手紙があったので、公能は、理由をもうけ辞退したが、ことわりきれずに入内させてしまったと事情が相違している。つまり、天皇の個性が隠されることなく叙述されるスタイルをとっている。天皇の存在を軽く見る表現をとることにより、相対的に外戚の存在がクローズアップされる効果を用意しているものとみてよい。ここでキーワードとなるのが「孝養」である。

また『延慶本平家物語』の文中Bに、「念ギ公卿僉議あり。」とあるように、作者が何らかの事実を踏まえて叙述していることをうかがわせている。しかし残念ながら、このことを裏づける記録や史書は現存しない。行長の父藤原行隆が、多子が入内した永暦元年（一一六〇）五位蔵人で兼中宮大進であった点に注目したい。祖父頼時・父行隆は、いずれも蔵人を歴任している。「家」に集積された故実が、『平家物語』編纂の過程で参考にされた可能性を指摘しておきたい。

さて、ここで問題となるのが、平清盛の栄達や平氏の栄華を一見関係のない「二代の後」が、なぜ『延慶本平家物語』の中で叙述されたのかという点であろう。

『延慶本平家物語』において、一見すると平清盛とは無関係に思える「二代后」が叙述

されているのはなぜであろうか。ここに、行長のある種の作品構想がこめられているのではないか。

二条天皇と藤原公能という二人の人物に注目したい。天皇と姻戚関係を結ぶ公能というこの図式こそ、後の高倉天皇と平清盛、徳子（建礼門院）を媒介として結ばれた、この姻戚の構図が、平家盛衰の物語の根底にあることを物語る布石として、設定されているのであろう。

国政の主導権をめぐる二条天皇と後白河上皇の暗闘、二条天皇死後の後白河と平清盛の協調関係の成立など、「姻戚」を中心に展開する政権抗争と、平家の盛衰を語る布石として、この「二代后」は、作品の中で構想されているのではなからうか。

2、平氏と高倉天皇の外戚関係

こうした作品構想の下で描かれている平清盛と後白河上皇との政治的協調関係、高倉天皇と平氏との外戚関係の成立をめぐり、『延慶本平家物語』の叙述からその成立を検証することにする。

①『延慶本平家物語』上巻第一本「建春門院ノ皇子春官立事」によると、

永万元年（中略）同年ノ十二月廿五日、東ノ御方ノ御腹ノ法皇ノ御子、親王ノ宣旨蒙ラセ給。〔中略〕此東ノ御方ト申ハ、時信朝臣娘、知信朝臣孫ナリ。〔中略〕皇子位ニ即セ給テ後、院号有テ、建春門院トゾ申ケル。仁安元年（中略）同年十月七日、去年親王ノ宣旨蒙ラセ給シ皇子、東三条殿ニテ東宮立ノ御事アリケリ。春官ト申ハ常ハ

帝御子也。是ヲバ太子ト申。六条院、御讓ヲ受サセ給タリシカドモ、僅ニ五歳ニテ、
同年二月十九日、春宮^{高倉}八歳ニテ大極殿ニテ踐祚アリシカバ、先帝ハ僅ニ五歳ニテ
御位退セ給テ、新院ト申ス。(中略) 国母^A建春門院ト申ハ、平家ノ一門ニテ御坐上ハ、
トリワキ入道北方、二位殿御妹ニテ御坐ケレバ、相国ノ公達二位殿ノ御腹ハ、当今ノ
御イトコニテムスボレ進セテ、ユ、シカリケル事共也。平大納言時忠卿ト申ハ、女
院ノ御セウト、主上ノ御外戚ニテ御坐ケレバ、(下略) 世ニハ平関白トゾ申ケル³¹。
と叙述されている。建春門院^Aは、後白河天皇の女御で平滋子のことで、平時信の娘、平清
盛の妻時子の妹にあたる。仁安二年(一一六七)正月女御、同三年皇太后、嘉応元年(一
一六九)四月院号を受けている。建春門院を母とする後白河院の第三皇子(憲仁)後の高
倉天皇は、永^①万年(一一六五)十二月二十五日、五歳にて親王宣下。仁^②安元年(一一六
六)十月七日、東三条殿にて立太子。同年二月十九日、八歳にて大極殿において踐祚。こ
うして、建春門院が生んだ皇子が、皇位につくことによつて平氏一門は繁栄していくので
ある。史実を仔細にみていくと、後白河院と平清盛は、建春門院を中心として協調関係を
深めていくのがわかる。

嘉応元年(一一六九)四月、建春門院の院号宣下は、平氏と後白河の政治的強調の象徴
とも言える出来事といえよう³²。平氏と後白河の政治的協調の時代を示す出来事として、
もう一つあげるとすれば、福原を舞台とした日本と宋との交流であろう。建春門院の院号
宣下と相前後する形で、活発化する宋との交流を示す象徴的な叙述の、『延慶本平家物
語』上巻第一本「八人ノ娘達之事」の章段をみることにする。

揚州ノ金、荊岫ノ玉、呉郡ノ綾、蜀江ノ錦、七珍万宝一ツトシテ闕タル事ナシ。

歌堂舞閣ノ基、魚龍雀馬ノ翫物、帝闕モ仙洞モ、争カ是ニハ過ベキト、目出ゾ見エシ
(33)

この叙述は、物語ではなく平家の富を裏づけたものであることがわかる。こうした宋との交流は、後白河との協調関係を示す効果的な演出の上でも重要な役割を果たした。

次に、九条兼実が記した『玉葉』嘉応二年(一一七〇)九月二十日条では、

法皇令向入道太相国之福原山庄給、是宋人来着為觀覽云々、我朝廷喜以来未曾有事也、
天魔之所為也(34)

とあるが、この記事は、宋の商船が兵庫(摂津)に入港したとき、後白河上皇が、平清盛の福原に招かれ、宋人を直接「觀覽」したことを示す史料である。この時代、天皇や上皇が外国人に接見することを常識では考えられないことであったので、貴族たちはこれを未曾有の大事件とみて、「天魔の所為」と非難したのである。しかし後白河上皇と清盛は、いっこうに頓着しなかったのである(35)。平清盛・後白河上皇と保守的な平安貴族との間での対外認識の差異を読み取ることが出来よう。

宋との貿易に関しては、長承二年(一一三四)八月十三日条に、「鎮西唐人来着、」
「宋人周新船(36)。」と記してあり、平忠盛による、宋との貿易を独占しようとしたことを示す記録である。

また『延慶本平家物語』上巻第二本「有王丸油黄嶋へ尋行事」では、

此山ノ峯ニ上リテ流黄ト云物ヲ取テ、九国地へ通フ商人ノ船ノ着タルニトラセテ、
(下略)(37)

また『覚一本平家物語』卷十一「戒文」の章段では、

此硯は親交入道相国、砂金をおほく宋朝の御門へ奉給ひたりければ、(下略)⁽³⁸⁾
と叙述してあり、平家は、忠盛の時代からすでに宋との貿易活動に従事しており、巨万の富を得ていたことをみる事ができよう⁽³⁹⁾。

宋との交流の他に、平清盛と後白河との間での福原を舞台にした政治的協調を示す出来事として、嘉応元年(一一六九)三月二十三日、福原に後白河上皇を迎えて千僧供養がある⁽⁴⁰⁾。これについては、『古今著聞集』巻第二・五九「平清盛福原に於て持経者千僧にて法華経轉讀の事」によれば、

承安二年(一一七二)三月十五日、六波羅太政入道、福原にて持経者千僧にて、法華経を轉讀する事ありけり。件経以下御布施まで、諸院・宮・上達部・殿上人・北面までも、藏人右少辨親宗が奉行にてすゝめけり。法皇御幸成で、其一口にいらせおはしましけり。(下略)⁽⁴¹⁾

とあり、この年の供養についてはくわしく記されている。導師の法印公頭が僧正に任せられ、以後福原において、恒例の千僧供養の先例となっている。供養は十五日から十七日まで、持経者一〇〇〇人の僧による『法華経』の転読で、法皇は、その一口を負担したばかりでなく、法印三人の次に行道をした。浜に仮屋が作られ道場とされ、諸国の「土民」が結縁して針、餅などを引出物にし、佛は一千体、四十八壇の阿弥陀護摩もあり、法皇はそのなかに加わったことである。供養の目的は、元服した天皇の守護と、天下の安穩の祈りである。

こうした後白河との協調関係を示すところの重要な出来事について、何ら『平家物語』は叙述していない。これに対して、治承四年の高倉上皇の厳島御幸については、『平家物語』

語』のなかで大きくスペースを割いて叙述している。

『覚一本平家物語』巻四「嚴島御幸」の章段では、

治承四年正月一日鳥羽殿には、相国もゆるさず、法皇もおそれさせまじしければ、¹
元日元三の間、参入する人もなし。(下略)

同三月上旬に上皇安芸国嚴島へ御幸なるへしときえけり。帝位^Bをすべらせ給ひて、
諸社の御幸のはじめには、八幡^C、賀茂、春日な(ン)どへこそならせ給ふに、安芸国ま

での御幸はいかにと、人不審をなす。(下略)或る人の申しけるは、(中略)「うへ
には平家に御同心、したには法皇のいつとなう鳥羽殿におしこめられてわたらせ給ふ、
入道相国の謀反の心をもやはらげ給へとの御祈念のため」とぞきこえし(4)。

と叙述している。

この経緯は後述するが、治承三年(一一七九)十一月、後白河上皇は、平清盛の軍事行
動により、鳥羽に幽閉されていた。

高倉上皇の嚴島御幸は、こうした緊迫化した政治的状況下で実施されたのである。この
ところを史実である源通親の『高倉院嚴島御幸記』をみると、

治承四年にもなりぬ。春の初めにめづらしきことども、書きつくしがたし。(下略)

かくて、嚴島^Aの御幸あるべしとて、弥生²の三日、神宝始めらるべき目次の沙汰あり、
位^B降りさせ給ては、加茂^C、八幡などへこそいつしか御幸有に、思ひもかけぬ海のはて

へ浪を凌ぎて、いかなる御幸ぞと嘆き思へども、荒き浪の気色、風もやまねば、口よ
り外に出す人もなし(4)。

と記され、二つの記述をみると、傍線 1 | ①、2 | ②、A | ④、B | ⑤、C | ⑥と同じ

であることから、『覚一本平家物語』巻四「厳島御幸」の章段は、源通親の『高倉院厳島御幸記』に拠ったのであろうと推測できる。また、『覚一本平家物語』同章段において、

「明日御幸の次に、鳥羽殿へ参(ツ)て、法皇の見参に入らばやとおぼしめすはいかに。(下略)」法皇はあまりにおぼしめす御事にて、「夢やらん」とぞ仰せける⁽⁴⁴⁾。

と述べているが、『高倉院厳島御幸記』では、鳥羽殿御幸は記されていない。高倉上皇が厳島御幸にあたって鳥羽殿に赴かれ、後白河法皇と対面したことは、『玉葉』『山槐記』にも記述はされていない。

また、後白河上皇は、平清盛との協調関係において、度々厳島へ赴いているが、『平家物語』では何ら叙述されていないのである。後白河と高倉両上皇の厳島御幸をめぐるこの取り上げ方の違いは、何を意味しているのであろうか。平清盛と後白河上皇との間の政治的協調を示す史実について、『平家物語』の中では、ほとんど叙述されていないのである。そこで、敢えて行長が叙述しなかった理由を考えることにする。

治承三年(一一七九)源通親は、蔵人頭で右中將・中宮権亮・加賀権介、他方、藤原行隆は、(行長の父)蔵人、左少弁である⁽⁴⁵⁾。信濃前司行長は、父を通して、通親が高倉院の厳島御幸に随行している史実を知っているはずである。また、行隆の官歴をみると、永暦元年(一一六〇)十月に五位蔵人になると二条天皇の側近として活躍し⁽⁴⁶⁾、永万元年(一一六五)八月には左少弁になる⁽⁴⁷⁾。しかし、二条天皇が没すると解官され、十四年間も籠居されたという経緯がある。このことは、『延慶本平家物語』上巻第二中「左少弁行隆事」の章段で述べられている。単純な考えではあるが、再度解官させられ、貧窮な生活

にならぬよう、保身のために行長は、敢えて平清盛と後白河上皇の協調関係を示す史実を叙述しなかつたのであろう。つまり行長は、その後清盛が、後白河上皇と対立関係になり減んでいくことを認識していたので、そのことを叙述することは、不都合であつたのであろう。

これまでみてきたように、平清盛は、複雑な貴族社会のなかを、人・物・財を用いて後白河上皇と協調関係を築いていくことにより、平氏政権を成立することができたのである。しかし、これは、建春門院を結節点とする外戚関係を基盤に成立していったのである。安元二年（一一六七）七月八日、建春門院（平滋子）崩御⁴⁸を契機に、平清盛と後白河上皇は、次第に冷却化の方向へ進み、やがて対立関係となつていく。平氏政権は、後白河との対立という政権内部の要因により、急速にその政権の基盤を弱めていくのがわかる。政権基盤の弱体化のきっかけとなるできごとが、鹿谷事件である。

第三節 清盛と後白河院の対立

1、鹿ヶ谷事件

ここでは、鹿ヶ谷事件を検証することによつて、平清盛と後白河上皇の対立関係の過程を『延慶本平家物語』と史実の両者を通して試みてみることにする。

『百鍊抄』治承元年（一一七七）六月一日／三日条では、

六月一日。入道大相国召取権大納言成親・右近少将成経・左衛門尉師光法名西光禁固西八

条亭。各上皇恩寵之輩。成親卿己下有密謀之由。源行綱告言入道大相国云々。（下

略)

三日。入道大相国召取法勝寺執行権少僧都俊寛・山城守基兼・(中略)平資行・同康頼等。為謀反同意輩之故云々。基兼・信房・資行・康頼等解官。後日遠国配流⁽⁴⁹⁾。『玉葉』治承元年(一一七七)六月一日/三日/四日条をみると、

一日、^巳辰刻人伝云、今曉入道相国坐八条亭、召取師光法師、^{法名西光、法皇第一近臣也、加賀守師高父、}禁固之、被問年来之間所積之凶惡事、(中略)又今旦招寄成親卿、同以禁固、殆及面縛云々、武士充滿洛中、雲集禁裏、但院中寂莫(下略)

三日、^{辛未}京中騒動、上下諸人皆以成畏怖、但院中無参人之人之由、^{禪門大怒云々}(下略)

四日、^{申壬}人伝云、去夜亥刻入道之許瀧召之輩六人云々、^{法勝寺執行僧都俊寛・基仲法師、山城守中原基兼・檢非違使左衛門尉惟宗信房・同平佐行・同平康頼、己上}

と記され、『百鍊抄』と『玉葉』では、傍線A | [Ⓐ]、B | [Ⓑ]、F | [Ⓔ] とほぼ同じことを記してあるが、これは、六月一日の早朝、平清盛が後白河法皇の第一の近臣西光(藤原師光)を捕縛したのである。この事件が院近臣をして平氏打倒の陰謀へと向かわせたことがわかる。

しかし、^{源行綱}(多田蔵人行綱)の密告により陰謀事件が発覚し、平清盛は、政敵に対する攻勢に転じるのがうかがえる。以前より、後白河法皇と平清盛との関係は、冷却化していたといえよう。こうした政治状況を踏まえ、院近臣たちの中にも反平氏の気持ちが強まり、平氏政権打倒の動きが高まりをみせていたといえる。このような状況下の治承元年

(一一七七)近臣たちの不満が暴発する事件が起きる。院の近臣で西光の兄藤原成親が、左大将を望んだが許容されず、清盛の息男重盛・宗盛兄弟が左右大将となった⁽⁵¹⁾。そのことから後白河上皇のもとで政治権力を掌握する院近臣たちの不満が、成り上りの平氏一門の栄達に対して、反発が高まっていたのである。

そこで、先に示した『玉葉』治承元年六月三日に見える通り、院の近臣の西光・成親・平康頼らが、後白河法皇が臨幸するのを利用して、密かに平氏打倒の謀議をすすめたといえよう。先程の『玉葉』の記事をみると、傍線④差⑤より、この事件が、平清盛の激怒の風聞と共に京都中へ伝わり、京都の住人の恐怖をよびおこし、当事者の後白河院の御所が閑散としている状況を、読み取ることができよう。関係者が一網打尽に捕まり、西光と成親は殺され、成親の子の成経・康頼・俊寛は鬼界島へ遠流されたのである⁽⁵²⁾。

次に、『延慶本平家物語』上巻第一本「成親卿人々語テ鹿谷ニ寄会事」をみると、サテ新大納言成親卿被思ケルハ、「殿ノ中将殿、徳大寺殿、花山院ニ被超タラバ何ガセム、平家ノ二男ニ被超ヌルコソ遣恨ナレ。イカニモシテ平家ヲ滅シテ、本望ヲ遂ム」ト思フ心付ニケルコソ、(下略)

東山^②ニ鹿谷ト云所ハ、法勝寺ノ執行俊寛ガ領也。件ノ処ハ、後三井寺ニツバキテ、吉城也トテ、「彼コニ城勢構ヘテ、平家ヲ討テ引籠ラム」トゾ支度シケル。多田蔵人行綱、法勝寺執行俊寛、近江入道蓮淨^{成雅名}、山城守基兼、式部大夫章綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、左衛門入道等ヲ始トシテ、北面下藤アマタ同意シタリ。(下略)常ニ寄合々々談議シケリ。法皇モ時々入セ給テ、(下略)

御前ナル瓶子ヲ狩衣ノ袖ニ係テ倒シタリケルヲ、法皇、「アレハ何ニ」ト仰有ケレバ、

「不取敢平氏スデニ倒レテ候」ト、被申タリケレバ、（下略）康頼、「ソレヲバ頸ヲ取ニハ不如カ」トテ、瓶子ノ頸ヲ取テ入ニケリ。法皇モ興ニ入セ給テ、（下略）（53）と叙述され、延慶本では、その時の状況が詳細に書かれている。また史実に忠実であることもみえる。

以上が、鹿ヶ谷事件の全体であるが、鹿ヶ谷事件以後、平重盛の死去（54）、摂関家領の相続問題、公卿の昇進人事問題など（55）、相次ぐ政治的事件が、平清盛と後白河上皇との間をめぐり、決定的な対立状況へと導いていくのがわかる（56）。

2、平清盛のクーデター

そこで、こうした政治状況を打開するため、治承三年（一一七九）十一月十四日、平清盛は、大軍を率いて上洛クーデターを敢行したのである。

『山槐記』をみると、

入道大相国率数千軍兵自福原上落、被着八条亭、京師怖恐、衆口噉々、或日、故内大臣所賜之越前国法皇召取之、大成怨、又白川殿庄園法皇又沙汰、又除目間非抛等不甘心云々（57）、

と記されているが、当時清盛は、福原の別荘に居て、数千軍を率いて上洛した。京都には軍兵が充満し、いろいろな噂がたちこめた。また、『百鍊抄』治承三年（一一七九）十一月十五日条では、

世間噉々。武士満洛中。入道大相国奉怨公家。率一族可下向鎮西之由風聞。上皇以法

印静賢^A。自今以後。万機不可有御口入之由。被仰遣之。今日関白前太政大臣並権中納言師家解官。以二位中将基通卿可関白内大臣氏長者之由宣下⁵⁸。と記してあるが、京都に入り平清盛は、後白河法皇を無視し、人事の更迭を行ったのがわかる。関白基房を罷めさせ、その子権中納言師家を解官し、近衛基通を関白・内大臣に任命し、氏の長者としたのである。力弱まった後白河法皇は、法印静賢を、「今後は、一切政治のことに口を出さない。」と清盛に遣わしたが、受け入れてもらえず、「百鍊抄」治承三年（一一七九）十一月二十日条によると、

法皇渡御鳥羽殿。非尋常儀。入道大相国押申行之。成範・修範等卿。法印静賢。女房両三之外不参入。閉門戸不通人。奉守護之⁵⁹。

と記され、平清盛は後白河法皇を鳥羽殿に幽閉したのがわかる。反平氏派の貴族たちも、武士が充滿し混乱と恐怖のなかで何もできなかったことがうかがえる。

このところを『延慶本平家物語』上巻第二本「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」では、^①廿日、院御所七条殿軍兵雲霞ノ如ク四面ニ打カコミタリ。二三万騎モヤ有ラムトミュ。
（中略）公卿、殿上人、上下北面ノ輩、局々ノ女房マデモ、サコソ浅猿オボシケメ。
（下略）

^②法皇ハ、「サテハ宗盛モマヒレカシ」（中略）入道ノケシキニ恐レテ参ラレズ。其ニ付テモ法皇ハ「兄ノ内府ニハ事ノ外ニ劣リタル者カナ」（下略）「理ナリ。（中略）」故内府ガ命ニ代テ云留タリシニヨリテコソ、今マデハ安穩ナリツレ。内府失セヌル上ハ諫ムル人モナシトテ、（下略）。「公卿、殿上人ノ一人モ供奉スルモナシ。」
^③鳥羽ノ北殿ヘ入セ給ニケレバ、（中略）見馴タル者モナシ。ツベタマシゲナル顔ケシ

キ、ウトマシゲナル眼ヤウ、怖シトモオロカナリ⁽⁶⁰⁾。

と記し、「院ノ流サレサセ給」と、京中の者達や、鳥羽殿へ到着してからの人々の後白河法皇への哀れみ、疎まし、冷酷なようすが、表わされている。また、後白河法皇の不安で怖い気持ちをみることができ。特に平重盛（清盛嫡男）が生きていたなら、今までのように平清盛を諫めてくれるので、このような事態にはならなかったことであろうと、後白河法皇が、おかれていた境遇を嘆き悲しんでいることをうかがうことができる。

このように、平清盛のクーデターにより、院政が停止し、真の意味での平氏政権が確立したことになるといえる。

以上、平氏政権成立において、『平家物語』の成立を歴史的に解明することに重点をおき、平氏政権と後白河上皇の協調と対立の関係を、史実を基に『平家物語』での成立を論じ、平氏政権確立まで検討したのである。次章では、平氏政権成立と展開のなかで、本章で明らかにした成果を受け、さらに、平氏政権確立から、平氏政権崩壊までを論じると共に、行長の『平家物語』における作品の構想にせまっていきたい。

第二章では、平氏政権成立と展開において、『平家物語』では、保元の乱の要因と終戦処理、平治の乱までの過程をめぐる詳細な記述はない。そこではじめに、保元の乱・平治の乱後の政治状況と平氏をめぐる問題を取り上げた。その上で、平清盛が、後白河と協調しながら国政を主導した時代を中心に検討した。後白河上皇と二条天皇の対立が顕在化したことは、『百鍊抄』『愚管抄』にも記録されているが、ここでは、一連の両勢力の暗闘の中で、近衛天皇と二条天皇の二代の後となった、藤原多子についての入内経緯が、『延慶本平家物語』と『今鏡』で相違していることを明らかにしたといえる。つまり、なぜ『延慶本平家物語』において、一見すると平清盛とは、無関係に思える「二代后」が叙述されているのかという問題が浮上してくるのである。ここに、作者といわれる「信濃前司行長」のある種の作品構想がこめられている点を指摘した。国政の主導権をめぐる二条天皇と後白河上皇の暗闘、二条天皇死後の後白河と平清盛の協調関係の成立など、「姻戚」を中心に展開する政権抗争と平家の盛衰を語る布石として、「二代后」は、作品の中で構想されているのであろう。

『玉葉』などの一連の史実の中では、平氏と後白河の政治的協調の時代を示す出来事として、福原を舞台とした日本と宋との交流が記録されている。平家は、忠盛の時代から宋との貿易活動に従事し、巨万の富を得ていたのは周知の通りである。こうした後白河との協調関係を示すところの重要な出来事について、『平家物語』には、叙述されていないことに注目したのである。後白河上皇は、平清盛との協調関係の下、度々厳島へ赴いている。

これは、源通親の『高倉院厳島御幸記』に記されている。しかし、高倉上皇が厳島御幸にあたって鳥羽殿に赴き、後白河法皇と対面したことは、『高倉院厳島御幸記』『玉葉』『山槐記』にも記述はない。「外戚」を機軸とする、平清盛と後白河上皇との政治的協調を示す史実については、『平家物語』の中では、ほとんど叙述されていないことの意味を提示した。

この一連の史実をめぐり、行長が叙述しなかったという作品構成を検討したのである。その成果を整理しておきたい。この時代藤原行隆（行長の父）は、藏人・左少弁であった。行長は、父を通じて源通親が高倉院の厳島行幸に随行している史実を知っていた可能性が高いと考えるのは当然であろう。行隆は、二条天皇の側近として活躍し、永万元年（一一六五）には左少弁になる。しかし、二条天皇が没すると解官され、十四年間も籠居されたという経緯がある。単純な考えではあるが、保身を図り行長は、敢えて、平清盛と後白河上皇の協調関係を示す史実を叙述しなかったことを指摘したのである。行長は、その後清盛が、後白河上皇との対立関係を契機に滅んでいくことを認識していたと考えられよう。両者の強調の時代について叙述することは、不都合であったとの検討結果を得たといえよう。

次に、平氏政権が弱体化していくきっかけとなった、鹿谷事件について『延慶本平家物語』と史実、『百鍊抄』『玉葉』で検証した。その結果、『延慶本平家物語』では、その時の状況が詳細に書かれていることがわかる。鹿谷事件以後、平清盛の死去、摂関家領の相続問題、公卿の昇進人事問題などが、平清盛と後白河上皇との決定的対立状況へととなり、治承三年（一一七九）平清盛のクーデターにより、院政が停止し、真の意味での平氏政権

が成立したことを検証した。その結果平氏は、平氏政権成立と同時に崩壊が始まっていたといえよう。第二章では、平氏政権と後白河上皇の協調と対立を論じ、平氏政権成立と展開を検討した。

次章では、平氏政権成立と展開のなかで、本章で明らかにした成果を受け、さらに平氏政権成立から、平氏政権崩壊までを論じると共に、行長の『平家物語』における作品の構想にせまっていきたい。

- ① 『兵範記』保元元年七月二十日条。
- ② 『兵範記』保元元年七月十八・十九日条。
- ③ 『兵範記』保元元年七月二十三日条。
- ④ 『延慶本平家物語』上卷第一本「主上上皇御中不快之事 付二代ノ后ニ立給事」。
- ⑤ 『延慶本平家物語』上卷第一末「讃岐院之御事」。
- ⑥ 「保元物語」下（新院讃州に御遷幸の事）。
- ⑦ 『兵範記』保元元年七月二十八日・三十日条。
- ⑧ 「保元物語」下（義朝ノ弟共誅セラルル事）。
- ⑨ 「保元物語」下（義朝ノ幼少ノ弟悉ク失ハルル事）。
- ⑩ 「保元物語」下（忠正、家弘等誅セラルル事）。
- ⑪ 『兵範記』保元元年十月十三日条。
- ⑫ 『百鍊抄』平治元年十二月九日・十七日条。
- ⑬ 『愚管抄』卷第五① 二二六頁② 二二七頁③ 二二八頁④ 二二九頁。
- ⑭ 『延慶本平家物語』上卷第一本① 「八人ノ娘達之事」② 「宇治ノ悪左府贈官等ノ事」。
- ⑮ 「平治物語」上①②（三条殿へ発向 付ケタリ信西の宿所焼き払ふ事）③（西の首実検の事 付ケタリ南都落ちの事 并ビニ最後の事）④（信西の首大路を渡し獄門にかけらるる事）
- ⑯ 『保元物語 平治物語 承久記』新日本古典文学大系四三、一九九二年）。
- ⑰ 『百鍊抄』平治元年十二月二十五日・二十六日。

- ⑰ 『愚管抄』巻第五① 二二九頁② 二三四頁。
- ⑱ 『愚管抄』巻第五・二三六頁。
- ⑲ 「平治物語」中（義朝敗北の事）。
- ⑳ 『愚管抄』巻第五・二三五頁。
- ㉑ 「平治物語」上 ①（主上六波羅へ行幸の事）、②（信頼方勢ぞろへの事）（前掲）
- ㉒ 『延慶本平家物語』上巻第一本「主上上皇御中不快之事付二代ノ后ニ立給事」同、『覺一本平家物語』巻一「二代后」。
- ㉓ 『愚管抄』巻第五・二三八頁・二三九頁。
- ㉔ 『百鍊抄』応保元年六月二十三日条・同九月十五日・二十八日条。
- ㉕ 『百鍊抄』永暦元年三月十一日条。
- ㉖ 『愚管抄』巻第五・二三七頁。
- ㉗ 前掲註（2）参照。
- ㉘ 『今鏡』中・二五六頁「二代の后」。
- ㉙ 受代の経緯については、『今鏡』「二代后」・『延慶本平家物語』上「主上上皇御中不快之事付二代ノ后ニ立給事」・『源平盛衰（一）』「巻第二 二代后事付則天皇后」を参照また、記録書として『帝王編年記』巻二十一「後宮太皇太后多子后 近衛院」
- ⑳ 『台記』康治元年三月廿二日条。
- ㉑ 『延慶本平家物語』上巻第一本「建春門院ノ皇子春宮立事」① 『百鍊抄』永万元年十二月二十五日条。② 『百鍊抄』仁安元年十月十日条。③ 『百鍊抄』仁安二年二月十九日条。
- ㉒ 『百鍊抄』嘉応元年四月十二日条。

- ③ 『延慶本平家物語』上巻第一本「八人ノ娘達之事」。
- ③④ 『玉葉』承安二年九月二十日条。
- ③⑤ 『玉葉』承安二年九月十七日条。『玉葉』承安三年三月十三日条。高橋昌明「福原の夢」(『歴史のなかの神戸と平家』神戸新聞総合出版センター、一九九九年)。
- ③⑥ 『長秋記』長承二年八月十三日条。
- ③⑦ 『延慶本平家物語』上巻第二本「有王丸油黄嶋へ尋行事」。
- ③⑧ 『覚一本平家物語』巻十「戒文」。
- ③⑨ 宋との交易品の内容については、藤原明衡の『新猿楽記』の中に、唐物には、沈・麝香・衣比、白檀・紫檀・陶砂・綾・錦・羅・穀・呉竹等々。本朝の物には、金・銀・氷精・琥珀・銅・鉄・絹・布・綿・糸等とある。『平家物語』と共通する品もある点に注目したい。
- ④⑩ 『百鍊抄』嘉応元年三月二十三日条。
- ④⑪ 『古今著聞集』巻第二・五九「平清盛福原に於いて持經者千僧にて法華經轉讀の事」(日本古典文学大系八四、岩波書店、一九六六年)。
- ④⑫ 『覚一本平家物語』巻四「巖島御幸」。
- ④⑬ 「高倉院巖島御幸記」(『中世日記紀行集』新日本古典文学大系五一、岩波書店、一九九〇年)。
- ④⑭ 『覚一本平家物語』巻四「巖島御幸」。
- ④⑮ 『蔵人補任』治承三年条。
- ④⑯ 『蔵人補任』永暦元年条。

④7 『蔵人補任』永万年条。

④8 『百鍊抄』安元二年七月八日条。『玉葉』安元二年七月八日条には、詳細な記事あり。

④9 『百鍊抄』治承元年六月一日条。

⑤0 『玉葉』治承元年六月一日・三日・四日条。

⑤1 『玉葉』治承二年十二月二日・三日条。

⑤2 『延慶本平家物語』上巻第一末「成経康頼俊寛等油黄嶋へ被流事」。

⑤3 『延慶本平家物語』上巻第一本「成親卿人々語テ鹿谷ニ寄会事」。

⑤4 『玉葉』治承三年七月二十九日条。

⑤5 『玉葉』治承三年十月九日条。摂関家領の相続問題では、後白河法皇が、重盛死去の後に清盛に断りもなく、その知行国である越前国を没収する。又、平盛子（清盛娘・藤原基実未亡人）同年六月十七日他界すると、摂関家の氏長者領は、関白藤原基房に、他は後白河法皇が院領として没収する。公卿昇進人事では、近衛基通をさしおき、八歳の師家（藤原基房の男）を権中納言に昇進させるなど問題が表面化した。

⑤6 元木泰雄『院政期政治史研究』（思文閣出版・一九九六年）。

⑤7 『山槐記』治承三年十一月十四日条。

⑤8 『百鍊抄』治承三年十一月十五日条。

⑤9 『百鍊抄』治承三年十一月二十日条。

⑥0 『延慶本平家物語』上巻第二本「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」（前掲）。

第三章 平氏政権崩壊

― 治承・寿永の内乱 ―

はじめに

本章の課題は、『平家物語』の成立を歴史的に解明することであるが、なかでも以仁王挙兵以後、急速に崩壊する平氏政権をめぐる史実と物語をめくり、所期の課題を明らかにすることである。

前章では、『平家物語』の成立史を論じる上で、平氏政権を成立させた同時期の後白河院を中心とする政治勢力と、反対の立場に立つ貴族社会に存在した勢力との対立が、平氏政権を成立させたという政権構造を解明したのである。これが平氏政権の成立と崩壊を考える上で、重要な問題であると強調しておきたい。

そして、得られたこうした成果を踏まえ、平氏政権の崩壊過程において、『平家物語』の成立をめぐる史実と物語について検証してみたい。

治承三年（一一七九）に平清盛が後白河法皇を鳥羽殿に幽閉させたことにより⁽¹⁾、後白河院政の停止、平氏政権の成立と展開するのである⁽²⁾。治承四年（一一八〇）二月、高倉天皇は、讓位して、三歳の言仁親王が皇位につき安徳天皇となり⁽³⁾、高倉上皇の院政が始められたが、実際の国政は平清盛により主導された。

本章では、平氏による政権の成立と同時に崩壊へと向かうこの時代をめぐる問題について、以仁王挙兵以後を中心に、『平家物語』の成立をめぐる問題について考えたい。

そこで、この時代の国政の状況を時系列に検証していくことにより、かかる歴史的意義をもつ『平家物語』の成立を考えてみたい。具体的には「以仁王の挙兵」、一の谷の戦い、「壇の浦の戦い」の情報がどのように幕府に伝わっていたのか、そして、それらの情報を収集して『平家物語』の作品構成がどのようにされたのかを考察したい。

第一節 以仁王の挙兵

以仁王挙兵以前の段階をみると、平氏政権崩壊の予兆と想わせる政治的事件が多発する⁽⁴⁾。

『延慶本平家物語』上巻第二中「頼政入道宮ニ謀叛申勸事付令旨事」には、次のようにある。

一院第二ノ御子、以仁―王ト申ハ、御母ハ加賀大納言季成卿御娘トカヤ、三条高倉ノ御所ニ渡ラセ給ケレバ、高倉の宮トゾ申ケル。去永万元年十二月六日、御年十五ト申シニ、皇太后宮ノ近衛河原ノ御所ニテ忍テ、御元服有シガ、御年卅ニナラセ給ヌレドモ、未ダ親王ノ宣旨ヲダニモ蒙ラセ給ハズ。(下略)

以仁王は高倉宮とよばれ、母は藤原季成の娘成子で高倉宮三位と呼ばれる。後白河上皇との間に仁和寺宮（守覚法親王）と高倉宮（以仁王）を儲けている。「此世ニハ継子ニテ打籠ラレサセ給テ」と叙述しているが、建春門院平滋子の「そねみ」によって、親王宣旨を受けられず籠居していた⁽⁵⁾。

治承四年（一一八〇）五月十五日平氏は、以仁王に關して、高倉宮以仁王の名を源以光と賜姓改名した上で、謀叛人として土佐国へ配流の決定を下した（6）更け、追捕のため檢非違使源兼綱、左衛門源光長（出羽判官）等を三条高倉亭に向かわせた。しかし、九条兼実の『玉葉』治承四年（一一八〇）五月十七日条によれば、以仁王は三井寺に逃げ込んでおり、出京するよう説得中であると、八条宮（円恵法親王）から平宗盛、時忠のもとに報告が入った（7）。

これらの経緯の下、以仁王は反平氏を掲げて挙兵に踏み切った。つまり、高倉上皇帰洛と日時を合わせるかのように（8）、源頼政・仲綱等が、以仁王を擁立し、平氏政權の打倒を図ったものと考えられよう。

『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）四月二十七日条をみると、この日源頼朝に持参した高倉宮（以仁王）令旨は次のようにある。

下 東海東山北陸三道諸國源氏并群兵等所

應早追討清盛法師并從類叛逆輩事

右。前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣。奉

最勝王勅僞清盛法師并宗盛等以威勢。起凶徒亡國家。惱乱百官方民虜掠五畿七道。幽

閉 皇院。流罪公臣。断命流身。沈淵込樓。盜財領國。奪官授職。無功許賞。非罪配

過。或召釣於諸寺之高僧。禁獄於修學之僧徒。或給下於叡岳絹米。相具謀叛粮米。

断百王之跡。切一人之頭違逆 帝皇。破滅佛法。絶古代者也。于時天地悉悲。臣民皆

愁。仍吾爲一院第二皇子。尋天武天皇奮儀。追討 王位推取之輩。訪上宮太子古跡。

打亡佛法破滅之類矣。唯非憑人力之構。偏所仰天道之扶也。因之。如有「帝王」三

寶神明之冥感。何忽無四岳合力之志。然則源家之人。藤氏之人。兼三道諸國之間堪勇士者。同令与力追討。若於不同心者。准清盛法師從類。可行死流追禁之罪過。若於有勝功者。先預諸國之使節。御即位之後。必隨乞可賜勤賞也。諸國宜承知依宣行之。

治承四年四月九日

前伊豆守正五位下源朝(仲綱)臣(9)

先ずその様式をみると、宛所は、「東海、東山、北陸、三道諸國の源氏、群兵等」で、事書は、「平清盛、從類輩叛逆事」とある。そして本文冒頭に、「右、前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣す。最勝王の勅を奉はるに僞く。」と記して、以仁王は、「金光明最勝王經」から自らを「最勝王」と名乗り、自身の命令を「勅」として宣言している。

令旨の内容を検討すると、平家の悪業を、「百官万民を悩乱し、五畿七道を虜掠し、皇院を幽閉し、公臣を流罪し、命を絶ち、身を流し、淵に沈め、樓に込め、財を盗み、国を領し、官を奪ひ、職を授け、(下略)百王の跡を断ち、一人の頭を切り、帝皇に違逆し、佛法を破滅すること、(下略)臣民は皆愁いでいる。」と掲げ、そのなかでも特記しているのが、「幽閉皇院。流罪公臣。」であり、これは治承三年(一一七九)十一月の一連の平清盛によるクーデターをさしている⁽¹⁰⁾。「叡岳絹米」を給下して「謀叛粮米」に相具すと記してあるのは、清盛が明雲を天台座主につけて比叡山を支配し、その年貢を兵粮米に使ったことを批難しているのである⁽¹¹⁾。

さらに、「よって吾一院(後白河上皇)第二皇子として、天武天皇の旧儀を尋ねて王位を推し取る輩を追討し、上宮太子の古跡を訪ひて、佛法破滅之類を打ち亡ぼす」と平家打倒の決意を挙げている。そして、「御即位の後、必ず乞ひに随ひて勸賞を賜ふべきなり」と約束している。このように以仁王は、平家の罪状を、「佛法破滅之類」「王位推取之

輩」と記し、国家に対する叛逆と佛法破滅、国家権力秩序の破壊であると明言し、自身の立場を天武天皇に擬して、「即位」予定者を規定し、自身の命令を「勅」下達文書を「宣」と称し、平家追討を発している⁽¹²⁾。
以仁王の挙兵をめぐつては、『玉葉』治承四年（一一八〇）四月九日条には、次のように記してある。

九日（辛／卯）、晴陰、酉刻許藏人左衛門権佐光長為攝政使来云、今夕可有遷幸大内（中略）此日、新帝自五條東洞院、第遷幸大内、依天仁元年八月例被行也、（中略）今日、新院自嚴島入洛給、入夜云々（下略）

また同月十二日条は、次のようにある。

晩頭定能卿来、語去九日遷幸之間事、於宣陽殿有三献、上卿左大将、基盃乍三献不伝弁座、天仁例云々、経房・光雅・行隆等勸盃、（下略）⁽¹³⁾

九日・十二日条を総合すると九条兼実は、以仁王令旨が高倉上皇帰洛と日時を合わせるかのように発給されていた事実を察知していないことが理解できる。『玉葉』の記事は高倉上皇の嚴島からの帰洛に記述の関心が終始している。これによれば、藤原定能が去九日遷幸の事だけを「依天仁元年八月例被行也」と語っている。「上卿左大将」とは藤原実定であり、平重盛が大将を辞した後、左大将になっていていることからすれば、平家に近い存在であった。このことから平家側には知られていなかったといえよう。『玉葉』治承四年（一一八〇）五月二十七日条をみると、「彼以光漏其内坎、世之所疑」⁽¹⁴⁾ここで、九条兼実は左大臣藤原経宗に「源以光は謀叛を企て園城寺に逃げ籠っているのか」と尋ねている。従って「以仁王の令旨」は、『玉葉』に記されていない。

一方、『延慶本平家物語』上巻第二中「頼政入道宮ニ謀叛申勸事付令旨事」の章段には、以仁王の令旨が次のようにある。

下東山東海北陸三道諸国軍兵等所

早可被追討清盛法師并從類叛逆輩事

右前伊豆守正五位下行源朝臣仲綱奉最勝親王勅宣稱、清盛法師并宗盛等、以威勢滅帝王、起凶徒亡国家。惱乱百官万民、掠領五畿七道。閉籠皇院、流罪臣公。奸奪官職恣盜超昇。依之、巫女不留宮室、忠臣不仕仙洞。或誠修学之僧徒、囚禁于獄舍、或以叡山之絹米、宛謀叛之粮。于時天地悉悲、臣民皆愁。仍一院第二ノ皇子、且為奉休法皇之幽居、活依思食万民之安堵、昔上宮太子、如破滅於守屋逆臣、誅叛逆之一類、治無何之四海也。然則、源家之輩、兼三道諸国、武勇之族、宣加与力於嚴命、致誅罰於清盛。若於有殊功之者、御即位之後、可被宛行也者、依宣行之。

治承四年四月 日伊豆守正五位下源朝臣⁽¹⁵⁾

『吾妻鏡』のものとは、文書の形式が随分相違する。例えば事書で字句が異なる箇所がある他、ここでは、発給日が記述されていない。傍線部分は、後白河法皇の幽閉を解除し仏敵を誅することによって国家が安定する。つまり国家権力・秩序の回復をめざす意見を述べた所であるが、内容をみると『延慶本平家物語』が、『吾妻鏡』で記録されている内容を省いて記している箇所があり、前掲した『吾妻鏡』の傍線部分については、『延慶本平家物語』には記述されていない。

作者といわれる「信濃前司行長」は、平家の非道を伝える作品構想の文脈の下、意図的に省略していたのではあるまいか。省略していない箇所については、『吾妻鏡』と内容的

に一致している事実を考慮するならば、読み手に対し以仁王挙兵の理由をより平易に伝えることを目的としていると考えられよう。『延慶本平家物語』は、「以仁王令旨」の内容を忠実に復元せず、挙兵の正当性を読み手に平易に伝えることを目的としたためにこうした記述にしたものであろう。

ここで強調しておきたいのは、行長が「以仁王令旨」という本来の事実を踏まえながらも読み手のことを考え削除や書き換えを行なっていたと考えられる。つまり一定の事実を踏まえて作品が叙述されていることを示している。

そこで「以仁王令旨」と同様に『延慶本平家物語』が、一定の事実を踏まえた上で作品を構想化し叙述していることを示す事例として、一の谷の戦いの叙述を検証してみたい。

第二節 一の谷の戦い

治承四年（一一八〇）五月に以仁王の敗死⁽¹⁶⁾源頼朝の伊豆挙兵⁽¹⁷⁾の戦いを経て富士川の戦い⁽¹⁸⁾一の谷の戦いに至る⁽¹⁹⁾。『延慶本平家物語』の一の谷の戦いをめぐる叙述は、いかなる史料を踏まえて展開されているのであろうか。この点について検証したい。

まず、一の谷の戦いは、どのように記録されているのか、詳細な記録を残した二つの史料から見えていきたい。

はじめに、『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）二月七日条は、次のようにある。

丙寅。雪降。寅剋。源九郎主先分殊勇士七十餘騎。着于一谷後山。へ号鶴／越へ爰武藏國住人熊谷次郎直実。平山武者所季重等。卯剋。偷廻于一谷之前路。自海道競襲于

館際。為源氏先陣由。高聲名謁之間。(中略)白旗赤旗交色。鬪戰為体。響山動地。
(中略)爰本三位中將重衡。於明石浦。為景時。家國等被生虜。其外薩摩守忠度。若
狭守經俊。武藏守知章。大夫敦盛。業盛。越中前司盛俊。以上七人者。範頼。義経等
之軍中所討取也⁽²⁰⁾。(下略)

これによれば、源九郎義経が勇士七十余騎を引きいて、一の谷後峯の鶴越に着き、武蔵
國の熊谷次郎直実、平山武者所季重等が六時頃、密かに平家の陣へ「関の声」を挙げ攻め
入ったとある。源氏の白旗と、平氏の赤旗が入り乱れる乱戦状態のなか、義経は岩石が立
ち並び谷は深く馬も通れない険路を攻め下った。いわゆる、「鶴越の逆落とし」の描写後、
討ち取られ捕えられた平氏方の武将の名前が列記されている。

このところを、『玉葉』で確認すると、戦端が開かれる直前の元暦元年二月四日条に、
「平氏奉具 主上着福原畢」と記され、平氏は安徳天皇を奉じ福原に着していたことを記
している。そして官軍(源氏側)は僅に一二千騎とある。また二月六日条では、平氏は一
の谷に引退き、其勢二万騎で、源氏側は僅に二三千騎とも記している⁽²¹⁾。戦いの状況は、
同年二月八日条によると次のようにある。

丁卯、天晴、未明人走来云、自式部権少輔範季許申云、此夜半許、自梶原平三景時許
進飛脚去、平氏皆悉伐取了云々、其後午刻許定能卿来、語合戦子細、一番自九郎許
告申へ搦午也、先落丹波ノ城、次落一谷云々、次如羽冠者申案内、へ大手、白浜地ノ
寄福原云々、へ自辰刻至巳刻、猶不及一時、無程被責落了、多田行綱源自山方寄、最
前被落山手云々、大略籠城中之者不残一人、但素乗船之人々四五十艘許在嶋辺云々、
(中略)劍璽内待安否、同以未聞云々⁽²²⁾、

梶原平三景時の飛脚がもたらされ、藤原範季に「平氏は皆討ち取った」と伝え、範季からその事実が九条兼実²³に伝えられている。その後、藤原定能が兼実を訪れ、二人で合戦の詳細を語りあっている。定能は、当時中納言に在職し九条兼実の義弟にあたる人物で、頻繁に兼実に情報をもたらしている。定能からの報告によれば、一の谷の戦いで定能が高く評価したのは、摂津源氏の多田行綱による戦場への誘導と平氏への攻撃であったことがわかる。兼実が、『玉葉』に正確に定能の報告を記録していることを考えるならば、彼も定能の評価に同調していたと理解すべきであろう。傍線部分は、『玉葉』だけに見られる記事である。このように『玉葉』は、『吾妻鏡』では記されていない畿内の源氏の軍事行動なども記録されている。

次に、『平家物語』での一の谷をめぐる叙述は著名な内容をいくつか含むものであるが、ここでは、『延慶本平家物語』下巻第五本「源氏三草山并一谷追落事」の章段をとりあげることにする。

猿程ニ源氏ニ手ニ構テ福原へ寄ムトシケルガ、一四日ハ仏事ヲ妨ム事罪深カルベシ。五日西フタガル。六日悪日ナリトテ、「七日ノ卯時ニ東西ノ木戸口ノ矢合」ト定ム。大手大將軍蒲冠者範頼ハ、四日京ヲ立テ、摂津国播磨路ヨリ一谷へ向。相從輩ハ、武

田太郎信義（中略）搦手大將軍九郎義経ハ、同日京ヲ出テ、三草山ヲ越テ、丹波路ヨリ向。相從輩ハ、安田三郎義定、田代冠者信綱（中略）

このところは『吾妻鏡』二月四日条では、次のようにある。

平家日来相從西海山陰雨道軍士數万騎。（中略）構城郭於摂津与播磨之境一谷。各群集。今日迎相國禪門三廻忌景。修佛叟云²⁴。

これによると「四日ハ仏事」というのは、清盛は治承五年（一一八一）二月四日に没しているので三回忌の仏事²⁵である。「延慶本平家物語」の「五日西フタガル。」と叙述されている箇所は、「吾妻鏡」二月五日条「五日甲子。酉剋。源氏兩將到攝津國。」と同じ事柄を記しており、さらに「七日ノ卯時ニ東西ノ木戸口ノ矢合」と叙述してあるところは、「吾妻鏡」二月五日条の「以七日卯剋。定箭合之期。」と同じである。

また、傍線部分の叙述についても『吾妻鏡』二月五日条には、同じように武将の名前が列記されている。

大手大將軍蒲冠者範頼也。相從之輩。小山小四郎朝政 武田兵衛尉有義（中略）搦手大將軍源九郎義經也。相從之輩。遠江守義定 大内右衛門尉惟義（下略）

さらに『延慶本平家物語』をみていくことにする。

九郎義經ハ、赤地錦ノ直垂ニ、黄返シタル鎧キテ宿鶉毛ナル馬ノ、太ク尾ガミアクマ
デ呈ガ（中略）九郎義經、土肥次郎ニ云ケルハ、「今日ノ軍、夜打ニヤスベキ、アケ
テヤスベキ」（中略）伊豆国住人田代冠者信綱ス、ミ出テ申ケルハ、「此程ノ山ヲ落
サムニハ、只謀ヲ先トス。雪ハ野原ヲウズメドモ、老タル馬ゾ道ヲシル、一陣破ヌレ
バ残党全カラズトイヘリ。平家ハヨモ今夜ハ用心候ハジ。（下略）」

このように義經の装束も鮮明に解る。傍線部分であるが戦法までも会話調でリアルに描写されている扱等は、『吾妻鏡』や『玉葉』には記されていない。そして、周囲の風景なども次のように詳細に描写してある。

此ハキサラギノ六日ノ事ナレバ、ヨヒナガラ傾ク月ヲ守リ、（中略）青山ハ苔深シテ、
残ノ雪ハ始花カトアヤマタレ、（中略）下ムトスレバ谷深シ。（中略）岸ノ細路幽也。

木々ノ梢モ滋ケレバ、友マヨワセル所モアリ。

源氏ノ搦手一万余騎ナリケルガ、七千余騎ハ九郎義経ニ付テ三草山ニ向ヌ、三千余騎ハ幡摩路ノ渚ニソウテ一谷ヘゾ寄タリケル。平家ハ撰津国生田森ヲ一ノ木戸口シテ、堀ヲホリ、(中略)矢間ヲアケテ待係タリ⁽²⁶⁾。

以上、るる掲げてきたが『延慶本平家物語』は史書を踏まえ詳細で、読み手が鮮明に映像を見るように叙述していることがわかる。

ここでは、二月四日から二月八日にかけて一の谷の合戦にまで致る経緯をあげてきた。ここでの検証成果を確認すれば、『玉葉』には一の谷の戦いにおいて、畿内の源氏多田行綱の軍事行動が記録されている。しかし、前述の二つの史料には見られない。

そこで、作者といわれる「信濃前司行長」が、『平家物語』を叙述するにあたり、一の谷の戦いの箇所について、参考とした原資料は何であったのかを考えることにする。例えば、『玉葉』での多田行綱の軍事活動は『延慶本平家物語』には描写されていない。このことは、行長が知り得ない事実という可能性と、知り得たとしても作品の構想上、あえて削除されたという、二通りの可能性が考えられる。行長が、兼実の『玉葉』を閲覧したとは想定しにくい。しかし、行長は兼実の周辺と深い関わりをもっていたと考えられよう。

とところで、一の谷の戦いをめぐり『吾妻鏡』では、興味深い記事がある。

元暦元年(一一八四)二月八日条では、次のように記してある。
丁卯。関東兩將。自攝津國。進飛脚於京都。昨日於一谷遂合戦。大將軍九人梟首。其外誅戮及千餘輩之由申之⁽²⁷⁾。

ここから、京都に報告が関東の兩將(義経、範頼)から届いたことがわかるが、先にみ

た『玉葉』には、梶原景時から飛脚で報告が届いていたと記してある。この一連の事実を総合すると、複数の戦況報告が京都に存在していたことをまず確認しておきたい。そのことを踏まえ、『吾妻鏡』をみると、元暦元年（一一八四）二月十五日条は、次のようにある。

甲戌。辰剋。蒲冠者範頼。源九郎義經等飛脚。自攝津國參着鎌倉。獻合戦記録。其趣。去七日於一谷合戦。平家多以殞命。（下略）⁽²⁸⁾

これは、京都に提出されたものと同じ内容と考えられる報告が、合戦の日から八日後に鎌倉に届いていたことを示している。興味深いのは、この戦況報告を「合戦記録」と呼称しているところで、これに注目して論を進めたい。

行長の父行隆は、一の谷の戦いの段階で従四位上右中弁に在職していた。同じ勸修寺流藤原氏一門の藤原経房は、従三位参議の地位にいた⁽²⁹⁾。「合戦記録」が京都の朝廷に提出された際、この二人はその役職上、これを閲覧した可能性が高いと考えられる。源義経から提出されたもの、梶原景時から報告されたものなど、複数の戦況報告Ⅱ「合戦記録」が京都に存在していたこと、経房と鎌倉の武家方との友好関係⁽³⁰⁾、九条兼実と経房との親密な交流⁽³¹⁾、以上の要素を総合すると、行長は、勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録類や故実を基盤に一の谷の戦いを描写した可能性が高いと考えられよう。

このように、「信濃前司行長」は『平家物語』の叙述にあたって、勸修寺流藤原一門に集積されていたところの資料、故実を参考にした可能性が高いということを描きおきたい。先にみた『延慶本平家物語』において、一の谷の戦いをめぐり叙述が、戦況報告Ⅱ「合戦記録」を含む、勸修寺流藤原氏一門に残された記録類・故実を踏まえていたことが

検証できたと考える。

第三節 壇の浦の戦い

次に、平氏政権崩壊の山場である、壇の浦の戦いを検証したい。「壇の浦の合戦」のすべてを掲げることは、紙数の関係でできないので、『延慶本平家物語』がどこまで史料を踏まえて叙述したのかという処に重点をおいて、以下みておきたい。

まず、『吾妻鏡』文治元年（一一八五）三月二十四日をみると次のようにある。

丁未。於長門國赤間壇浦海上。源平相逢。各隔三町。向舟船。平家五百余艘分三手。以山峨兵藤次秀遠并松浦党等為大將軍。挑戰于源氏之將帥。及午剋平氏終敗傾。二品禪尼持寶劍。按察局奉抱先帝（春秋／八歳）。共以没海底。建礼門院（藤御／重衣）。入水御之處。渡部黨源五馬允以熊手奉取之。（下略）³²

これは、三月二十四日の戦況報告を記録したものであり、平家の指揮者は、山峨兵藤次秀遠と松浦党であり、五百余艘が三手に分かれて長門國赤間関（山口県関市）壇の浦の海上において源氏と戦った。

この部分に関して、『延慶本平家物語』下巻第六本「壇浦合戦事付平家滅事」の章段には、次のようにある。

三月廿四日、源氏義経ヲ大將軍トシテ、軍兵数万騎、三千余艘ニテ、夜ノアケボノニ壇浦ヘゾ寄タリケル。平家モ待懸タル事ナレバ、矢合シテ戦。源平両氏ニ相従フ輩十万余騎ナリケレバ、（中略）平家ハ七百余艘ノ兵船ヲ四手ニ作ル。山鹿平藤次秀遠ガ

一党、二百余艘ニテ一陣ニ漕向フ。(中略)二位殿ハ今ハカウト思ワレケレバ(中略)、先帝ヲ負奉リ、帶ニテ我御身ニ結合奉テ、宝劍ヲバ腰ニサシ、神璽ヲバ脇ニハサミテ(中略)、今ハ限ノ船バタニゾ臨マセ給ケル。(中略)御袴ト衣ノスソトヲ船バタニ被射付テ、沈ミ給ハザリケルヲ、(中略)女院ハ取上ラレサセ給テ、(下略)

(33)

と叙述してある。

このことから、源氏側は源義経を指揮者としてしていることがわかる。ほか、傍線部分の箇所が詳細に叙されている。このように比較検証すると『延慶本平家物語』の戦いの描写は、『吾妻鏡』と類似していることが明らかである。

次に、『玉葉』文治元年(一一八五)三月二十七日条をみることにする。

〈庚／戌〉、天晴、(中略)伝聞、平氏於長門国被伐了、九郎之功云々、実否未聞、可尋之(34)

これによると、「実否は判らないが、九郎の功績による」とあり、翌日二十八日条には、次のようにある。

〈辛／亥〉、(中略)又伝、平氏被伐了之由、此間風聞、是佐々木三郎^{盛綱}ト申武士説云々、然而義経未進飛脚、不審尚残云々(35)

「佐々木三郎と申す武士が平氏の敗戦を語ったが、義経からの飛脚が来ないので不審で何んとも言えない」と記してある。三月二十七日・二十八日の各条を見る限り、まだ京都に戦況報告の詳細が送られて来ていないことがわかる。

先程の検証作業からも理解できるように、『吾妻鏡』と『延慶本平家物語』の記述は類

似している。「平家物語」の成立を考察し解明する上で壇の浦の戦いの記述の類似性は重要である。それはこの記述にあたり、「信濃前司行長」は何を参考としたのかという点である。このところを『吾妻鏡』と『玉葉』を手がかりとして検討してみたい。

まず、『吾妻鏡』から取り上げて考えることにする。

壇の浦の戦い、すなわち三月二十四日の戦況報告が、西海の源義経から、関東の源頼朝のところへ提出されたのは四月十一日である。そこで『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）四月十一日条をみることにする。

甲子。未尅。南御堂柱立也。武衛監臨給。此間西海飛脚参。由平氏討滅之由。廷尉進一卷記。へ中原信泰書之云々。是去月廿四日於長門國赤間關海上。浮八百四十余艘兵船。平氏又艘向五百餘艘合戰。午尅逆黨敗北。（中略）又内侍所神璽雖御座。

寶劔粉失。愚慮之所覃奉搜求之³⁶。

ここでのこの記録にある「一卷記」に注目したい。この記事からは源義経が、中原信泰の起草した戦況報告である「一卷記」を鎌倉方に提出していることがわかる。傍線の所は、『吾妻鏡』三月二十四日条では記されていないところ、内侍所と神璽は無事であったが、宝劔は紛失したから搜索する」と記録してある。この「一卷記」と並んで注目したいのが、『吾妻鏡』四月四日条の記録で、次のようである。

平家悉以討滅之由。去夜源廷尉義経。使馳申京都。今日又以源兵衛尉弘綱。註傷死生虜之交名奉仙洞云々³⁷。

ここからは、源義経が鎌倉の源頼朝への報告とは別に、京都の後白河上皇宛てに、「傷

死生虜之交名」を、使者を介して提出していた記事を見い出すことが出来る。ここでは、一の谷の戦いと同様義経が、鎌倉の頼朝と京都の後白河の両方に戦況報告を提出していることがわかる。

また、同じく『吾妻鏡』四月五日条をみてみることにする⁽³⁸⁾。

戊午。大夫尉信盛為、勅使赴長門國。征伐已顯武威。大功之至殊所感思食也。又寶物等無為可奉入之由。依被仰義經朝臣也。

これは、大夫尉藤原信盛が勅使として長門國（山口県）に下向すると、勇猛ですでに征討している。そして大功である。また、神器は無事であり、奉還を義経に命ずと記してある。

このところを『延慶本平家物語』下巻第六本「安徳天皇事付生虜共京上事」の章段では次のようにある。

四月三日巳剋許ニ、九郎大夫判官、使ヲ院へ進セテ申ケルハ、「去三月廿四日、長門國門司関ニテ平家ヲ政落テ、大將軍前内大臣宗盛以下生虜ニシテ、三種ノ神祇事故ナク都へ帰り入セ給ベシ」と申タリケレバ、上下悦アヘリ。御使ハ源八広綱トゾ聞ヘシ。広綱ヲ御坪ニ召テ、合戦ノ次第悉ク御尋アリ。御感ノ余ニ左衛門尉ニ被召仰。猶御不審之間、五日、北面ノ下藤、藤判官信盛ヲ西國へ下遣ハサル。宿所へモ不返、鞭ヲ上テ馳下リニケリ。(下略)⁽³⁹⁾

この傍線部分は、『吾妻鏡』と同様の戦況報告を参考にしていることがわかる。そしてこのところを『玉葉』で確認すると、四月四日条に次のようにある。

（丁ノ巳）、雨下、早旦人告云、於長門國誅伐平氏等了云々、未刻、為大藏卿泰経奉

行、義経伐平家了由言上、其門有可被仰合事、可参入之由、被仰下之、(中略)、相次頭弁光雅朝臣来臨、余如例隔障子謁之、(中略)光雅仰云、院宣伝、追討大将軍義経、去夜進飛脚へ相副／礼、へ申云、去三月廿四日午刻、於長門国団合戦、(於海上／合戦云々、)自午正至晡時、云伐取之者、云生取之輩、不知其数、此中前内大臣、右衛門督清宗(平)内府／子也、平大納言時忠、全真僧都等為生虜云々、(中略)先生虜等事如何、次三種宝物归来之間事又如何(下略)余申云(中略)三種宝物归来事(40)

この記事によると京都に、四月四日に義経からの正式な報告の飛脚が着いたことになる。藤原光雅が障子を隔て兼実に報告しているのである。傍線部分は、『吾妻鏡』には記録されていなくて、壇の浦の戦いが「正午より午後四時まで」かかったこと、また、平家の「生け取りの輩の数を知らない」とあり、兼実は、三種の宝物が帰って来て安全に都に還御させることを願っていることがわかる。

以上『平家物語』を叙述するにあたり、作者といわれる「信濃前司行長」が、参考とした資料は何かという観点から、『吾妻鏡』『玉葉』の記事を検討してきた。

これまでの検証から明らかかなことは、壇の浦の戦いの場合には、「一卷記」、「交名」という二つの報告があったこと、義経は、この戦況記録を鎌倉の頼朝と京都の後白河院のもとにそれぞれ提出していることであった。

最後に本章でのまとめと今後の課題を挙げて結びにしたい。

平氏政権崩壊において、治承・寿永の内乱の時代、なかでも以仁王挙兵から、急速に崩壊が始まる平氏政権をめぐり、「以仁王令旨」を中心に『延慶本平家物語』、『玉葉』、

『吾妻鏡』を検証することにより『平家物語』の成立史を考察した。

はじめに、以仁王挙兵から「以仁王令旨」のことをみると『延慶本平家物語』では、『吾妻鏡』で記録されている内容を省いている箇所がある。『玉葉』では、「以仁王令旨」が高倉上皇帰洛と日時を合わせるかのように発表されていなかったといえる。これらのことは、行長が、省くことで読み手に対し以仁王挙兵の理由をより平易に伝えることを目的としていたと考えられよう。つまり読み手のことを考え削除や書き換えを行ったのであろう。

次に一定の事実を踏まえ作品が叙述されていることを示す事例として、一の谷の戦いの叙述を二つの史料からみてみると『玉葉』は、『吾妻鏡』に記されていない畿内源氏多田行綱の軍事行動が記録されている。

また、『延慶本平家物語』、『吾妻鏡』によると、一の谷の戦いの記事は、関東での両将（義経・範頼）からの報告が京都に届いたことを示している。『吾妻鏡』は、この戦況報告を「合戦記録」と呼称していた。『玉葉』においては、梶原景時から報告が飛脚で届いたことが理解できる。

さらに壇の浦の戦いを検討した結果、『吾妻鏡』では、戦況報告が中原信泰書の「一卷記」と義経が、鎌倉の頼朝と京都の後白河上皇宛てに「交名」を提出している記事がある。このことから、複数の戦況報告が京都に存在していたことが考えられる。

最後にもう一度確認しておきたいことは、行長は、誰からこれらの情報を得たのかという点である。

第三章では、平氏政権崩壊において、治承・寿永の内乱の時代、なかでも、以仁王挙兵以後、急速に崩壊する平氏政権をめぐる、物語と史実を検討することを目的とした。

「以仁王令旨」を中心に、『延慶本平家物語』と史書・日記からその物語と史実を検証したのである。その結果、『延慶本平家物語』では、『吾妻鏡』で記録されている内容を省いている箇所がある。『玉葉』では、「以仁王令旨」が高倉上皇帰洛と日時を合わせるかのように発表されていなかったといえよう。

この問題をめぐって検討した成果について、以下整理しておきたい。行長が省くことで読み手に対し以仁王挙兵の理由をより平易に伝えることを目的としていると考えられる。読み手のことを考え削除・書き換えを行ったのである。次に一定の事実を踏まえ作品が叙述されていることを示す事例として、一の谷の戦いの叙述を検証した。二つの史料から、鎌倉幕府からの『吾妻鏡』、貴族の日記からの『玉葉』である。その結果、『玉葉』『吾妻鏡』では、記されていない畿内源氏多田行綱の軍事行動が記録されていることを明確にしたのである。そして、『延慶本平家物語』『吾妻鏡』より一の谷の戦いの記事を見ると、関東での両将（義経・範頼）から報告が、京都に届いたことを示していることがわかる。また『吾妻鏡』では、この戦況報告を「合戦記録」と呼称していたという事実を明らかにしたのである。『玉葉』においては、梶原景時から飛脚で報告が届いたことを検証した。次に壇の浦の戦いをめぐり検討した結果、『吾妻鏡』では、戦況報告が、中原信泰書の「一卷記」と義経が、鎌倉の頼朝と京都の後白河上皇宛てに「交名」を提出していること

を検証した。このように複数の戦況報告が、京都に存在していたことを明らかにした。さらにここで問題となるのが、行長は、誰からこれらの情報を得たのかという点である。そこで次章では、行長の周辺の人物を検証した上で、行長一個人ではなく、彼の属する勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録や故実を踏まえ、『平家物語』の作品を描写した可能性が高いと考えられることを明らかにしたい。第三章では、以上の事柄が検証の成果といえよう。複数の戦況報告と勸修寺流藤原氏一門に注目したのである。

註

- ① 『百鍊抄』治承三年十一月二十日。
- ② 田中文英『平氏政権の研究』（思文閣、一九九四年）、元木泰雄『院政期政治史研究』（思文閣出版、一九九六年）。
- ③ 『百鍊抄』治承四年五月十五日・十六日条。
- ④ 前掲註（1）、（2）参照。
- ⑤ 『延慶本平家物語』上巻第二中「頼政入道宮ニ謀叛申勸事付令旨事」、「そねみ」とは、『覚一平家物語』上「源氏揃」にて表現されている。
- ⑥ 前掲註（3）参照。
- ⑦ 『玉葉』治承四年五月十七日条。
- ⑧ 『百鍊抄』治承三年十一月二十日条。
- ⑨ 『吾妻鏡』治承四年四月二十七日条、以仁王令旨の史料的价值については、『吾妻鏡』収載のものが最も高いと言われている。この点については、五味文彦『平家物語、史と説話』（平凡社、一九八七年）、田中文英『平氏政権の研究』（思文閣出版、一九九四年）を参照。
- ⑩ 『山槐記』治承三年十一月十四日条。
- ⑪ 『山槐記』治承三年十一月二十五日条。
- ⑫ 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、二〇〇一年）。
- ⑬ 『玉葉』治承四年四月九日・十二日条。上卿大将とは、藤原実定であり『覚一本平家物

語』卷第二「徳大寺巖島詣」に平清盛の同情を乞うために巖島神社に参詣したとある。
『古今著聞集』によると、治承三年三月晦日巖島へ重盛が大將を辞した後左大將になれたことの所願成就の参詣とある。

⑭ 『玉葉』治承四年五月二十七日条。

⑮ 『延慶本平家物語』上卷第二中「頼政入道宮ニ謀叛申勸事付令旨事」。

⑯ 『玉葉』治承四年五月二十七日条。

⑰ 『吾妻鏡』治承四年八月十七日条。

⑱ 『吾妻鏡』治承四年十月二十日条。

⑲ 前掲註（1）、（9）参照。治承三年（一一七九）十一月二十日に平清盛が、後白河法皇を鳥羽殿に渡御させたことにより、後白河院政は停止し、平氏政権が成立する。

⑳ 『吾妻鏡』元暦元年二月七日条。

㉑ 『玉葉』元暦元年二月四日・六日条。

㉒ 『玉葉』元暦元年二月八日条。

㉓ 『尊卑分脈』第一編、八四・八六頁、兼実・良通・良經の項。

㉔ 『吾妻鏡』元暦元年二月四日条。

㉕ 『愚管抄』巻第五・二五三頁。

㉖ 『延慶本平家物語』下巻第五本「源氏三草山并一谷追落事」。

㉗ 『吾妻鏡』元暦元年二月八日条。

㉘ 『吾妻鏡』元暦元年二月十五日条。

㉙ 『弁官補任』元暦元年条。『公卿補任』元暦元年条。勸修寺流藤原氏については、橋本

- 義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九九六年)を参照。五味文彦『平家物語、史と説話』(平凡社、一九九八年)。
- ③⑩ 鎌倉方と藤原経房との友好・協調関係については、山本博也「関東申次と鎌倉幕府」。(『史学雑誌』八六一八、一九九七年)、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」。(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出は、一九八四年)に詳しい。
- ③① 『玉葉』養和元年二月五日・六日条。『延慶本平家物語』下巻第六末「吉田大納言経房卿事」。
- ③② 『吾妻鏡』文治元年三月二十四日条。
- ③③ 『延慶本平家物語』下巻第六本「壇浦合戦事付平家滅事」。
- ③④ 『玉葉』文治元年三月二十七日条。
- ③⑤ 『玉葉』文治元年三月二十八日条。
- ③⑥ 『吾妻鏡』文治元年四月十一日条。
- ③⑦ 『吾妻鏡』文治元年四月四日条。
- ③⑧ 『吾妻鏡』文治元年四月五日条。
- ③⑨ 『延慶本平家物語』下巻第六本「安德天皇事付生虜共京上事」。
- ④⑩ 『玉葉』文治元年四月四日条。

はじめに

本章では、作者といわれる「信濃前司行長」が参考となる資料を誰から得ることができたのかを考えることにする。それには行長という人物の周辺の検証が必要となる。そこで、行長の出自が勸修寺流藤原氏一門であることに注意⁽¹⁾して、先ほど検証したところの『玉葉』四月四日条に登場している藤原光雅をみてみる。するとやはり、勸修寺流藤原氏である。行長の再従兄弟にあたり、正四位下右大弁の地位にあり蔵人頭でもある⁽²⁾。光雅は後白河の側近として知られ⁽³⁾、「交名」を閲読していた可能性も高いであろう。また、この時期と同じくして行長の父である藤原行隆も正四位下右大弁に任じられている⁽⁴⁾。そして『吾妻鏡』文治元年（一一八五）四月二十四日条にみられる藤原（吉田）経房は、関東と朝廷との交渉の窓口となつてゐることがわかる。元暦元年（一一八四）従三位左大弁となつてゐるが、彼も同じく勸修寺流藤原氏であり行長の伯祖父⁽⁵⁾にあたる。

このように、藤原光雅、藤原経房、藤原行隆はいずれも勸修寺流藤原氏一門であり、同一の時期に弁官に在職していた事実は重要である。すなわち、弁官局にあつて、後白河院政の実務を担う存在であつたからこそ、「交名」も閲覧できる立場にあり、鎌倉方との交渉にあたり、後白河との間を取り次ぐ地位にいた。つまり、『平家物語』の成立にあたり、勸修寺流藤原氏一門に集積されてきた情報、例えば「交名」などや伝承された故実を踏まえて、行長は叙述の参考としていた可能性が高いと考えられる。

第一節 経房

同じ勸修寺流藤原氏一門で、同時期弁官に在職している藤原経房、藤原行隆の事を、『延慶本平家物語』が叙述しているののでみてみることにする。初めに藤原経房のことをみると、下巻第六末「吉田大納言経房卿事」の章段で次のようにある。

吉田大納言経房卿ト申ス人オハシキ。其比ハ勘解由小路ノ藤中納言トゾ申ケル。ウルハシキ人ト聞給テ、源二位被奏聞ケルハ、自今以後ハ藤中納言ヲ以、天下ノ大小事ヲ可申入之由被申タリケルトカヤ。平家ノ時モ大事ヲバ此人ニ被申合キ。法皇ヲ鳥羽殿ニ押籠進セテ後、院別当ヲ被置之時ハ、八条中納言長方卿ト此経房卿ト二人ヲゾ別当ニハ被成タリケル。今源氏之世ニ成テモ、カクタノマレ給ニケルコソ難有ケレ、（中略）十二歳ト申ケル時、父權右中弁光房朝臣ニ後レ給テ、（中略）若ヨリ賢者ノ聞ヘオワシケレバ、（中略）三事頭要ヲ兼帶シ、夕郎貫首ヲ経テ、参議、左大弁、中納言、大宰帥、遂ニ正二位大納言ニ至給ヘリ。（中略）人モ恐レ憚奉リキ^⑤

勘解由小路中納言とは、前述した行長の再従兄弟である藤原（吉田）経房のこと、権右中弁光房の長男である。いま一人名前のみえる藤原長方は、権中納言頭長の長男である。そして、経房と長方の母は、権中納言藤原俊忠女で二人は従兄弟同士である。傍線部分は、源頼朝が今後、経房を朝廷に「大小事」を申入れるための人物であることを指定し、院に奏聞している^⑥。いわば鎌倉の意向を京都の朝廷に取り次ぐ人物として、経房は評価されていた。

これに関しては中山忠親が記した、『山槐記』治承三年（一一七九）十二月八日条に以

下のようにある。

被補後院別當、参議左大辨長方卿、藏人頭左中弁經房朝臣云々、(後院力／彼説)可
為公家御沙汰云々(8)

このことから、後白河法皇幽閉により院政が停止されたことにともない、本来、来たるべき高倉院政を控え、後院庁が置かれ、藤原(八条)長方と藤原経房が後院別當に任じられたことがわかる。翌年、治承四年二月に高倉院政が始まると、両人は共に院の別當に任じられている(9)。

このように長方、経房は、平氏政権のときにも院へ「大小事」を申し入れる取次の役割を担い、「後院別當」、「別當」に任じられており、鎌倉の武家政権においても、引き続きいて鎌倉と京都の朝廷の間において、交渉を担う存在であったことを重要視すべきである。当該期、勸修寺流藤原氏が実務や交渉能力に卓越していたという幕府側の認識を示しているからである(10)。

また、先にあげた『延慶本平家物語』の経房卿事にみられる「三事兼帯」とは、五位藏人、衛門佐、弁官の三要職を兼ねることを指し、藤原長方、藤原経房の両人は、「三事の頭要」を兼帯しており、朝廷の国政運営における実務を遂行する立場にいた。このことは、後白河上皇を中心とする京都の政権にあつて、文書の発給、伝達、閲覽、上層部に助言するなど、国政に関与する地位を占めていたことを意味する。

そして、「夕郎の貫首」とは藏人頭のこととで、「夕郎」は、五位藏人の唐名である。

官歴を概観(11)するだけでも、藤原経房、長方は、実務に練達した有能な行政官僚であったことが理解できる。注目すべきは経房、長方も勸修寺流藤原氏一門にあたり、『弁官補

任』治承四年（一一八〇）をみると、行長の伯祖父にあたる長方は正三位左大弁の地位にあり、同じく伯祖父の経房は正四位下左中弁で、同じく再従兄弟の光雅は従四位下権右中弁におかれ、父の行隆は正五位上左少弁の位に任じられている¹²。

当該期弁官は七名任じられ、その中で左大弁に長方、左中弁に経房、左少弁に行隆と、勸修寺流藤原氏四人も占めていた事実は重要であるといえる。『平家物語』が、わざわざ章を設けて藤原経房について叙述しているのは、作品構想の段階で、勸修寺流藤原氏の存在が必要であることを示唆していると考ええる。

第二節 行隆

次に同じ勸修寺流藤原氏の一門で同時期、弁官に在職していた藤原行隆（行長の父）を、『延慶本平家物語』上巻第二本「左少弁行隆事」の章段でみることにする。

其比左少弁行隆ト申人ハ、閑院ノ右大臣冬嗣ヨリハ十二代、故中山中納言頭時卿ノ長男ニテオワセシガ、二条院ノ御代ニ近ク被召仕テ、弁ニ成給シ時モ、右少弁長方朝臣ヲ越テ、（中略）五位ノ正四位シ給ヘリシニ、頭要ノ人ヲ越ナムドシテ、ユ、シカリシガ、二条ノ院ニオクレ奉リテ、時ヲ失ヘリシカバ、仁安元年四月六日、官被止テ籠居シ給シヨリ、永久先途ヲ失テ、十五年ノ春秋ヲ送リツ、夏秋ノ更衣ニモ及バズ、朝暮ノ食モ心ニカナワズシテ、（中略）大政入道殿ヨリトテ使アリ。（中略）弟ノ前左衛門佐時光ト申ケルヲハシケリ、「カ、ル事コソアレ」ト、仰被送タリケレバ、（中略）西八条ヘヲノ、ク、オワタシタレバ、入道見参シ給テ宣ケルハ、「故中

納言殿シタシクオワシマシ、上、殊ニ憑奉リテ、大小事申合奉リ候キ。(中略)今ハ御出仕アルベク候ト宣ケレバ、(下略)後朝ニ、源大夫判官季貞ガ小八葉ノ車ニ入道ノ牛懸テ、(中略)「今日弁ニナシ返シ奉ベシ」ト有ケレバ、(下略)右少弁ニ成返テ、同十八日、五位蔵人ニナサル⁽¹³⁾、

この章段は、藤原行隆の出自や官歴について、詳細な叙述がなされている。順調な官途昇進の行隆が、仁安元年(一一六六)に「官被止テ」⁽¹⁴⁾解官されるといふ導入部分から、治承三年(一一七九)に平清盛から突如呼び出され、おそるおそる西八条に出仕したところ、行隆は清盛から弁官への遷任を告げられるといふ叙述で構成されている。

藤原行隆は、権中納言藤原(中山)顕時の長男で、大治五年(一一三〇)に生まれ、文治三年(一一八七)に没している。二条天皇の時代に任じられ、永万元年(一一六五)に正五位上左少弁の地位につき、同永万二年(一一六六)に正五位下左少弁の位を解官されている⁽¹⁴⁾。仁安元年(一一六六)四月六日に解官されてから十三年経て、治承三年(一一七九)十一月十七日には、正五位下左少弁の位に、同じく十八日蔵人に還任された。十九人の解官の次に除目がおこなわれた激動な時代である⁽¹⁵⁾。また、行隆は、平家が没落してもその地位が下落するのではなく位を保ち、文治三年(一一八七)には、正四位下左大弁に任じられている⁽¹⁶⁾。

そこでなぜ「信濃前司行長」が、勸修寺流藤原氏一門の藤原経房、藤原行隆について、その物語の中で章段を設けてわざわざ叙述したのであるうかと考えると、それは、平氏政権だけでなく、武家政権になっても、後白河の下で弁官職に補されていたのであるからだといえよう。

それは、藤原行隆も藤原経房同様に平氏政権だけでなく、武家政権になっても、後白河の下で弁官職に補されていたのであるからだといえよう。

このことは、繰り返しになるが勸修寺流藤原氏一門の存在が、行長の作品構想にあたって、必要欠くべからざる存在であったことを示唆しているのではないか。

そして行長が、『平家物語』を構想、叙述するにあたり何を参考にしたのかを考えると従来、特定の人物を比定することに重点がおかれて来た。しかし、この時代の後白河院政を中心とする貴族社会の構造を念頭においたとき、一個人に問題を規定するのではなく、一つの門流を想定すべきである。従来までは、「信濃前司行長」周辺の一個人を比定していた。しかし、検証の結果、行長が、勸修寺流藤原氏一門から、参考となる史料を得て作品を構成し、叙述した可能性が高いということを見逃すことは出来ない。叙述するにあたり、参考とした史料について、特定の門流に集積された先例故実を想定した方が、合理的に説明することがより可能であろう。

以上、本章では、平氏政権が成立と同時に崩壊の過程において、『平家物語』の成立を歴史的に説明することを行長が作品で取り上げた経房、行隆から論じた。その上で彼の叙述と構想にせまってみたのである。

おわりに

本章でのまとめと今後の課題を挙げて結びにしたい。最後にもう一度確認しておきたいことは、行長は、誰からこれらの情報を得たのかということである。そこで行長の周辺の人物を検証した結果、作品の構想過程で素材となる史実の収集・集積にあたり、彼をとりまく勸修寺流藤原氏一門が重要な役割を果たしたことを指摘したのである¹⁷。当該期弁官七名のうち四名までも勸修寺流藤原氏一門から輩出している。この一門は後白河院政下で実務官僚として一つの政治勢力を構成していたといえる。『平家物語』は「信濃前司行長」一個人に比定するのでなく、勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録や故実を参考にして叙述構成されたと考えられよう。残された課題としては、『平家物語』の作品構想において重要な役割を果たした勸修寺流藤原氏一門の社会的基盤を検討しなければならない。そのため、院政期平安末期から鎌倉期の勸修寺流藤原氏一門を取り上げ、彼等の政治的活動を検証することを通して当該期の社会（武家・公家・寺家）のあり様を明らかにする必要があると考えている。

註

- ① 『尊卑分脈』第二編、一三頁。
- ② 『弁官補任』文治元年条。
- ③ 鎌倉方と藤原経房との友好・協調関係については、山本博也「関東申次と鎌倉幕府」(『史学雑誌』八六一八、一九九七年)、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出は、一九八四年)に詳しい。
- ④ 『弁官補任』文治元年条。
- ⑤ 『弁官補任』元暦元年条。前掲注(3)参照。
- ⑥ 『延慶本平家物語』下巻第六末「吉田大納言経房卿事」。
- ⑦ 『尊卑分脈』第一編、六六頁(藤原経房)第一編、九九頁(藤原長方)。
- ⑧ 『山槐記』治承三年十二月八日条。
- ⑨ 『山槐記』治承四年二月二十一日条。
- ⑩ 『檢非違使補任』別卷嘉応二年条(藤原経房)。
- ⑪ 前掲注(6)参照。藤原経房は、三事参議大弁、大宰帥、権大納言正三位である。官歴の詳細は、仁安元年(一一六六)六条天皇の五位藏人、同二年(一一六七)右衛門権佐に遷任、同三年(一一六八)高倉天皇の五位藏人、嘉応二年(一一七〇)左少弁兼任、治承三年(一一七九)藏人頭、養和元年(一一八一)参議、左大弁、文治元年(一一八五)大宰権帥を兼任、建久九年(一一九八)権大納言に任じられている。藤原長方は、三事従二位、権中納言に任じられている。

⑫ 『弁官補任』治承四年条。

⑬ 『延慶本平家物語』下巻第六末「左少弁行隆事」。

⑭ 『弁官補任』大治五年、文治三年、永万元年、永万二年の各条。

⑮ 『山槐記』『玉葉』治承三年十一月十七日・十八日条。

⑯ 『弁官補任』文治三年条。

⑰ 『尊卑分脈』より、藤原行長の弟は、信空（法然上人第一弟子）で妹は、平大納言時忠卿室（平時忠）安徳天皇の御乳母と甥の藤原時長は、『尊卑分脈』に「書平家物語其人也」と「平家物語作者随一云々」との注記がある。藤原経房と藤原長方の母は、藤原俊中女で姉妹である。

はじめに

『平家物語』は、天承元年（一一三一）三月に平忠盛が昇殿を許されたことに始まり、建久十年（一一九九）一月に源頼朝が死去するまでの間、平氏の栄枯盛衰を中心に「平清盛」・猛き者の滅びを語っている。

周知のことではあるが、歴史的意義をもつ『平家物語』の成立を考えると、現在のところ「原平家物語」が存在していない、また新資料も出現していないので諸本、記録、史書等から明らかにしたい。

『徒然草』二百二十六段に作者といわれる「信濃前司行長」と叙述されているが、勿論行長の可能性は高いといえよう。尾崎勇氏が論じている慈円圈（九条兼実・慈円（兼実の同母弟）法然等）の人々の影響も大であろう¹⁾。

しかし、前章において「信濃前司行長」が、作品の構想化の過程で素材となる史実の収集・集積にあたり、行長一個人に比定するのでなく、彼をとりまく勸修寺流藤原氏一門が果たした役割の重要性を指摘した²⁾。その成果によれば、勸修寺流藤原氏一門は平安貴族社会における実務官僚として、国政の運営にあたるという重要な位置を占めており、後白河院政の下で一つの政治勢力を貴族社会のなかで構築していた。

ちようどその頃、政治的には平氏の力が大きくなってきていた。そこで、平安末期から鎌倉期の院政期をみると、後白河院政の性格が、正盛・忠盛の時代までは、北面の武士や

検非違使として院を守る立場でいた。しかし、平氏政権成立前後で、貴族社会が制御できない時代になり、院が武士（武家）と交渉する立場へと変質してくる。

本章では、後白河・後鳥羽院政期における政治の背景や史実を踏まえ、『平家物語』の作品構想での勸修寺流藤原氏一門の果たした役割をより具体的に解明したい。

第一節 勸修寺流藤原氏一門の出自

勸修寺流藤原氏とは、九世紀終わり（八三八〜九〇〇頃）、醍醐天皇の外戚の地位を得ることで内大臣の地位にまで昇った北家藤原氏の高藤に始まる。

高藤の系譜を『尊卑分脈』で見ると、（始祖藤原姓）氏祖大織冠鎌足八世の孫にあたり、藤原北家の嫡流で左大臣正二位冬嗣の孫である。薨後太政大臣正一位を贈られた。高藤の父は良門で、内舍人で正六位上の官歴である。しかし父と異なり、高藤の官位の昇進は飛躍的である。貞観十年三十一歳で叙爵し、寛平六年に五十七歳で従三位に叙され、公卿に列せられた。さらに、後七年足らずの間に参議、中納言、内大臣に任ぜられている。室が列子で、宇治郡の大領宮道弥益の女であった。

宮道弥益は平安初期の豪族であり、山城国宇治郡の郡司で山科栗栖野（現京都市山科区）に住んでいた。高藤と列子の女が胤子である。

胤子は、宇多天皇の即位に伴って宮中に入り更衣から女御に進み、（敦仁親王）醍醐天皇を生んでいる。高藤には、二人の男があり、長男の定国は、大納言泉大将で、二男の定方は、右大臣左大将で薨後正二位を贈られている。また、高藤の妻列子は、従三位を叙さ

れ、列子の父宮道弥益も宮内大輔に任ぜられた。(『大日本佛教全書 寺誌叢書第三』、
『今昔物語 卷二十二第七』)

このように、飛躍的に官途昇進することができたのは、胤子の力が大きく、宇多天皇の
皇位継承や醍醐天皇の即位によると考えられる。なかでも高藤が、内大臣を任ぜられたこ
とについて、橋本義彦氏は、『平安貴族社会の研究』のなかで、

この官職は、奈良時代光仁朝の藤原魚名以来百数十年間おかれなかつたものであるが、
高藤がかかる官職に補されたのは、如何なる意味があるのだろうか。内大臣は大化
の改新の際内臣に任ぜられた中臣鎌足が、天暦八年「大臣ノ位」を授けられ「自比以
後通日藤原内大臣」(『日本書紀』大暦八年十月庚申条)というのに始まるとみてよ
いであろうが、その後は、光仁朝に藤原良継・同魚名が任ぜられ、爾後、高藤の時に
復活するまで誰もこれに任ぜられた者がなかつたのである。(中略)鎌足以下三例は
すべて内臣を経て内大臣に昇進したものであり、(中略)高藤の任ぜられた内臣とは
関係ないものと考えるべきであろう。

と論じている。

このように高藤は、皇室との姻戚関係に支えられて、地位を得ただけの外戚貴族であつ
たと考えられる。しかし、後に実務官僚としての力を付け、この一門から、勸修寺を紐帯
とする勸修寺一門にひいては「門流」、「家」の形成がなされたのである。

そこで、次に勸修寺流藤原氏と勸修寺について触れることにする。

第二節 勸修寺流藤原氏と勸修寺

勸修寺は、高藤の女の贈皇太后藤原胤子が、所生醍醐天皇誓護のために、母方の宮道弥益の宅址に御願堂を建立したのが始まりで、ついで、宮道弥益により本堂が、高藤の息男の右大臣定方により西堂が造建された。

「勸修寺文書」(『大日本佛教全書 寺誌叢書三』)では、康和四年(一一〇一)左大弁藤原為房が『為房卿記』に記したもので、筑前々吏敦憲が語るところ、三条右大臣定方(高藤の子)が、西堂を建立しようとして中途に死んだとみられる。(承平二年(九三二)八月四日薨、五十七歳)その後定方の三人の子息である、朝頼、朝成、朝忠が佛閣に高野から古仏を迎えて安置して、莊嚴を添えて完成させた。これより御八講は始まる。三条右大臣定方の一周忌の八月一日から始まり、忌日の四日に結願するとあり、この日に氏は参集するのである。

氏長者は、定方の子息三人が相議して累代一門中、官位第一の者を「氏長者」と定め、勸修寺を氏寺としたのでその寺名が一門の総称となった。初代の氏長者が、中納言從三位の朝忠であった。そして毎年八月一日から四日までの間、勸修寺で一門の追善供養をすることによって、勸修寺流藤原氏一門の結束は強くなつていったといえる。

院政時代になると、定方の三人の息男の内、朝頼末葉である為房・顕隆父子が白河院の近臣として繁栄して一門の中から多く弁官に任ぜられ、蔵人頭に補された。また、上皇や摂関に近仕して院中や摂関家の実務を執るようになる。

その後為房の子息の為隆・顕隆(葉室家祖)の二流が栄え、為隆の孫の経房が源頼朝の

信任を得て活躍する。それ以来経房の子孫が繁栄して、吉田・甘露寺・坊城・万里小路などを称する。

このように、勸修寺流一門は、親族などが弁官を歴任して、実務に練達した貴族の一門として、「家」を分出させ、朝廷の枢要を占めるようになっていった³⁾。

彼等は、実務官僚という社会的政治的位置にいたと考えられる。当時の貴族社会では、「日記の家」⁴⁾形成の中で勸修寺流藤原氏一門に集積された故実の存在が、貴族社会内部において重要視され院の近臣としての活躍と、その政治的活動力の過程で集積された故実が、勸修寺流藤原氏の政治的位置を高めることとなっていた。そのことが、『平家物語』の作品の素材を集積し構想化するにおいて、重要な役割を果たしたと考えられる。

そこで、具体的に『平家物語』の作品構想の中で、後白河・後鳥羽院政期における勸修寺流藤原氏一門が果たした歴史的役割について検討したい。

前章でも論じたが、『延慶本平家物語』上巻第二本「左少弁行隆事」、同じく下巻第六末「吉田大納言経房事」の章段でも明らかのように、勸修寺流藤原氏は、平氏政権と摂関家の中介役実務官僚としての円滑な運営を担っていたといえる。このことは作品の中での治承・寿永の内乱より平氏政権崩壊過程で「以仁王の令旨」をめぐる『延慶本平家物語』の「一の谷の戦い」、「壇の浦の戦い」をめぐる叙述や、『玉葉』『吾妻鏡』のなかで「一卷記」「合戦記録」との記述や「交名」等が京都に送られている事実からも理解できる⁵⁾。

治承三年(一一七九)平清盛が、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉させたことにより⁶⁾、後白河院政が停止し、平氏政権が成立する⁷⁾。そして治承四年(一一八〇)二月高倉天皇は讓位して、三歳の言仁親王が皇位につき安徳天皇となる⁸⁾。このとき高倉上皇の院政が始められるが、実際の国政

は平清盛により主導されていた。

そこで次に、この時代の背景にある後白河院政下での勸修寺流藤原氏一門のはたらきについてふれよう。

第三節 後白河院政下

治承四年（一一八〇）以仁王の令旨に始まった源平の争乱は、文治元年（一一八五）壇の浦の合戦において平氏が滅亡し、その後源頼朝と義経の争いになるが、頼朝は義経よりも藤原氏を滅ぼすことに力を注いでいた。その頃義経は奥州藤原氏のもとに逃亡していたが、後白河院は「前備前守源行家・前伊予守同義経が謀反を起こしているので、早く、従二位源頼朝に命じて、行家・義経を捕らえよ。」と後鳥羽天皇宣旨を發布させた⁹。奉者は藏人頭右大弁・皇后宮亮藤原光雅である¹⁰。

文治二年五月十日後白河院宣では、「世情の不安定が進行している。」とあり、文治元年十一月二十五日後鳥羽天皇宣旨が下った。藤原経房は、「北条時政が入洛し、源行家・義経の捕縛の命令があるにもかかわらず、未だに捕えることができない。洛中に居るとの噂がある。叡山の宗徒の中にも同意の仲間が居ると聞いている。先月二十日付に、藤原為頼使者の手紙が昨日届いた。天皇の為にも、不審を無くする為にも怠けないで勤めるように。」と、源頼朝に伝えている¹¹。

では、京都の後白河院においてはどのようなようであったか、九条兼実の『玉葉』文治二年五月六日の条によると、「藤原光長朝臣が世上物騒の事を院に申しあげる。京中の山々寺々使庁に命じて捜させよ。又関東にも命じて捕らえよ。」と記してある¹²。

同年五月十日の条では、「世の中が物騒しいことである。射山（院）並びに前摂政（基通）が駿河より、

書状を光長朝臣に送ったので家中にあるはずだから捜すように。私は、夜打を恐れ九条に帰る。」と記されている⁽¹³⁾。

源頼朝が平家を追討し、次に義経を討ち、後白河院の力を得ると同時に、武家政権としての地位を確立していくのがわかる。

次に、文治三年(一一八七)六月十四日付、後白河院庁下文をみると、木津荘の観自在院領のことが記してある⁽¹⁴⁾。文治元年(一一八五)梶原景時に押領されたとして、押領停止の関東下知状が出されているが、それでも止まらなかった為に後白河院の院庁下文が出された⁽¹⁵⁾。院司の中に藤原朝方、経房がいるが、やはり勧修寺流藤原氏である。

文治三年六月廿日付、後白河法皇院宣では、観自在院領木津庄濫行の事において、さばかれるべきであると発布されている⁽¹⁶⁾。奉者は、同じく勧修寺流藤原氏権右中弁定長で、左衛門権佐平棟範に謹上している⁽¹⁷⁾。このことから、後白河法皇が、平氏滅亡後、頼朝・義経対立時に頼朝追討の宣旨を出したことへの報復として、頼朝が、義経追捕のためや、平家没官領を得るために公家政権に対して強硬な手段をとっていることがわかる⁽¹⁸⁾。

院宣で踏まえておきたいことが、院宣の発給が誰であるかということ、美川圭氏⁽¹⁹⁾や白根靖大氏⁽²⁰⁾も論じているが、後白河院と頼朝との間には、院宣の発給は、後白河院―藤原定長(院伝奏)―吉田経房(関東申次)―源頼朝というルートで発給されている。(経房・定長・光長は兄弟である。)奉者も発給ルートの人々も、尊卑分脈(系図別貢添附)でみると勧修寺流藤原氏である⁽²¹⁾。つまり院の実務官僚であるといえよう。

後白河院政の治承五年(一一八三)―健久三年(一一八一)―一一九二)における構造的特質について、下郡剛氏は、多様な奏事・内覧が蔵人の下に収斂され、中世における奏事を行う際の定型

文書となった奏事目録が成立するとし、この時期には奏事ルートが安定的に維持されているという⁽²²⁾。

また、奏事に関して下郡氏は、『後白河院政の研究』のなかで

橋本氏の研究によれば、奏事とは摂関や上皇の執政の専制化のもとで開かれて庶政採決ルートであり、公卿議定を経ることなく、政務を処理する制度であった。

と論じている。

そして、その時期を二つに分けている。藤原経房の『吉記』によると、一つめは、承安三年（一一七三）～同四年（一一七四）、その後、一旦奏事に関する記述が見られなくなる。二つめは、治承三年（一一七九）～養和元年（一一八一）にかけて再び行われている。と論じている。これを踏まえると後白河院政の構造的性質としては、以下の二つのことがいえるのではないだろうか。

一つは、鎌倉との交渉の制度化である。寿永から文治年間にかけて九条兼実以下が藤原定長を通じて院へ奏事奏聞を果している。具体的には、九条兼実の『玉葉』から、勸修寺流藤原氏である定長―経房ルートの存在がわかる。

二つめは、関東申次・伝奏などの制度化である。周知のように院の伝奏とは、後白河院政以降、記録上に「伝奏人」「奏者」等の呼称で表記され、治天の君である院の側にあつて、主に貴族の奏事を院に「伝奏」「申次」する院司である。また、関東申次とは、鎌倉期に院と関東將軍家との間の連絡を担い、公家政権側の窓口的な人物である⁽²³⁾。院の伝奏として定長―経房ルートの存在は、源頼朝の院奏状の宛所を検討することによっても知ることができ⁽²⁴⁾。

また、先程もふれたが、「日記の家」⁽²⁵⁾で代表される勸修寺流藤原氏の存在を検討すると、集積された先例・故実の存在が院政下の貴族社会で重要視されていたことがわかる。これは、ある儀式を行う場合、運営上に問題が生じると、過去の儀式の先例を求められる。その儀式の装束や作法の所作は、過去の儀式のときと同じ上卿や奉行の立場で同席した者の記録を見なければならぬ。その際、過去の儀式に自らの父祖が参加して相伝していれば、その儀式は順調におこなわれる。また、その人物の立場も有利である。官職の世襲は血統が良いだけではなく、能力を認められなくてはならない。口伝のほか長い年月を経て記録されたものを要する。このことが一族の「家」に繋がり、権力者にも認められることになる。まさに勸修寺流一門は、「家」として活動していた。つまり、「日記の家」に集積された先例・故実の果たした役割が、その家の評価に繋がっていたといえる。これは、平安末期以後国家体制運営に必要な先例・故実等が天皇家・摂関家以下貴族社会広範に生じ、「日記の家」に蓄積されるようになる。この記録譲り状がまとまり残されておき機能していた。『中右記』寛治五年（一〇九二）十一月十二日条・庚和五年（一一〇四）一月十六日条等にも「日記の家」という文言も記してある⁽²⁶⁾。

『吉記』寿永二年（一一八三）十二月十一日条をみると、右大弁兼光の仕事初めとして、学者・故実家陰陽家等が朝廷幕府の諮問に答えて先例・吉凶の判断をして意見を述べた文書がある。右大弁藤原兼光の質問に藤原経房が返答している様子が記してあるが、このことから、経房が実務官僚としての能力が認められ兼光に頼りにされていることがわかる⁽²⁷⁾。

『玉葉』建久三年（一一九二）正月十一日条では、院政下で果たした勸修寺流藤原氏の国的役割として、日吉臨時祭事が記され、同じく『玉葉』建久十年（一一九九）二月一日

条では、藤原定長（経房の弟）が後白河と兼実との間に立って様々な案件の調整・意見集約を行っていることがうかがえる²⁸。このように勸修寺流藤原氏は、後白河院政下において実務に練達し、勸修寺流一門の集積された先例・故実の集積が「日記の家」として朝廷の枢要を占めるようになっていくことがわかる。

さらに後鳥羽院政下での勸修寺流藤原氏一門を考察することにする。

第四節 後鳥羽院政下

後鳥羽院政の建久三年（承久三年（一一九八）—一二二一）での、後鳥羽院政の構造的性質について、上横手雅敬氏は、「王権への統合をまず文化の上で示し、やがて政治の面で統合に向かい、すべての貴族が治天の君を支持する体制である。」²⁹と述べているが、院の側近女房伝奏への依存傾向が顕著だといえる。これは、藤原長兼の『三長記』をみると、後鳥羽上皇への奏事の目録が多いことからわかる³⁰。

『三長記』建永元年（一二〇六）五月十八日条では³¹、長兼が法性寺殿（兼実）へ参り、土佐国の功間の事（勤務表）を報告して、殿下（兼実）から御教書（季宗奉る）が渡され、「僧事有る」との命令の文書が言い渡されたことから、長兼は、実務に練達した貴族という性格を持って、蔵人頭としての職務を行っていることがわかる。さらに、二十一日に後鳥羽院が水無瀬へ行かれるので、長兼は近衛家実が、僧事（僧侶の人事・案件を決定遂行する）について後鳥羽院に報告して頂きたいことを確認している。長兼は、本来ならその

申請書を受けて終わりだが、申請書を持って行くだけでよいのか、その行事全体に関しても取り仕切るのか、疑問をもっていることがうかがえる。

同じく『三長記』建永元年（元久三）（一二〇六）五月二十五日条をみることにする³²。

自今日被始行最勝講、藏人宮内権大輔宜房、藏人光季、出納久信等奉行也、予未剋參内、縮線綾表袴、自余如例、先是殿下令參給、即着殿上給、以頭皇后宮亮親國朝臣、被奏事由、歸出仰可被始之由、氣只也、色、殿下召右中辨清長朝臣被仰鐘、次出居昇、（中略）次公卿着座、（中略）次僧昇、権僧正公胤、證義、権少僧都頭圓、玄信、明禪、権律師頭尊、重信、圓玄、已講定玄、貞玄、講師大法師重喜、憲圓、信定、憲雅、聖雅、什圓、宣瞬、光圓、圓聰、頼兼、聰衆、次第如常、打磬等也、惣在廳俊昭同着座、堂童子着座、（中略）散花等了、収花筥、次頭亮仰御願之趣、作法仰詞被不審、予示之、御願之趣、

又濫申定之、他若恒例之外有可被加仰之事哉否、（下略）寛治二年撰政於座召頭中將被仰之、或

これは、最勝講初日（二十五日・二十六日・二十七日・二十八日・二十九日の間）九条兼実が着座し、皇后宮亮親國朝臣を以って論議される。「御願の趣」や平安以来の先例が、勸修寺流藤原氏において集積されている。しかしその情報を近くの者達とは共有していないことがうかがえる。これは勸修寺流藤原氏に集積された先例・故実の活用や決定手続きのことである。近衛家実は、長兼が作法や詞を教えたことを不審がる。しかし長兼は、寛治二年撰政の座において申し付けられたことを守って伝えているのである。恒例の他に「日記の家」としての勸修寺流藤原氏に、近例の所作を加えて申し伝えていたことがわかる。

さらに最勝講の他に、追善仏事である法華八講を恒例に修したこともみられる。先程も

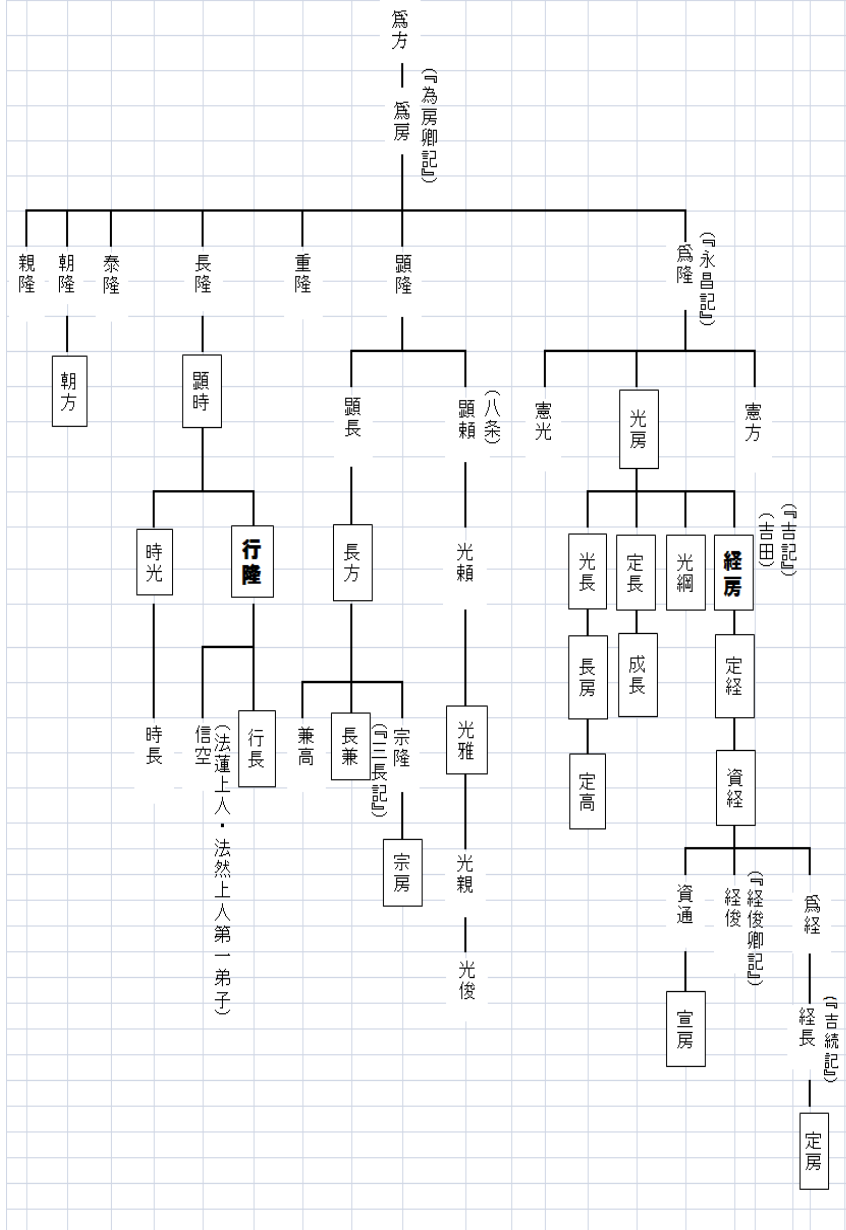
述べたが、この法華八講は毎年八月一日からはじまり、忌日の四日に結願する。法成寺が道長一門の氏寺であるように、勸修寺は高藤一門の氏寺であった。この法会を行うことにより、一門の結合も深くなり勸修寺一門の「家」が定着していった。

藤原経房の『吉記』承安四年（一一七五）の条をみると、八月二日には、相撲を奉納している。この頃は平家が全盛期で、後白河法皇、高倉天皇、関白藤原基房をはじめ、蔵人頭右近中将藤原実宗、左大臣経宗、源大納言定房、左大将師長、頭弁長方、蔵人左少弁兼光、左衛門佐光雅、右大将平重盛、右兵衛督頼盛、兵部卿平信範、大外記清原頼業、大外記中原師尚、少納言源信康、三条大納言藤原實房、新大納言實国、中宮権大夫平時忠、右衛門督平宗盛等、勸修寺流藤原一門だけでなく、法皇、天皇、平滋子（建春門院）、統子内親王（上西門院）、摂政、関白をはじめ公卿、弁官等総勢七十名余参加している³³。追善仏事に参集する人々の敬意や勸修寺流藤原氏一門の人間関係の広さがわかる。また、『吉記』養和元年（一一八一）八月三日は、仁王会を行うことを決めている。九日に臨時仁王会が行われた³⁴。この年は正月十四日に高倉上皇が死去して、同年の閏二月四日に平清盛が死去しているからだと考えられよう。そして、後白河法皇の院政が再開している。

寿永元年（一一八二）八月一日では、中納言朝方出雲守朝定、侍従朝経納言、右中弁光雅、蔵人小輔定長、勘解由次官定経、石見守能頼等が参り、行香長者以下七人と不足一人とある³⁵。勸修寺流藤原氏一門は、実務官僚の仕事だけでなく、仏事・儀礼にも謹んでいることがわかる。

このように、勸修寺流藤原氏は、集積された先例・故実を活動基盤としている。しかし、

勸修寺流藤原氏 関係略系図



その情報を他の門流とは共有しない。「先人御記」（勸修寺流一門の過去の日記）を校閲したとみられることから、一門で貴族の日記を書写共有していた。なかでも長兼は一定の発言力を持ち蔵人頭として、実務に練達した貴族であったといえよう。

そこで、次にこれらのご念頭を念頭に置いて、『平家物語』成立に関する勸修寺流藤原氏一門の系図をみることにする（36）。

第五節 勸修寺流藤原氏一門の人々

『平家物語』の作者とされる行長は、(『尊卑分脈』をみると信空(法然の第一弟子)は弟で、妹は、平大納言時忠卿室、藤原経房と長方の母は藤原俊中女で姉妹である。)勸修寺流藤原氏の出自である。藤原光雅(行長の再従兄弟)をみると、同一門で、正四位下右大弁の地位にあり、蔵人頭でもある³⁷。光雅は、後白河の側近として知られ、「交名」を閲読していた可能性も高いであろう。

この時期と同じく、藤原行隆(行長の父)も正四位下右大弁に任ぜられている³⁸。『吾妻鏡』文治元年(一一八五)四月二十四日条より、藤原(吉田)経房は、さらに關東と朝廷との交渉の窓口となつてゐることがわかる。元暦元年(一一八四)に従三位左大弁となつてゐる³⁹。経房・長方も同じく、勸修寺流藤原氏である⁴⁰。

藤原光雅、藤原経房、藤原行隆はいずれも勸修寺流藤原一門で、治承四年(一一八〇)の頃に等しく、同時期弁官に在職してゐた事実を重要視したい。弁官局にあつて、後白河院政の実務を担う存在にいた。「交名」も閲覧できる立場にあり、鎌倉方との交渉にあたり、後白河との間を取り次ぐ地位にあつたといえる⁴¹。つまり、『延慶本平家物語』の成立にあたり、勸修寺流藤原氏一門に集積されてゐた史料、例えば「一卷記」「合戦記録」「交名」等が、伝承された故実とともに、叙述の参考とされてゐた可能性が高いといえよう。

治承四年二月に高倉院政が始まると、藤原長方・藤原経房がともに院の別当に任ぜられた。この事実は、中山忠親の『山槐記』治承四年(一一八〇)二月二十一日条より、うか

がうことができる。

藤原長方・藤原経房は、平氏政権のときにも、院へ「大小事」を申し入れる取次の役割を担い、また「後院別当」「別当」に任ぜられており、鎌倉の武家政権においても、引き続きいて鎌倉と京都の朝廷の間における、いわば交渉を担う存在であった事実は重要視すべきであろう。当該期において、勸修寺流藤原氏が実務・交渉能力をもつという、共通の認識が成立していることを示している⁽⁴²⁾。

さらに、『弁官補任』治承四年(一一八〇)をみると、藤原長方は、正三位左大弁の地位にあり、藤原経房は正四位下左中弁になり、藤原光雅は従四位下権右中弁におかれ、藤原行隆は正五位上左少弁の位に任ぜられている⁽⁴³⁾。当該期、弁官は七名任ぜられており、その中で左大弁に藤原長方、左中弁に藤原経房、左少弁に藤原行隆と勸修寺流藤原氏一門が四人も占めていた事実を軽視すべきでない。

一条天皇寛弘七年(一一〇一)から安徳天皇の寿永元年(一一八二)までに弁官経歴者は、一七三年間に全体で百六名(弁官定員七名)あり、重複している人を一名として数えらると、日野流藤原氏十五名、桓武平氏九名、勸修寺流藤原氏出身は、寛弘七年に左大弁正四位下説孝が始まりで二十一名とみられる。(「弁官補任」「群書類従」)

平安末期には、「数代弁官之家」(『台記』久安二年八月十一日条)といわれ、このことは、勸修寺流藤原氏にとって重要な意義を持っている。役職の重要性は勿論、『平家物語』の作品構想においても重要な意味がある。

『平家物語』にわざわざ章を設けて藤原経房について叙述しているのは、『平家物語』の構想の段階で、勸修寺流藤原氏の存在が必要不可欠なものであることを示唆するためで

あろう。

それは、藤原行隆も藤原経房同様に平氏政権だけでなく、武家政権になっても、後白河の下で弁官職に補されていたからだといえよう。また、行長が勸修寺流藤原氏一門から、参考となる史料を得て作品を構成し、叙述した可能性が高いということを見逃すことはできない。

この可能性についてさらに論旨を進めると、勸修寺流藤原氏一門は、後白河院とのつながりを持ち院の国政運営に関与し一定の発言力を持つ勢力であり、鎌倉の武家政権との交渉役を行っていたのである。院司に列し院宣の奉者を勤めるなど、関東申次・伝奏として後白河側近の実務に練達した官僚としての政治的地位を確立していた。また、最勝講や勸修寺の御八講を通じて院や源氏、平家とも連なっていたことから、移りゆく時代背景、的確な情報を瞬時に得ることができ、その中から『平家物語』の作品構想が生まれてきているといえよう。

おわりに

本章のまとめとして、勸修寺流藤原氏は、高藤からの勤勉な性格が特徴で、実務に練達していた貴族で、一門に集積された先例・故実をより充実していくことが、一門の存続・繁栄をめざすために重要なことであった。貴族社会上層部では、役職の人事の決定にあたり、「日記の家」であったことが判断材料である。彼らは仏事・儀礼に関する運営に練達していた。また勸修寺流一門の日記を書写共有もしていた。長兼のように蔵人頭退任後も、

他の貴族から作法を尋ねられる程に信頼されてもいた。その背景には、勸修寺流藤原氏の法会を通して他の貴族との交流・一門の結末に尽力していたことも見逃せない。

勸修寺流藤原氏一門は、平安貴族社会はもちろん鎌倉期に入っても、院に近い存在で国政全般に一定の発言力を持ち、先例・故実の集積を通じ、仏事・儀礼運営に練達していたといえる。つまり作者といわれている「信濃前司行長」の属する勸修寺流藤原氏一門の役割が明確である。

このことから、『平家物語』の作品構想は従来までは、行長の周辺の一個人を比定していたが検証の結果、彼をとりまく勸修寺流藤原氏一門から参考となる資料を得て作品を構成して叙述した可能性が高いといえよう。そのことは、行長が作者であることをさらに証明していると考えている。

- ① 尾崎勇「慈円の企画本『治承物語』と西山の空間「上」」（熊本学園大学文学・言語学論集第十七卷第二号（通巻第三十四号、二〇一〇年））。
- ② 拙稿「『平家物語』成立史考―治承・寿永の内乱を通して―」（『大谷大学大学院研究紀要 第二十七号、二〇一〇年）。
- ③ 橋本義彦『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、一九七六年）。
- ④ 松園斉『日記の家』（吉川弘文館、一九九七年）。
- ⑤ 前掲註②参照。
- ⑥ 『百鍊抄』治承三年十一月二十日条。
- ⑦ 田中文英『平氏政権の研究』（思文閣、一九九四年）、元木泰雄『院政期政治史研究』（思文閣出版、一九九八年）。
- ⑧ 『百鍊抄』治承四年二月十六日条。
- ⑨ 『鎌倉遺文』一卷 九六 吾妻鏡文治二年五月十日條。
- ⑩ 藤原光雅は、父光頼（猫殿）で母は藤原親隆の女である。保元四年（一一五九）に叙爵。仁安三年（一一八六）高倉天皇即位の時昇殿を許されたのである。治承三年（一一七九）平清盛による政変により近衛（藤原）其通が関白となった時清盛の命により家司。文治二年（一一八六）頼朝追討の後白河院宣と奉じた為頼朝の抗議で解官され、また還元し後白河に信任され、文治三年従三位。建久三年（一一九二）参議、建久六年（一一九五）右衛門督檢非違使別当。建久八年（一一九八）權中納言、正治二年（一二〇〇）

三月二十九日に没する。勸修寺家有識者で、官中の作文会に文人として加わっている。
① 前掲註(9)参照。

⑫ 『玉葉』文治二年五月六日条。

⑬ 『玉葉』文治二年五月十日条。

⑭ 観自在院領は、木津莊相楽郡の莊園で、東大寺領であったが、興福寺木守が東大寺領の一部を押領した。その後独立したところを興福寺が自らの莊園とした。法性寺に寄進され、その後観自在院に寄進された。

⑮ 『鎌倉遺文』一卷 二三九 壬生家文書。

⑯ 『鎌倉遺文』一卷 二四三 壬生家文書。

⑰ 『尊卑分脈』第四編六頁(行親―定家―時範)實親―棟範―棟基。

⑱ 平家没官領は、『延慶本平家物語』によると全国に分布し合計数百カ所といわれている。

⑲ 美川圭『院政の研究』(臨川書店、一九九六年)、前掲註(3)参照。

⑳ 白根靖大『中世の王朝社会と院政』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

㉑ 勸修寺流関係略系図。

㉒ 下郡剛『後白河院政の研究』(吉川弘文館、一九九九年)。

㉓ 前掲註(19)参照。

㉔ 『鎌倉遺文』一卷・九六の条、文治二年五月十日後白河院宣。

㉕ 前掲註(3)、(4)参照。

㉖ 『中右記』寛治五月(一〇九二)十一月十二日条・康和五年(一一〇四)一月十六日条。

27 『吉記』 寿永二年（一一八三）十二月十一日条。

28 『玉葉』 建久三年（一一九二）正月十一日条、建久十年（一一九九）二月一日条。

29 上横手雅敬『日本の中世8院政と平氏、鎌倉政権』（中央公論新、二〇〇二年）。

30 『三長記』 建永元年（一二〇六）五月・六月をみると、奏事目録の取次ぎは、佐清7

回・季宗3回で他親輔・経平・宗高院の側近の女房をみると、女房6回・越中内侍5回・弁内侍2回・太夫の局1回等）。

記主 藤原長兼（生没年不詳）、父藤原長方二男、母藤原通憲の女、後鳥羽院政下で活躍した官僚。

系譜 顕隆―顕長―長方―長兼。

略歴 安元二年（一一七六）叙爵、建久元年（一一九〇）中宮権大進、正治二年

（一二〇〇）権左少弁、元久元年（一二〇四）左中弁兼蔵人頭、右大弁を経て、建永元年（一二〇六）参議左大弁として公卿となる、承元三年（一二〇九）権中納言、建暦元年（一二一一）致辞、建保二年（一二一四）出家。

31 『三長記』 建永元年（一二〇六）五月十八日条。

32 『三長記』 建永元年（一二〇六）五月二十五日条。

33 『吉記』 承安四年（一一七五）八月二日条。

34 『吉記』 養和元年（一一八一）八月三日条。「仁王経」の教説に依拠して催される法会。

35 『吉記』 寿永元年（一一八二）八月一日条。

36 前掲註（2）参照。

③⑦ 『弁官補任』文治元年条。

③⑧ 『弁官補任』元暦元年条。前掲注(7)参照。

③⑨ 『延慶本平家物語』下巻第六末「吉田大納言経房卿事」。

④⑩ 『尊卑分脈』第一編、六六頁(藤原経房)第一編、九九頁(藤原長方)。

④⑪ 鎌倉方と藤原経房との友好・協調関係については、山本博也「関東申次と鎌倉(『史学雑誌』八六一八、一九九七年)、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出は、一九八四年)に詳しい。

④⑫ 『弁官補任』文治元年条。藤原経房は、三事参議大弁、大宰帥、権大納言正三位である。官歴の詳細は、仁安元年(一一六六)六条天皇の五位藏人、同二年(一一六七)右衛門権佐に遷任、同三年(一一六八)高倉天皇の五位藏人、嘉応二年(一一七〇)左少弁兼任、治承三年(一一七九)藏人头、養和元年(一一八一)参議、左大弁、文治元年(一一八五)大宰権帥を兼任、建久九年(一一九八)権大納言に任じられている。藤原長方は、三事従二位、権中納言に任ぜられている。

④⑬ 『弁官補任』大治五年、文治三年、永万元年、永万二年の各条。

はじめに

仏教が世の中に定着されず、女性差別が当然であった中世の時代、一人の女性をとりあげ当時の仏教思想を考えたい。

周知のように、覚一本『平家物語』「灌頂巻」に建礼門院徳子のことが叙述されている。この巻は、『平家物語』の中で最も仏教観を理解できる章段である。女院が六道輪廻を克服して浄土往生することを説いている。彼女の一生をみると仏教そのものであることがわかる。

そこで本稿では、女性と仏教を考えるにおいて建礼門院の一生を考察したい。

第一節 入内、高倉天皇の中宮となる

建礼門院徳子は、久寿二年（一一五五）に生まれ（「覚一本」では、保元二年（一一五七）に生まれという説も有る。）建久二年（一一九一）に死去する。（「延慶本」では、貞応二年（一二二三）の説、「歴代皇紀」では建暦三年、（一二一一三）の説も有る。）父は平清盛、母は時子で八人の娘の中の二女である⁽¹⁾。

九条兼実が記した『玉葉』によると、承安元年（一一七一）十二月十二日、十七歳の徳子は、六歳年下の高倉天皇に入内している。その二ヶ月後の翌年二月十日に中宮となり、

この時徳子と命名される⁽²⁾。

入内にあたっては、清盛の妻時子の妹で、後白河法皇の寵愛の深い、建春門院滋子（一四二年に生まれ、一一七六年死去、名前は平滋子、後白河上皇の女御、高倉天皇の生母）の尽力が大きいと考えられる。後白河法皇の養女という形態をわずかな期間踏んでいるのであるが、法皇は、高倉天皇の父であるから、姉が弟に嫁すことになり、慣例上無理なことをしていることがわかる。武士出身の女性の入内は前例のないことで、その上、この時清盛は出家しており、出家した人物の娘を天皇に入内させることも、貴族からの不満が大きかったといえよう。

第二節 安徳天皇を生む

中宮の懐妊が入内後七年後で、中山忠親の『山槐記』によると、治承二年（一一七八）十一月十二日寅の刻（午前四時頃）から中宮は産気づき、六波羅の辺はあわたしくなってきたとある⁽³⁾。孔雀経法、七仏薬師法をはじめ、あらゆる修法が行なわれ、石清水八幡宮以下四十一社、東大寺・興福寺以下七十四寺には、御誦経のための白衣が奉られ、六波羅御所近辺の六角堂、清水寺、六波羅密寺の三寺でも不断の御誦経が行われたと記されている。

一方、覚一本『平家物語』卷三「御産」をみてみることにする⁽⁴⁾。

いかなる物気なりとも、この老法師（法皇）がかくて候はんには、いかでか近付き奉るべき。なかんづくに今あらはるゝ処の怨霊どもは、みなわが朝恩によつて人となつ

し者どもぞかし。たとひ報謝の心をこそ存ぜずとも豈障碍をなすべきや。速に罷り退き候へ。

これは、中宮が難産で苦しんでいるときに、千手経の陀羅尼をあげ、法皇自ら念持、水晶の数珠で彼女のお腹を押しもむと、無事皇子が生まれたといわれている。安産を願ひ孫の出産を待望する一人の舅としての法皇の純粋な気持ちがかうことができる。やがて皇子は、産後一ヶ月足らずで親王となり、言仁と命名され皇太子としての次の皇位を約束される。徳子にとって幸福な治承二年であったことがわかる。

第三節 国母の苦悩

治承三年（一一七九）清盛は、クーデターにより⁽⁵⁾、後白河法皇の院政を廃し、法皇を鳥羽殿に幽閉したのである⁽⁶⁾。このことにより、治承四年（一一八〇）二月二十一日、言仁親王（安徳天皇）が受禅され、高倉帝院政を始められたが実際の国政は、平清盛により主導された。実父と養父の対立に徳子も苦悩したことがわかる。同年四月九日以仁王が平氏追討の令旨を出す。同月二十二日安徳天皇（三歳）は即位され⁽⁷⁾、六月二日福原遷都となる。

この頃高倉上皇は、父法皇が鳥羽殿に押し籠られ、兄以仁王の敗死、福原への都遷りと重なる心痛で病氣にかかり、養和元年（一一八一）正月十四日に、二十一歳の若さで崩御された⁽⁸⁾。このとき、またしても、父（清盛）は政治的政策に娘の婚姻を利用しようとしていたことが、次の記録からいえる。

『玉葉』養和元年（一一八一）正月十四日条には、「兼光密々に云く、若大事出で来たらば、中宮法皇の宮に納めるべき由、或人和贖す。禪門及び二品、承諾の気色あり⁽⁹⁾。」とある。これは、高倉天皇が亡くなる危篤の傍で、中宮を法皇の后にしてはどうかということがあり父母（清盛・時子）が徳子に勧めていたことがわかる。

しかし、清盛も同年閏二月に死去されたのである⁽¹⁰⁾。そして養和元年（一一八一）十一月に建礼門院徳子は、院号を宣下された⁽¹¹⁾。徳子は、父と舅の対立、以後父と夫の死、重なる不幸に、彼女の苦しみは、はかりしれない程の深さで、まさに仏教でいう「六道の沙汰」そのものであったとうかがえる。

覚一本『平家物語』巻八「大宰府落」をみてみることにする。

御足より出づる血は沙をそめ、紅の袴は色をまし、白袴はすそ紅にぞなりにける⁽¹²⁾。

これは、険しい難所を裸足のまま、足から血を流しつつ逃げる様子がわかる。

その後、国母徳子は、安徳天皇、平氏一族の人々と都をあわてて西海へ落ちていくのである。その様子は、「浪の上にて日を暮らし、舟の中にて夜をあかす。」とあり、逃亡の日々を送るが、食物や水もなく、大海に浮かんでいても潮を飲むことはできない。餓鬼道の苦しみだといえる。そして、壇の浦の合戦で女院の母時子が、安徳天皇を抱いて海に飛び込み、残された人々は泣き叫ぶという様子は、地獄道のようにであったことがわかる。

第四節 女院出家

平家滅亡後女院は、母時子の遺言に従い、洛北大原の地で先帝や一門の後世菩提を弔い、東山の麓吉田で出家し大原に隠棲する。文治元年（一一八五）五月一日、戒師は、長樂寺の阿証房の上人印誓である⁽¹³⁾。彼女は、このとき御布施になる物がなかったので、先帝の形見の御直衣を御布施とされている。同年九月に大原寂光院に入御された。そして文治二年（一一八六）四月に、後白河法皇が、突然建礼門院徳子を訪れて来たのである。法皇と対面したところは、覚一本『平家物語』灌頂巻「六道沙汰」をみてみることにする。

わが子安德天皇の面影がいつも忘れられず、恩愛の道ほど悲しいものはありません。天皇の菩提のため、朝夕の勤めを怠ることはありませんが、これも仏道のよきお導きとなりましょう⁽¹⁴⁾。

女院は、自分の生涯を回想し、平家一門の栄枯盛衰を仏教にいう六道輪廻に重ねて語るのであった。

六道とは、天上道、人間道、修羅道、畜生道、餓鬼道、地獄道をさす。生前の行いの善悪により死後おもむく、人間はこれらを輪廻転生すると考えられている。

覚一本『平家物語』「灌頂巻」では、建礼門院の生涯を国母としての日々は、六道の内でも最も楽しみ多く、悲しみの少なかったことを天上界にたとえ、叙している。しかし長くは続かず、寿永二年（一一八三）の平家の都落ちを天人の五衰にたとえ、平氏一門が都を捨て生者必衰の悲しみにあい、愛する者と別離しなければならぬ苦しみ、恨み憎む者と出

会う苦しきという「愛別離苦」、「怨憎会苦」等、人間の諸々の苦しみを叙述している。これらのことは、女性と仏教を考えるにおいてとてもわかりやすく、建礼門院の一生すべてが仏教を語っていることがわかる。

おわりに

最後に本稿でのまとめを挙げ結びとしたい。

女性と仏教を考える上で、覚一本『平家物語』から、建礼門院の一生を検討し考察した。彼女は、平清盛の二女として生まれ、わずかな期間ではあるが、後白河法皇の養女としての形態を踏み、高倉天皇に入内し中宮となり、徳子と命名される。そして入内七年後、言仁親王（安徳天皇）を授かり、後に国母となる。この間徳子にとっては、天上界といわれる程の幸福な時期であった。

しかし、その後清盛のクーデター後、父清盛と舅の後白河法皇との対立、以後夫の高倉上皇の死、その一ヶ月後父の清盛の死、重なる不幸が続いたのである。彼女の悲しみは、はかりしれなく仏教でいう「六道の沙汰」そのものであるといえよう。

その後、国母徳子は、安徳天皇、平氏一族の人々と西海へ落ちていき、壇の浦の合戦で安徳天皇を抱いて海に飛び込んだのであるが、彼女は引き上げられた。

平家滅亡後は、東山の麓吉田で出家し、先帝や一門の菩提を弔い大原に陰棲した。

ある日そこに、後白河法皇が訪れ、彼女は自分の生涯を回想し、平家一門の栄枯盛衰を仏教にいう六道輪廻に重ねて語るのである。

女院は、「愛別離苦」「怨僧会苦」等人間の諸々の苦しみも経験され、まさに仏教そのものの一生であつたことがわかる。

そして、法皇が平家一門の供養をされている女院を見舞つたということは、平家の亡魂が救われ、彼らが往生されるといふ意味を持つていると考えられよう。

最後に、中世の時代からおよそ一千年近く経た現代社会、婚姻形態も変化し教育も男女平等となり、社会で働く女性の数も多く増えて来ている。だが、女性の地位はまだ低いのが現状といえる。その上女性は、必然的に家事や子育ての仕事もしている。しかし、それに対しての社会的評価もいまだに低いように思う。

今後、女性と仏教を研究することにより、現代女性の地位や社会的評価が向上するため活路が得られることを願っている。

- ① 『新訂増補国史大系尊卑文脈第四編』三六頁。
- ② 『玉葉』承安元年十二月十四日条、徳子入内。承安二年二月十日、徳子中宮。
- ③ 『山槐記』治承二年十一月十二日条。
- ④ 『覺一本平家物語』卷三「御産」。
- ⑤ 『山槐記』治承三年十一月十四日条。
- ⑥ 『百鍊抄』治承三年十一月二十日条。『延慶本平家物語』上卷第二本「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」。
- ⑦ 『百鍊抄』治承四年二月十六日条。
- ⑧ 『玉葉』養和元年正月十四日条。
- ⑨ 前掲註(8)参照。
- ⑩ 『玉葉』養和元年閏二月四日条。
- ⑪ 『玉葉』養和元年十一月二十五日条。
- ⑫ 覺一本『平家物語』卷七「主上都落」「大宰府落」。
- ⑬ 覺一本『平家物語』灌頂卷「女院出家」「大原入」「大原御幸」。
- ⑭ 覺一本『平家物語』灌頂卷「六道之沙汰」。

本論では、『平家物語』の成立史をめぐる諸問題について、平氏政権の成立・展開・崩壊という時系列に沿って、史実と物語の諸問題を考察した。その上で、作者といわれている「信濃前司行長」が属する勸修寺流藤原氏一門が、『平家物語』を構想化の課程において、重要な役割を果たしたことを指摘した。従来までは、行長の周辺の一人を比定していたが、検討の結果、勸修寺流藤原一門から参考となる史料を得て、作品を構成して叙述した可能性が高いということを検証出来たといえる。そしてそのことが、行長が作者であることをまた証明していると考えられる。

各章において、論旨が多岐にわたったので、おわりにあたり整理してむすびとしたい。第一章では、平氏政権成立までの段階で、平正盛から保元の乱までの歴史的意義を説明することを目的とした。

ここでは、伊勢平氏（祖父の正盛・父の忠盛）が、中央へ進出する過程において、いかなる歴史的蓋然性が存在したのかという課題にせまったのである。平氏政権成立にあたり、平清盛一代だけで築いたのではなく、平正盛の活躍が大きかったことを本章では明らかにした。『平家物語』では、平正盛の役割が大きかったという史実があるのに、平忠盛から書き起こされてある。また、平清盛は、中央へ進出することが可能であった。これらの問題点について第一章において検証した。

『覚一本平家物語』巻一「祇園精舎」の章段では、「殿上の仙籍」という言葉が重要な意味を持っている。それは、作者であると言われている「信濃前司行長」が、神話を提示

する必然性が存在したのである。平正盛の時代までは、桓武天皇を祖にもつという貴種のもとに生まれながら、地下人・受領の地位に甘んじなければならなかった。このことは、行長には作品の構想上不要であった。作品は、平氏が栄華を極めることが、歴史の必然性であるというところから出発する作品構想であったといえよう。したがって、『平家物語』の始まりは、平忠盛の代から書き起こされるのである。平忠盛は、昇殿を許される「殿上人」になる史実、すなわち、桓武天皇を祖にもつという貴種観念、「殿上人」という天皇との親近性を表示する身分こそが、白河上皇の落胤とされる平清盛へと展開する、作品構想の過程で必要であったことを明らかにした。一方、史実としての平正盛は、源義親追討の件をきっかけに、検非違使として院の武力の一翼としての役割を担うことや、白河上皇の側近として北面の武士により、平家の基礎を築いたことを、検証の過程で明らかにしたように思う。正盛の時代について史実で明らかにされていることが、『平家物語』では、叙述されていないのである。作者は、貴種である平清盛の人格、見識の優れているところを修飾し、清盛の生まれながらの権勢の強さを描いているのであろう。次に、正盛から保元の乱までを検討した。保元の乱までの描写は、先程も述べたが、『平家物語』では叙述されていない。そこで同じ軍記物語である『保元物語』をとり上げた。また藤原頼長が記した『台記』や平信範が記した『兵範記』をみることにした。

合戦描写を検討すると、『兵範記』や『保元物語』は、「時」「場所」「人」の三要素を用いて、歴史的事件を述べていることがわかる。第一章では、以上の事柄が検証の成果といえよう。平正盛をめぐって、史実と作品との間のこうした差異に注目したのである。第二章では、このような前章の成果を踏まえて平氏政権成立と展開において、保元の乱

後と平治の乱の史実と物語に関する問題について検討することを目的とした。

なぜ、『平家物語』においては、保元の乱の要因と終戦処理や平治の乱までの過程をめぐって、詳細な内容が叙述されていないのかという問題がある。そこで、この期間をめぐり、史実ではどのようなようになっていくのであるのかという点を検証した上で、『平家物語』と同じ軍記物語の『保元物語』を取り上げ、この問題点について検討した。

その結果、保元の乱において、終戦処理をめぐり、摂関家の「御庄領目録」に関する件や信西主導の下での記録所設置・保元の荘園整理の政策に関することは、『兵範記』に記されているが、『平家物語』や『保元物語』ではふれていないのである。『保元物語』『平治物語』『平家物語』などの軍記物語の作品では、あたりまえのことではあるが、武士が主役で構成されている。しかし、当時の貴族の日記や史書を子細に検討するならば、国政を主導していたのは、院上皇の下で行われていた「院政」である。白河・鳥羽院政を経て後白河の時代に入り、保元の乱・平治の乱が勃発している。この時代背景を踏まえ、『平家物語』は、史書や記録で史実をある程度踏まえただけで修飾・誇張し、武士の合戦描写を鮮明に語り、貴族や寺社の「横暴」をも描いている。

次いで、保元の乱・平治の乱後の政治状況と平氏をめぐる問題を取り上げた。ここでは平清盛が、後白河と協調しながら国政を主導した時代を中心に検討した。後白河上皇と二条天皇の対立が顕在化したことは、『百鍊抄』『愚管抄』にも記録されているが、一連の両勢力の暗闘の中で、近衛天皇と二条天皇の二代の後となった、藤原多子についての入内の経緯が、『延慶本平家物語』と『今鏡』で相違していることを明らかにした。ここでは、『延慶本平家物語』において、一見すると平清盛とは、無関係に思える「二代后」が叙述

されているという問題が浮上してくるのである。ここに、作者といわれる「信濃前司行长」のある種の作品構想がこめられている点を指摘した。国政の主導権をめぐる二条天皇と後白河上皇の暗闘、二条天皇死後の後白河と平清盛の協調関係の成立など、「姻戚」を中心に展開する政権抗争と平家の盛衰を語る布石として、「二代后」は、作品の中で構想されているのである。

『玉葉』などの一連の中では、平氏と後白河の政治的協調の時代を示す出来事として、福原を舞台とした日本と宋との交流が記録されている。平家は、忠盛の時代から宋との貿易活動に従事し、巨万の富を得ていたのは周知の通りである。こうした後白河との協調関係を示すところの重要な出来事について、『平家物語』には、叙述されていないことに注目した。後白河上皇は、平清盛との協調関係の下、度々厳島へ赴いている。これは、源通親の『高倉院厳島御幸記』による。しかし、高倉上皇が厳島御幸にあたって鳥羽殿に赴き、後白河法皇と対面したことは、『高倉院厳島御幸記』『玉葉』『山槐記』にも記述はない。「外戚」を機軸とする、平清盛と後白河上皇との政治的協調を示す史実については、『平家物語』の中では、ほとんど叙述されていないことの意味を提示した。

この一連の史実をめぐり、行长が叙述しなかったという、作品構成を明解に考察したのである。その成果を整理しておきたい。この時代、藤原行隆（行长の父）は、蔵人・左少弁である。行长は、父を通じて源通親が高倉院の厳島行幸に随行している史実を知っていた可能性が高いと考えるのは当然であろう。行隆は、二条天皇の側近として活躍し、永万元年（一一六五）には左少弁になる。しかし、二条天皇が没すると解官され、十四年間も籠居されたという経緯がある。単純な考えではあるが、保身を図り行长は、敢えて、平清

盛と後白河上皇の協調関係を示す史実を叙述しなかったことを指摘したのである。行長は、その後清盛が、後白河上皇との対立関係を契機に滅んでいくことを認識していたといえよう。両者の強調の時代について叙述することは、不都合であったとの検討結果を得た。次に、平氏政権が弱体化していくきっかけとなった、鹿谷事件について『延慶本平家物語』と、『百鍊抄』『玉葉』で検証した。その結果、『延慶本平家物語』では、その時の状況が詳細に書かれているといえる。鹿谷事件以後、平清盛の死去、摂関家領の相続問題、公卿の昇進人事問題などが、平清盛と後白河上皇との決定的対立状況へととなり、治承三年（一一七九）平清盛のクーデターにより、院政が停止し、真の意味での平氏政権が成立したことを検討した。その結果平氏は、平氏政権成立と同時に崩壊が始まっていたといえよう。第二章では、平氏政権と後白河上皇の協調と対立を論じ、平氏政権成立と展開を明らかにした。

第三章では、平氏政権崩壊において、治承・寿永の内乱の時代、なかでも、以仁王挙兵以後、急速に崩壊する平氏政権をめぐる史実と物語を検討することを目的とした。『以仁王令旨』を中心に、『延慶本平家物語』と史書・日記からその史実と物語を検証したのである。その結果、『玉葉』では、『以仁王令旨』が高倉上皇帰洛と日時を合わせる省いている箇所がある。『玉葉』では、『以仁王令旨』が高倉上皇帰洛と日時を合わせるかのように発表されていないかといえよう。

この問題をめぐって検討した成果について以下整理しておきたい。行長が、省くことで読み手に対し以仁王挙兵の理由をより平易に伝えることを目的としていると考えられる。読み手のことを考え削除・書き換えを行ったのであろう。次に一定の事実を踏まえ作品が

叙述されていることを示す事例として、一の谷の戦いの叙述を検証した。それは、二つの史料からで、鎌倉幕府からの『吾妻鏡』と貴族の日記からの『玉葉』である。その結果、『玉葉』『吾妻鏡』では、記されていない畿内源氏多田行綱の軍事情報が記録されていることを明確にしたといえよう。そして、『延慶本平家物語』『吾妻鏡』より一の谷の戦いの記事を見ると、関東での両将（義経・範頼）から報告が、京都に届いたことを示しているといえる。また『吾妻鏡』では、この戦況報告を「合戦記録」と呼称していたという事実を明らかにしたのである。『玉葉』においては、梶原景時から飛脚で報告が届いたことを検証した。次に壇の浦の戦いをめぐり検討した。『吾妻鏡』では、戦況報告が、中原信泰書の「一卷記」と義経が、鎌倉の頼朝と京都の後白河上皇宛てに「交名」を提出していることを検証した。このように複数の戦況報告が、京都に存在していたことを明らかにした。さらにここで問題となるのが、行長は、誰からこれらの情報を得たのかという点である。そこで行長の周辺の人物を検証した結果、行長周辺の一人だけではなく、勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録や故実を踏まえ、『平家物語』の作品を描写した可能性が高いと考えられることを明らかにしたといえる。第三章では、以上の事柄が検証の成果といえよう。複数の戦況報告と勸修寺流藤原氏一門に注目した。

そこで第四章では、行長の周辺の人物を検証した結果、作品の構想過程で素材となる史実の収集・集積にあたり、彼をとりまく勸修寺流藤原氏一門が重要な役割を果たしたことを指摘した。当該期弁官七名のうち四名までも勸修寺流藤原氏一門から輩出している。この一門は後白河院政下で実務官僚として一つの政治勢力を構成していた。つまり、『平家物語』は「信濃前司行長」一個人に比定するのでなく、勸修寺流藤原氏一門に伝わる記録

や故実を参考にして叙述構成されたと考えられよう。

次に第五章では、後白河・後鳥羽院政期における行長が属していた勸修寺流藤原氏を検証した。

勸修寺流藤原氏一門は平安貴族社会における実務官僚として、国政の運営にあたるという重要な位置を占めており、後白河院政の下で一つの政治勢力を貴族社会のなかで構築していた。鎌倉の武家政権との交渉役も行っていたのである。院司に列し院宣の奉者を勤めるなど、関東申次・伝奏として後白河側近の実務に練達した官僚としての政治的地位を確立していた。そして、最勝講や勸修寺の御八講を通じて院や源氏、平家とも連なっていたことから、移りゆく時代背景、的確な情報を瞬時に得ることができ、その中から『平家物語』の作品構想が生まれてきているといえる。

補論では、女性と仏教を考えるにおいて、建礼門院の生涯が仏教を語っているので、『覚一本平家物語』の「灌頂巻」をとりあげた。女院は「愛別離苦」「怨僧会苦」など人間の諸々の苦しみをも経験し、まさに仏教そのものの一生であったことがうかがえる。

法皇が、平家一門の供養をされている女院を見舞ったということとは、平家の国家反逆の罪が許され、平家の亡魂が救われ、彼らが往生されるという意味を持っていると考えられよう。

先程も述べたが、本論のまとめとして、勸修寺流藤原氏は、高藤からの勤勉な性格が特徴で、実務に練達していた貴族で、一門に集積された先例・故実をより充実していくことが、一門の存続・繁栄をめざすために重要なことであった。貴族社会上層部では、役職の人事の決定にあたり、「日記の家」であったことが判断材料である。彼らは仏事・儀礼に

関する運営に練達していた。また、勸修寺流一門の日記を書写共有もしていた。長兼のよ
うに蔵人頭退任後も、他の貴族から作法を尋ねられる程に信頼されてもいた。その背景に
は、勸修寺流藤原氏の法会を通して他の貴族との交流・一門の結末に尽力していたことも
見逃せない。

つまり、勸修寺流藤原氏一門は、平安貴族社会はもちろん鎌倉期に入っても、院に近い
存在で国政全般に一定の発言力を持ち、先例・故実の集積を通じ、仏事・儀礼運営に練達
していたといえる。

このことから、『平家物語』の作品構想は、行長一人だけではなく、彼が属していた
勸修寺流藤原氏一門が重要な役割を果たしているといえる。

これらのことから、『徒然草』二百二十六段で作者といわれている「信濃前司行長」の
背景としてある勸修寺流一門の役割がはっきりとしている。そのことは、行長が作者であ
ることをさらに証明していると考えられよう。

以上、『平家物語』の成立と勸修寺流藤原氏を述べるにあたり、「平氏政権成立まで」
から「平氏政権成立と展開」、「平氏政権崩壊」、「藤原経房・行隆」、「後白河・後鳥羽院
政期における勸修寺流藤原氏」、「女性と仏教」を史実と物語をめぐり所期の課題を明らか
にしたといえよう。

ここで最後になるが、本論文の研究史の意義を述べたい。序章の先行研究のところでも
少し論じたが、『平家物語』を研究するにあたり、現代において延慶本は、原本に近いこ
とが通説になっている。この学説を論じたのが赤松俊秀氏である。『平家物語』の研究
「延慶本平家物語」のなかで、

『愚管抄』との対比を中心にし、延慶本と他の諸本との関係を明確にし、延慶本が原本に最も近いことを明らかにする⁽¹⁾。

と述べている。

平氏政権成立以前の正盛の時代から平氏政権崩壊の時代までを記録、史書等で比較した。その結果、『延慶本平家物語』は史実に近い、つまり原本に近いということを再認識できたのである。

そこで、赤松論考である“延慶本は原本に近い”この研究史の意義をここで再び取り上げることにしたい。周知のことではあるが、赤松氏は、三十年位前にこの学説を学界において、一石を投じたのである。当時、地動を揺らすような大きな新しい学説であった。

当時のことを、横井清氏は、『中世日本文化史論考』「赤松俊秀遺著『平家物語の研究』について」の中で、

さて、『平家』に関する既往の諸研究への著書の闘いは、一九六七年二月に発表の1
において開始された。(下略)『平家』(原平家物語)が『愚管抄』に先行して成立
していたことが明らかである点を論証し、原本が延慶本平家物語に近似することを強
調することによって、『平家』の成立時期、その内実について学界の通念に一石を
投じる意欲が湧き立ったのである。周知のように、研究者の間では延慶本を『平家』
のうちでは最も後のものとみるのが一般的だからである。(中略)一つには、『愚管
抄』先行説(原平家よりも前にそれが成っていたとする定説)に対して――。二つに
は、いわゆる流布本系の『平家』を比較検討テキストとし、これに原平家あるいはそ
の近似形を認めて重視する余りに延慶本などは後期増補本系に属するものとみなして

軽視する考え方に対して——であつた⁽²⁾。
と述べている。そこで、赤松氏の『平家物語の研究』「平家物語の原本について」をみることにする。

後藤・富倉両博士に代表される『愚管抄』との比較研究で物足りなく思われるのは、成立年代について明確な文証を欠いている流布本系『平家物語』が比較の台本に用いられていることがある。それには、延慶本などは後期増補本系に属する。流布本は原本に近い。との前提が暗黙のうちに成立しているのである。それは理解されるが、決定的な証明がない前提をいつまでも固執することは、究極において学問研究の発展を阻害する。成立または書写の奥書を欠いた、あつたとしても南北朝時代以上にはさかのぼれない、また筆致から推測しても鎌倉時代の写本と認められるもののない流布本を、物語の構成や文章の風韻などから推して、他との比較考証する安易な研究態度には賛成することはできない。

同様なことは増補本系の研究についても云うことができる。(下略)

とある。

こうした赤松俊秀氏の成果を踏まえるならば、『延慶本平家物語』の叙述内容をめぐり、その史実の信憑性を検討することは、大いに研究意義のあることと言わなければならない。また、近年では川合康氏が、『平家物語を読む』の「内乱の展開と「平家物語史観」」のなかで、

『吾妻鏡』の編者が誕生当初の『平家物語』の記述を参照し、それを簡略化して記事を作成したことが明らかである(石母田正・一九五八、平田俊春・一九九〇)⁽³⁾。

『平家物語』に描かれている内容は鎌倉時代のみならず前近代の人びとにとっては紛れもなく「歴史」そのものであった。

勿論、『平家物語』の記述には多くの物語が含まれているが、それは『吾妻鏡』や慈円の書いた『愚管抄』などでも同様であり、『平家物語』だけの問題ではない。歴史学は、これらの記述を古文書や貴族の日記などの一次史料と照らし合わせ史料と物語を弁別しつつ、歴史史料として積極的に活用していくことが求められている。そしてさらにいえば、歴史学はそこで語られている物語についても、中世社会において形成され後世に影響を与えた歴史認識として、分析対象に据えることが必要であろう（川合康・二〇〇〇）。史実と物語を形式的に対置し、物語だからといって「史学に益なし」として切り捨てるような研究段階は、遠い過去のものなのである¹⁾。

本論ではこうした研究意義を念頭に置き、『平家物語』の成立を考えるにおいて、史実と物語の関係を検討することを研究の命題としたのである。その結果『延慶本平家物語』は、一定の史実を踏まえた上で書かれていることを検証できたように思う。そしてこの時代作者といわれている「信濃前司行長」は、情報をどこから得ることができたのであろうかと疑問も生じて来る。従来までは、行長の周辺の一個人を比定していたが、検討の結果、勸修寺流藤原氏一門から参考となる史料を得て作品を構成し叙述した可能性が高いということを検証できたといえよう。先程も述べているが結論としては、『徒然草』二百二十六段で、作者といわれている「信濃前司行長」の背景としている勸修寺流藤原氏一門の役割が明確である。そのことは、行長が作者であることをさらに証明していると考えている。

註

- ① 赤松俊秀『平家物語の研究』（法蔵館、一九七九年）。
- ② 横井清「赤松俊秀遺書『平家物語の研究』について―孤高の金字塔―」（『中世日本文化史論考』平凡社、二〇〇一年）。
- ③ 石母田正『平家物語』（岩波書店、一九五七年）。
- 平田俊春『平家物語の批判的研究下巻』（国書刊行会、一九九〇年）。
- ④ 川合康『平家物語を読む』（吉川弘文館、二〇〇九年）。

勸修寺流藤原氏一門と平氏・後白河院政

★勸修寺流藤原氏一門の活動

No.	氏名	年代	内容	出典
1	藤原 経房	永万元年(一一六五)十二月六日	平氏政権崩壊の予兆	『延慶本平家物語』
2	源 頼朝	治承四年(一一八〇)四月二十七日	源頼朝に持参した高倉宮(以仁王)令旨(平家追討を奨める)	『吾妻鏡』
3	藤原 定能 光長	治承四年(一一八〇)四月九日	「大内に遷幸有るべし」高倉上皇殿島からの帰洛を語る。	『玉葉』
4	藤原 経房 光雅 行隆	治承四年(一一八〇)四月十二日	二十九日の遷幸のことを語り盃を勧む	『玉葉』
5	藤原 経宗	治承四年(一一八〇)五月二十七日	※ 「彼以光其内漏欵、世之所疑」兼実は経宗に尋ねている ※ 「以仁王の令旨」は『玉葉』に記されていない	『玉葉』
6	源 頼朝	治承四年(一一八〇)四月	※ 「源政入道宮二謀叛申勸事付令旨事」 ※ 読み手に拳平の正当性を平易に伝える	『延慶本平家物語』
7	源 九郎義経	元暦元年(一一八四)二月七日	「鶴越えと号す」「高声に名詔るの間」「関の声」を挙げて攻め入った	『吾妻鏡』
8	藤原 範季 梶原平三景時 藤原 定能	元暦元年(一一八四)二月八日	畿内の源氏多田行綱の軍事行動の記録 梶原平三景時の飛脚着し藤原範季が「平氏敗戦」を兼実に伝えた。 藤原定能が来訪し合戦の詳細を知る。 ※ 『玉葉』は『吾』では記されていない畿内の源氏の軍事行動力も記録されている。	『玉葉』
9	藤原 範季 梶原平三景時 藤原 定能	元暦元年(一一八四)二月	「源氏三草山井一谷追落事」 「四日は」「七日の卯時」「今日の軍」 「此の程の山を」会話調 ※ 『吾』『玉』には記されていない。	『延慶本平家物語』

	★	★	★	★		★					
				17	16	15	14	13	12	11	10
源 頼朝	藤原 経房	藤原 長方	藤原 経房	藤原 経房 (吉田)	中原 信泰 (奉書)	藤原 光雅 兼実	源 義経	九条 兼実	源 義経	源 範頼 義経	源 義経 範頼
				元暦元年(一一八四)四月二十四日	文治元年(一一八五)四月十一日	文治元年(一一八五)四月四日	文治元年(一一八五)四月四日	文治元年(一一八五)三月二十七日 文治元年(一一八五)三月二十八日	文治元年(一一八五)三月二十四日	元暦元年(一一八四)二月十五日	元暦元年(一一八四)二月八日
経房を朝廷に「大小事」を申し入れる爲の人物であることを指定し、院に奉聞した。	経房の父は権右中弁光房二男・長方は権中納言顯長一男	経房と長方の母は俊忠の女で二人は従兄弟同志	勸解由小路藤中納言とは吉田経房のことである	関東と朝廷との交渉の窓口となる従三位左大弁	「一卷記」三月二十四日の戦況報告は義経より西海から関東の源頼朝のところに四月十一日に提出された	義経からの正式な報告の飛脚が着く 光雅が兼実に報告している。 ※ 兼実は宝物が帰って来て安全に都に還御されることを願っている。	「傷死、生どりの交名」 ※ 義経が鎌倉の頼朝と京都の後白河に戦況報告する夜飛脚進らす。	「九郎の功云々、実否未聞」 「義経末進飛脚・不審尚残」 ※ 京都に戦況報告の詳細が送られていない	「壇の浦の合戦」 同上(詳細)	「合戦記録」 飛脚攝津国より鎌倉に参着。 ※ 京都に提出されたものと同じ内容と考えられる内容が合戦の日から八日後鎌倉に届いている。	「一の谷合戦を遂げる。関東の両将(義経、範頼)から京都に飛脚が届く。 『玉』でみた梶原景時から飛脚 ※ 複数の戦況報告が京都に存在
			『延慶本平家物語』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『玉葉』	『吾妻鏡』 『延慶本平家物語』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』

★		★	★	★	★	★	★	★								★
20		19			18											
藤原 顯時		藤原 行隆	藤原 経房	藤原 長方	藤原 行隆	藤原 光雅	藤原 経房	藤原 長方								藤原 経房
	治承四年(一一八〇)		同右	治承三年(一一七九)十二月八日	同右	同右	同右	治承四年(一一八〇)	建久九年(一一九八)十一月十四日	文治元年(一一八五)十月十一日	養和元年(一一八一)十二月四日	治承三年(一一七九)十月十日	嘉応二年(一一七〇)一月十八日	仁安三年(一一六八)二月十九日	仁安二年(一一六七)一月二十三日	仁安元年(一一六六)八月二十七日
行隆の父 中納言	正五位上左少弁、五位藏人	閑院ノ右大臣冬嗣より八十二代、故中山中納言顯時卿ノ長男	同右 ※ 鎌倉と京都の朝廷間における交渉を担う。	後院別当、参議左大弁	正五位上左少弁	従四位下權右中弁	正四位下左中弁	正三位左大弁	權大納言	太宰權の帥を兼任	参議、左大弁	「夕郎の貴首」 藏人頭	左少弁を兼任	高倉天皇の五位藏人	右衛門權左	「三事頭要を兼帯」 六条天皇の五位藏人
		『延慶本平家物語』		『山槐記』												『延慶本平家物語』

★ ★	★	★	★	★	★	★	★	★	★				★	★
32	31	30	29	28	27	26	25		24			23	22	21
藤原 九条 兼定 經房	藤原 定長	藤原 經房	藤原 定長	藤原 朝方 經房	藤原 光長	藤原 經房	吉田 經房 (帥中納言)	藤原 經房	北条 時政	源 賴朝	九条 時政	藤原 光雅	藤原 經房 (帥中納言)	
建久元年(一一九〇)一月九日	建久元年(一一九〇)十二月十一日	文治四年(一一八八)四月十二日	文治三年(一一八七)六月二十日	文治三年(一一八七)六月十四日	文治二年(一一八六)五月十六日	文治二年(一一八六)五月六日	文治二年(一一八六)五月十三日	同右	同右	文治元年(一一八五)十一月二十八日	文治元年(一一八五)十一月二十四日	文治元年(一一八五)十一月二十五日	文治元年(一一八五)十一月二十五日	
源賴朝が参内。定經(經房の子)伝奏す。 法皇・經房の引導によって座に参り、鬼の間にて殿下(九条兼実)御対面する。	「後白河法皇院宣」の奏者	「後白河法皇院宣」の奏者	經房の弟で「後白河法皇院宣」の奏者 源二位殿(賴朝)へ謹上	「後白河院序 下文」の院司	関東と京都の間に立っている。飛脚京都より帰着当該期の京都の治安・政治状況について関東側から京都へ出された書状。經房の弟議奏公卿の中の一人が經房	後白河法皇「義經・行家等洛中に在るの由風聞す」と源二位殿(賴朝)への謹上。奏者は經房	京都から「後白河院の院宣」鎌倉に到着。北条時政が関東にもどったあと、京都の治安が乱れたとの記事	同右	同右	賴朝・時政は經房に謁見する。	九条時政入洛	「後鳥羽天皇宣旨」 賴朝に命じて行家・義經を搜索する命令 藏人頭右大弁として奏者をつとめる	源賴朝入洛(行家・義經叛逆事)經房沙汰を奏達する。	
『吾妻鏡』	『鎌倉遺文』 〇四三〇	『鎌倉遺文』 〇三二〇	『鎌倉遺文』 〇二四三	『鎌倉遺文』 〇二三九	『玉葉』	『鎌倉遺文』 〇九六	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『吾妻鏡』	『玉葉』	『玉葉』	『鎌倉遺文』 〇二三	『吾妻鏡』	

鎌倉初期勧修寺流藤原氏一門と後鳥羽院政

★勧修寺流藤原氏一門の活動

				★		★		★		★		No.																			
		8		7		6		5		4		3		2		1															
		九条良平 (九条兼実の三男)		女房(新大夫局)		近藤原家兼 近衛家兼		近藤原家兼 近衛家兼		近衛家兼 藤原家兼		藤原家兼 九条家兼		藤原家兼 九条家兼		藤原家兼 九条家兼															
		建永元年(一一二〇六)五月三十日		建永元年(一一二〇六)五月十二日		建永元年(一一二〇六)五月二十四日		建永元年(一一二〇六)五月十九日		建永元年(一一二〇六)五月十八日		建永元年(一一二〇六)五月三日		建久三年(一一九二)二月一日		建久三年(一一九二)一月十一日															
		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房		源九条俊房 兼実 実房															
		堀川左府(源俊房)より大間成文を借用し除目の大間書執筆作成の参考とする。		入道左府(閑院流藤原氏)三条実房と除目執筆のことについて話し、		先例・故実が重要視されていた。		当時の貴族社会は最重要な除目のルール・執筆作法が各家で先例・故実が重要視されていた。		筆作法「尻付」等習礼は教えないが教訓は教える。「執筆作法」に集積された先例故実を活動基盤としている。「執筆作法」に集積された先例故実を活動基盤としている。		宰相中將殿(九条良平)より除目申文の下書(土台)一卷を借用する。		上皇への奏事を内侍が取次いでいる。(五月、六月においても数例ある。)		に報告する。後鳥羽上皇への報告をする。密教の僧実全が長兼		今までの僧事に関する後鳥羽上皇への報告をする。近例にまかせ		長兼は僧事の段取りを知っている。院↓指示を受け↓僧事日次決め↓網所に指示して人事対象者をリストアップ↓家実↓報告する。録がないので近例にまかせ		けばよいの御色うかがう可き事		二十一日後鳥羽院が水成瀬へ行かれるので僧事について返事を近衛家実の御色うかがう可き事		三ヶ条の衆等を召す。出納久信に訴え申す事を問う。佐清を以って		河と兼実との間に立ち臨時祭事(同年二月)で定長(経房の弟)が後白		は雅(兼実の右大臣)へ謁し定長卿を以って条々を仰せている。右大臣(兼	
		『三長記』		『三長記』		『三長記』		『三長記』		『三長記』		『三長記』		『玉葉』		『玉葉』															

★	★	因	★	★	★儀	★★★	★	★	★	★	★
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11		
藤原 長兼	藤原 長兼	藤原 長兼 (藤原兼実の孫)	藤原 長兼	藤原 長兼	藤原 盛盛 藤原 道盛 藤原 長盛	藤原 長房 藤原 宗房 藤原 成房 藤原 定高 藤原 長高	藤原 資経	藤原 長兼 後鳥羽院	藤原 清長 近衛 家親 平衛 家親 近衛 家親	藤原 家実 近衛 家実	
建永元年(一二〇六)八月九日	建永元年(一二〇六)十一月二十七日	建永元年(一二〇六)七月二十日	建永元年(一二〇六)六月二十九日	建永元年(一二〇六)六月二十八日	建永元年(一二〇六)六月十一日	建永元年(一二〇六)八月四日	建永元年(一二〇六)五月二十九日	建永元年(一二〇六)五月二十五日	建永元年(一二〇六)六月十五日		
先人御記(勸修寺流一門過去の日記か)四巻を校閲する。	一門の貴族日記を書写共有していた。蔵人頭から長兼(一二〇六年十月参議)に作法を尋ねてきたので返事を送った。	長兼は一門の日記『永昌記』を典拠として判断していることが伺える。大將殿(道家)が御隨身の事を申す。時「康平・元永の時代は各二人であった。故殿(忠道・兼実の父)のときは一人、今度何例を用いるか。」長兼は「為降御記を以って見るべき、元永の例を用いるべき」と申す。	鳥羽院に報告する。長兼は勘申(荘園の訴訟関係の書類審査・記録所からの報告)を後鳥羽院に報告する。	長兼は月奏(一ヶ月の出仕の記録)を閲覧し、承諾している。	月次祭とは、天照大神を祀り、国家安泰・護国豊穰を願う神事である。陰暦八月・十二月の各十一日に遂行される。盛経お供え物を配分する。	勸修寺流法華八講結願にあたり長兼大弁就任後初めて法会に参列する。講論義する。堂童子(花筥を配る)が勤む範圍、明禅両僧都互いに講師、問者と為す。行香有る。長者、相公(参議)以下これに連なる。	最勝講結願。僧事、「成功」が行なわれる。	朝臣が着座され皇太后宮亮親朝臣を以つて奏事される。右中弁清長は、集積がうかがえる。趣平安朝臣の先例が勸修寺流藤原氏においてないこと積がうかがえる。しかその情報近くの者達とは共有して	家実は一末代の人公事作法弁えないのか」と長兼に不足の言を申し	長兼は後鳥羽院に上告している。聖覚(法然の弟子で親鸞兄弟)が御教を書きよめたい。影範も疲れたから辞めたい事を女房を通過して報告している。	
『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』	『三長記』		

治承・寿永の内乱以後、後白河院政下の院宣

<p>『玉葉』</p>	<p>『吾妻鏡』</p>	<p>『鎌倉遺文』</p>
<p>史料③ 『玉葉』文治元年（一一八五）十一月廿四日条 伝聞、頼朝妻父北条四郎時政、今日入洛、其勢千騎云々、近国等可為件武士之進止之由問巷謳歌、</p> <p>史料④ 『玉葉』文治元年（一一八五）十一月廿八日条 廿八日、丁未、陰晴不定、伝聞、頼朝代官<small>（時志）</small>北条丸、今夜可<small>（時志）</small>謁<small>（時志）</small>經房云々、定示重事等坎、</p> <p>史料⑨ 『玉葉』文治二年（一一八六）五月十六日条 今日自關東送書狀於<small>（時志）</small>光長朝臣云、世上事殊可被計申之由、所触示議奏公卿之許也、其旨可有御存知</p>	<p>史料① 『吾妻鏡』文治元年（一一八五）十一月廿五日条 甲辰、今日、北條殿入洛云々。行家義經叛逆事・二品爵陶之趣。 帥中納言具以龔奏達。仍今日條々有沙汰。可尋索之由被宣下其法云。</p> <p>史料⑤ 『吾妻鏡』文治元年（一一八五）十一月廿八日条 丁未。補任諸國平均守護地頭不論權門勢家庄公可死課兵糧<small>（時志）</small>米<small>（時志）</small>之由。今夜。北條殿謁申藤中納言<small>（時志）</small>經房卿云々。</p> <p>史料⑥ 『吾妻鏡』文治元年（一一八五）十二月廿一日条 庚午。於諸國庄園下地者。關東一向可令領掌給云々。前々稱地頭者多分平家々人也。是非。朝恩或平家領内授其号補置之或國司領家為私芳志定補于其庄園。又令違背本主命之時者改替之而平家零落之刻。依為彼家人知行之跡被人没官畢。仍施芳恩本領主空手後悔之處。今度諸國平均之間。還斷其思云々。</p> <p>史料⑦ 『吾妻鏡』文治二年（一一八六）五月十三日条 庚寅。紀伊刑部丞為頼為飛脚自京都到着。所持参院宣也、以夜繼日可進之旨。帥中納言被觸仰之由云々。北條殿被歸關東之後、洛中之狼藉不可勝計去月廿九日夜。上下七ヶ所群盜乱入云々。</p>	<p>史料② 『鎌倉遺文』一卷 〇二三 後鳥羽天皇宣旨 <small>○吾妻鏡文治元年十一月廿五日條</small> 文治元年十一月廿五日 宣旨 前備前守源行家・前伊与守同義經恣挾野心、歎赴海西訖、而於摂津國解縊之間、忽逢逆風之難、誠是一天之譴也、漂没之間、雖有其說、殞命之實棲非無疑、早仰從二位源朝臣、不日尋搜在所、宣令捉搦其身、 藏人頭右大弁澈皇后宮亮藤原<small>（時志）</small>光雅奉</p> <p>史料⑧ 『鎌倉遺文』一卷 〇九六 後白河法皇院宣 <small>○吾妻鏡文治二年五月十日條</small> 世上嗽々事、定以令聞及給歟、問巷之說雖不可有御信受、如此人口先々不空歟、時政在京、旁依穩便思食、於他武士者、縱雖召下、於彼男者、勤仕洛中守護可宣之由、度々被仰遣之上、直被仰含畢、然而猶以下向之間、如此事等出來歟、義經、行家等在洛中之由風聞、事若實者、天譴已至歟、何不尋出哉、或說、叡山衆徒之中、有同意之輩云々、中々如此披露、若為事實者、為朝家神妙事歟、日來雖被仰所々、無聞食出事、於今者被搜尋、有其便歟、但以無證據事構出者、適所殘之天台佛法魔滅之因緣歟、云彼云是、旁歎思食者也、如此事出來ぬれハ、奉為君、無曲事のみ出來ハ、旁驚 思食者也、去月廿日御消息<small>（時志）</small>昨日到來、付其便雖仰遣此旨、且有懈怠之疑、且為散不審、重所被仰也者、院宣如此、仍執啓如件、 五月六日 源二位殿<small>（時志）</small>經房</p>

『玉葉』

『吾妻鏡』

『鎌倉遺文』

史料⑩
『鎌倉遺文』二卷

〇三三九 後白河院廳下文 〇壬生
家文書

使召使播磨掾藤井助安

院廳下 山城國在廳官人等

可早使者共止武士（相繼郡）監妨、令安堵士民、從本寺下知、勤仕所

當役、觀自在院領 木津庄事、

右、得彼院所司今月十二日解・備、件庄者、高陽院御時被寄付
當寺領之後、星霜幾廻、頃年以降、面・之武士各、致狼戾、理豈
可然乎、若有子細者、觸申本所、可蒙裁斷之處、奸謀之輩、或
相語武士、或寄附他寺、任自由責煩庄内之間、民烟悉逃散、佛
事皆顛廢畢、就中、近日備梶原平三景時下知、舍弟刑部丞友景
放入使者、追出本家所舍人、偏以押領、未曾有次第也、早被成
下廳御下文、相副御使、欲令停止彼等狼藉、望請廳裁、任解・
旨、被裁斷者、彌仰憲政之貴矣者、早使者相共停止武士妨、可
令安堵庄民之、所仰如件、在廳官人宜承知、勿違失、故下、
文治三年六月十四日 主典代織部正・皇后宮大屬大江朝臣
(花押)

別當前權大納言藤原朝臣(花押)判官代皇后宮權大進藤原朝臣

權大納言・皇后宮權大夫藤原朝臣(花押)右少辨藤原

朝臣(花押)

權中納言・陸奥出羽按察使藤原朝臣(花押)左衛門權佐平

朝臣

權中納言・右衛門督藤原朝臣(花押)左少辨・皇后宮大進藤

原朝臣(花押)

權中納言・大宰權師藤原朝臣(花押)修理權大夫藤原朝臣

(花押)

參議左大辨平朝臣

『玉葉』

『吾妻鏡』

『鎌倉遺文』

史料⑪

『鎌倉遺文』一卷

○二四三 後白河法皇院宣 ○正生
家文書

追申

召使助安所差獸候也、子細可仰合給候、

觀自在院領木津庄・行事、成獻廳下文之上、所差遣召使也、與

家使相共可被沙汰者、依 御氣色、執達如件、

(文治三年)
六月廿日

(平權懸)

謹上 左衛門權佐殿

權右中辨定長

史料⑫

『鎌倉遺文』一卷

○二六四 關東御教書

○吾妻鏡文治三
年九月十三日條

攝津國爲平家追討跡、无安堵之輩云々、惣諸國在廳庄園下司
惣押領使可爲御進退之由、被下 宣旨畢者、縱領主雖爲權門、
於庄公下職等國在廳者、一向可爲御進退候也、速就在廳官人、
被召國中庄公下司押領使之注文、可被死權、內裏守護以下關
東御役、但在廳者、公家奉公无憚云々、可被止文書調進外之役
候、又以河邊船人、名御家人時、定面々成給下知・云々、叟若
實者不可然、速可被停止、抑御室御領預所稱數輩之寺官、充催
御家人役之由、有御訴訟、所詮三人寺官外、可止他人妨之由、
被申御返吏、可相存其旨、依仰執達如件、
(北條時政)

文治三年九月十三日

史料⑬

『鎌倉遺文』一卷

○三二〇 後白河法皇院宣

○吾妻鏡文治四
年四月十二日條

諸國庄園地頭等、國者令隨宰吏、庄者可隨領家之由、或成進
下文、或可加下知之旨、再三令申給畢、然而自所々如令申訴
者、只以云補地頭、偏如押領庄家、貴賤上下徒疲愁歎、神・佛
寺領抱訴訟、兆民之歎猶爲天責、何況於佛神漢乎、神領者恐神
事之違例、定成答出來歎、寺領者悲佛事之陵遲、難謝罪業歎、
備思天下之擾亂、豈非地頭之妨乎、被散衆庶之愁者、定爲落
居之基歎、但地頭之中、依其性之好惡、有其勤之輕重云々、然
者能尋搜子細、隨其勤否、改易

無勤者、抽賞有勤輩者、偏恣奸謀、盍表勤節哉、一向於不用領家之輩者、可被處罪科也、顯又去々年已後庄々年貢已下領家得分等委尋進未、隨其濟否、可被加賞罰歟、逐年召取領家返抄、且令進覽、且可令付本家給歟、雖爲家人不當、已如一身不當、所積尤有其恐事歟、難去思食餘、如此所被仰遣也、就中、近會天變地妖連々有、奏聞、是則人愁重疊之故歟、妖不勝德、不可如德政、謂德政者、以散人愁可爲先也、存此旨、殊令致沙汰給者、四海靜謐、万民歸仁歟者、院宜如此、仍執達如件、

三月廿八日 太宰權帥藤原經房（經房）

謹上 （朝朝）
源二位殿

史料⑭

『鎌倉遺文』一卷

〇四三〇 後白河法皇院宣

○吾妻鏡建久元年三月十四日條

（源朝）
源二位 卿被申條々事

一 大内修造勸賞事

一 委聞食畢、如此被申之上、勿論歟、子細以廣元被仰畢、（大上）

一 相模・伊豆兩國事

一 雖何ヶ國、知行不可爲過分、勲功重疊、超先規歟、相州事、猶有存旨者、可有沙汰、

一 御馬廿疋被進事

近年不及此程員數、所感思食也、每事復舊歟、赤鹿毛馬事、只事次所被仰也、強不能尋求、（毛力）戸立など出來之躰、必可歷御覽歟、

右、條々御氣色如此、仍上啓如件、

三月五日

右太辨（藤原）
定長

謹上 （朝朝）
權中納言殿

史料⑮

『吾妻鏡』建久元年（一一九〇）十一月九日條

己未。天霽。二品令參 院內給御家人徑警固辻々婢。今日付

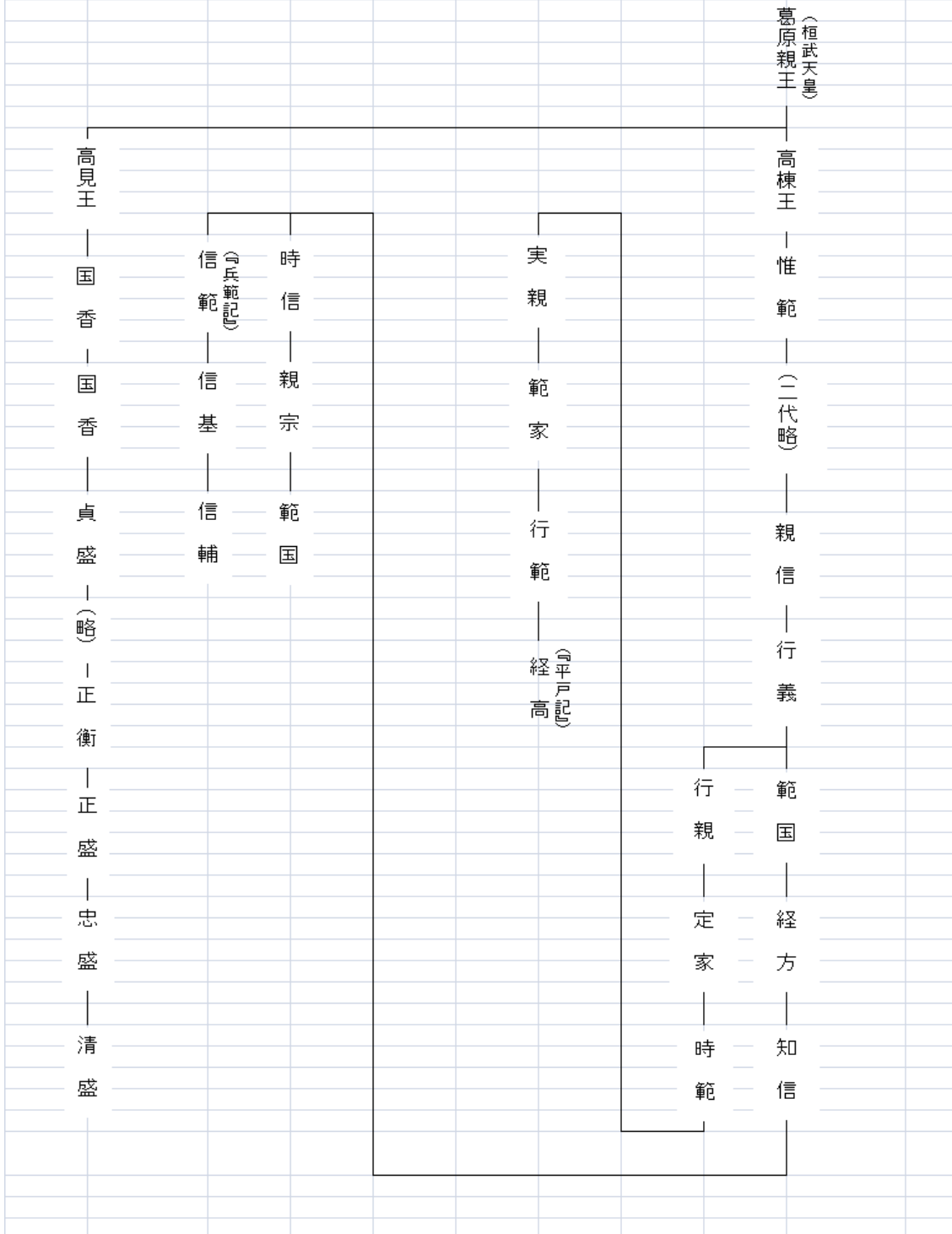
民部経（男）。可聽直衣由奏之給。即勅許。藏人左京權大夫光

綱奉之。（中略）於六條殿昇中門廊。候公卿座端給戸部澈候

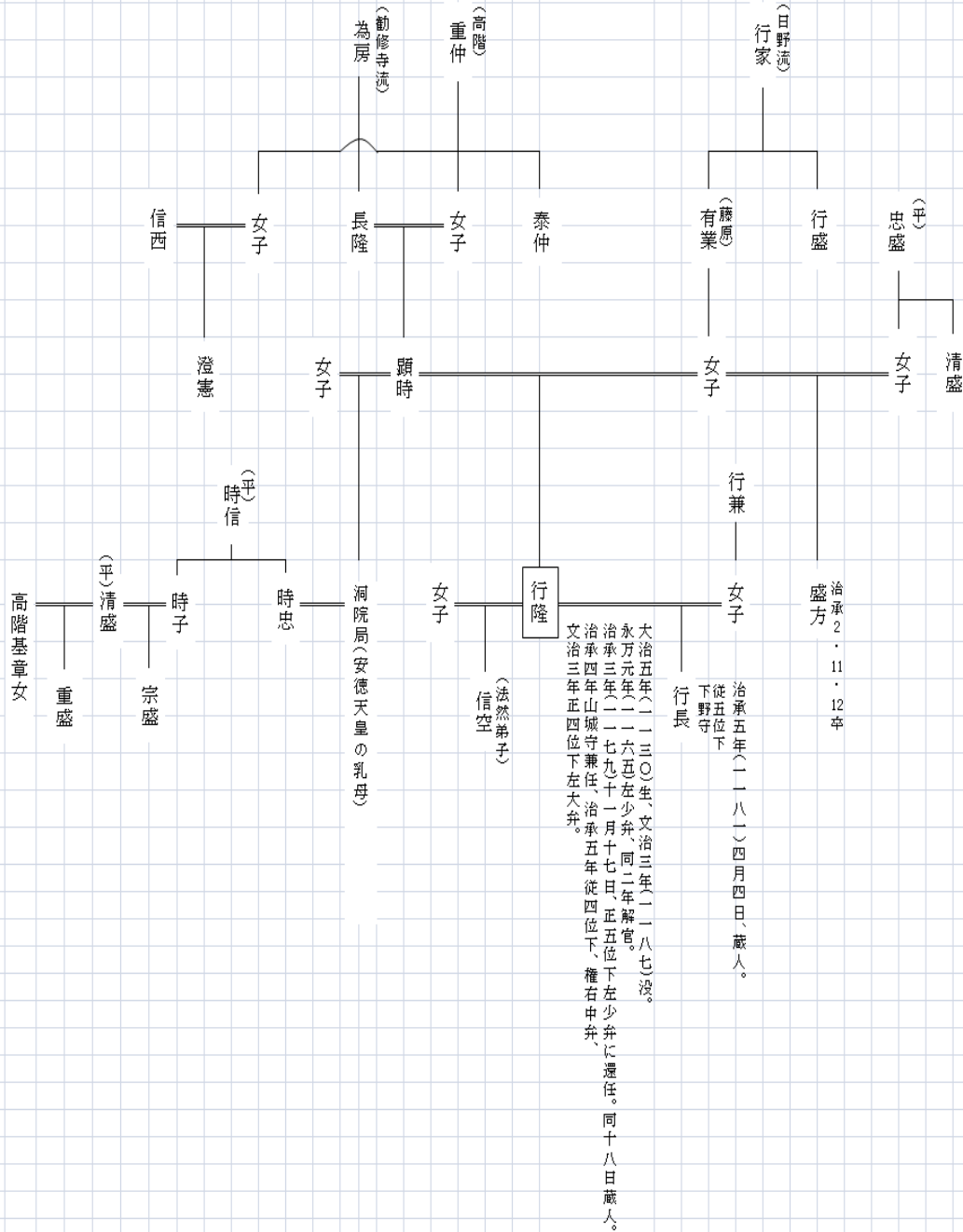
奥座即被奏之。（中略）法皇（淨衣）。出御常御所南面廣廂縁敷疊。

依戸部引導。參其座給。（中略）次於鬼間。殿下御對面。

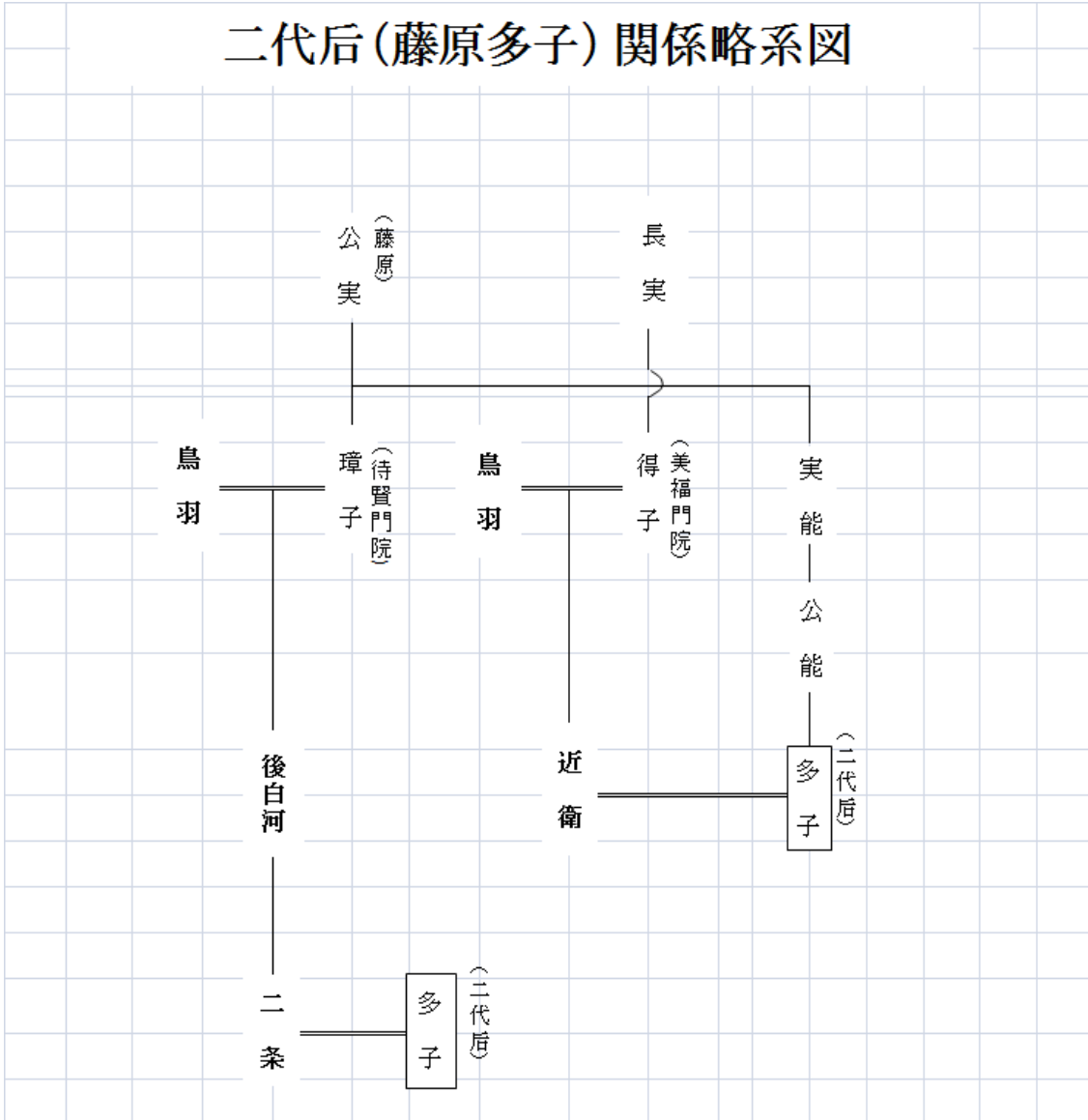
桓武平氏 關係略系図



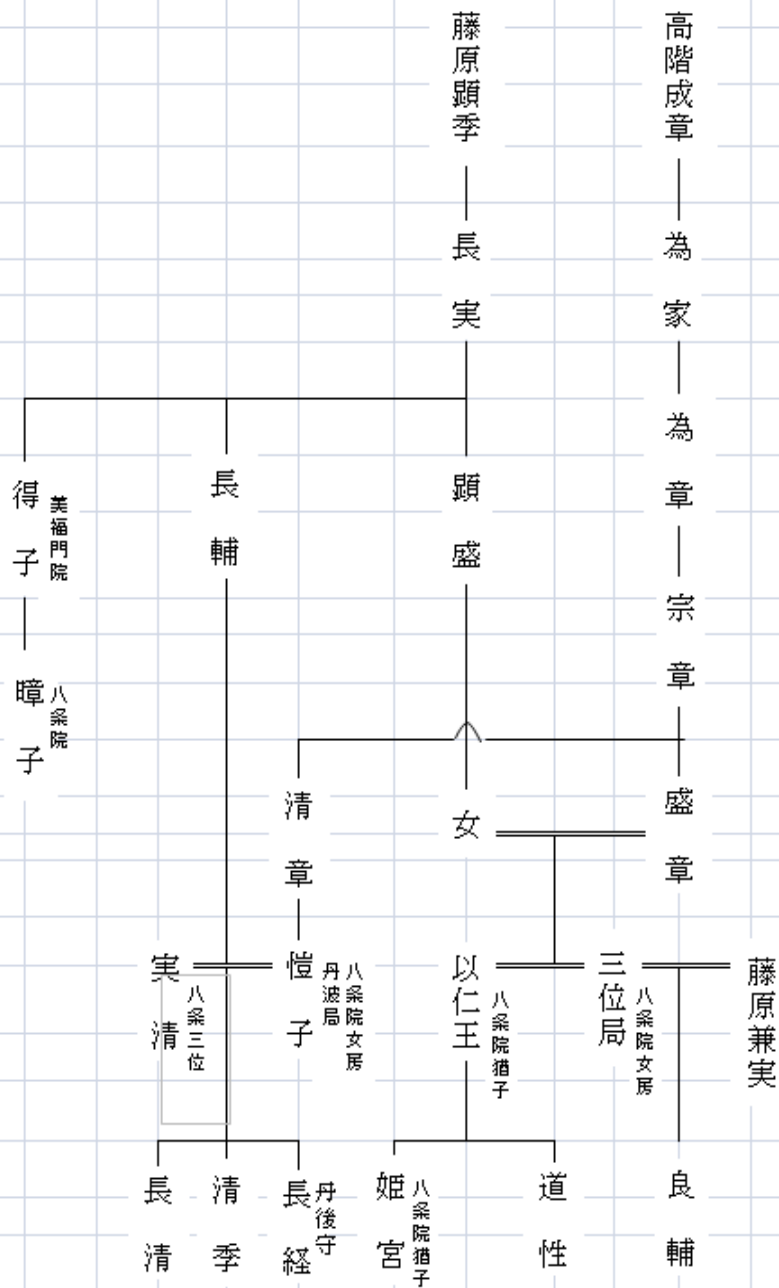
藤原行隆 関係略系図



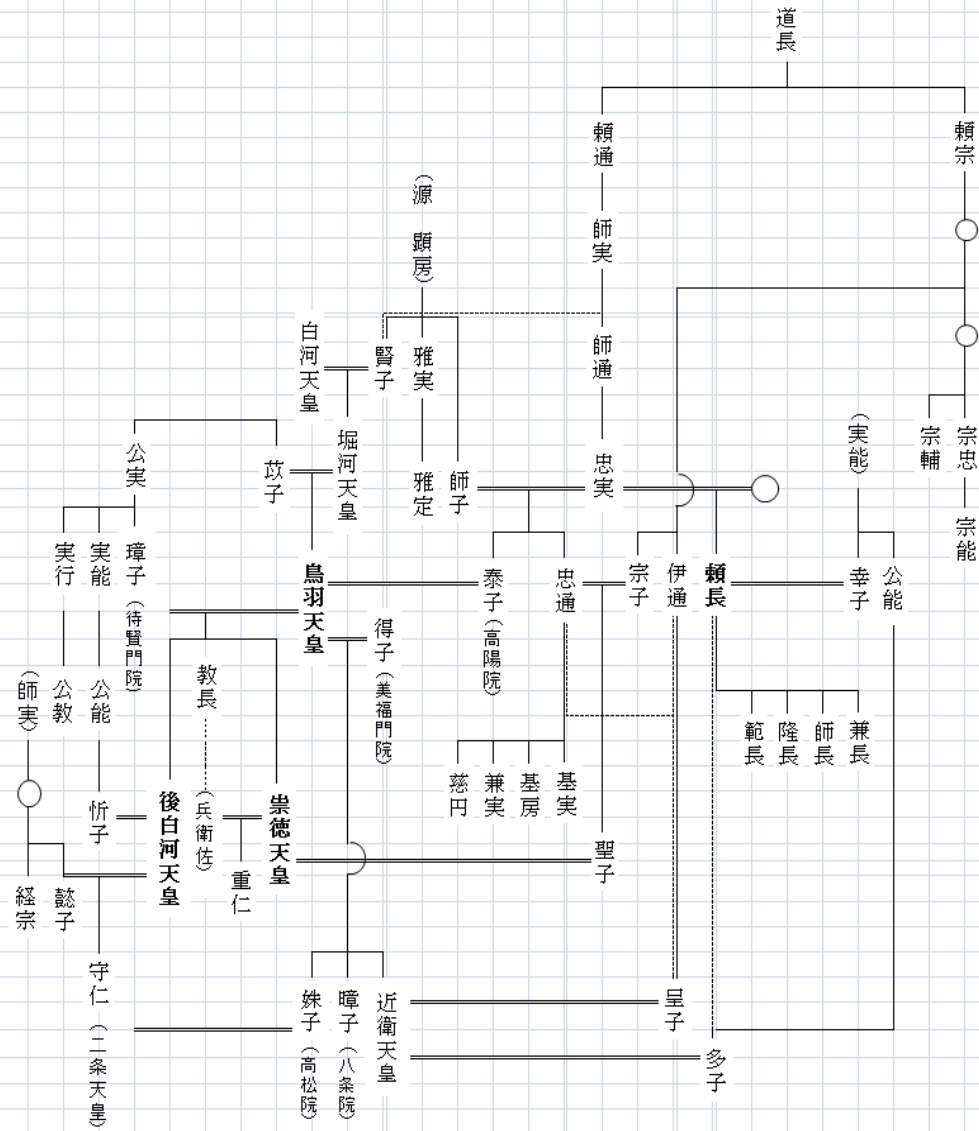
二代后(藤原多子) 關係略系図



八条院と高階氏 関係略系図

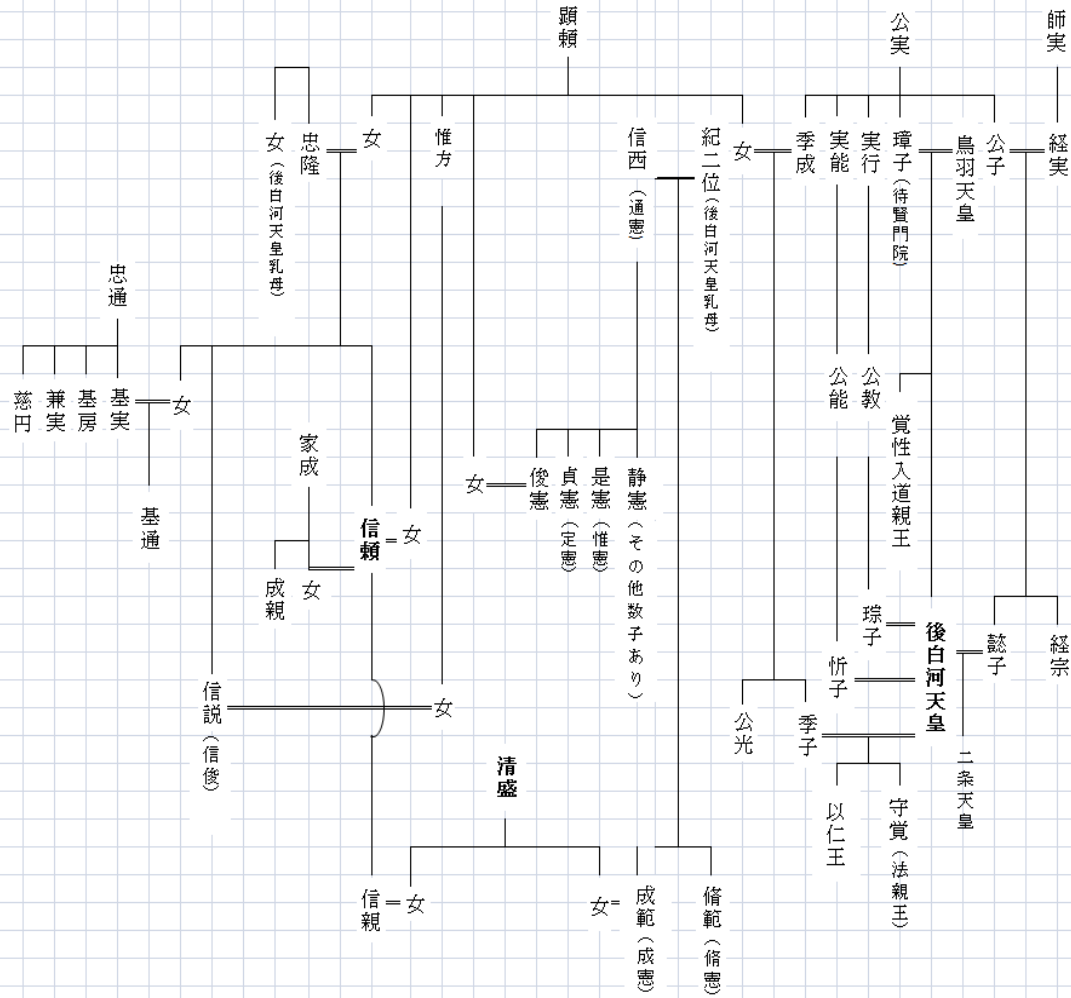


保元の乱 関係系図



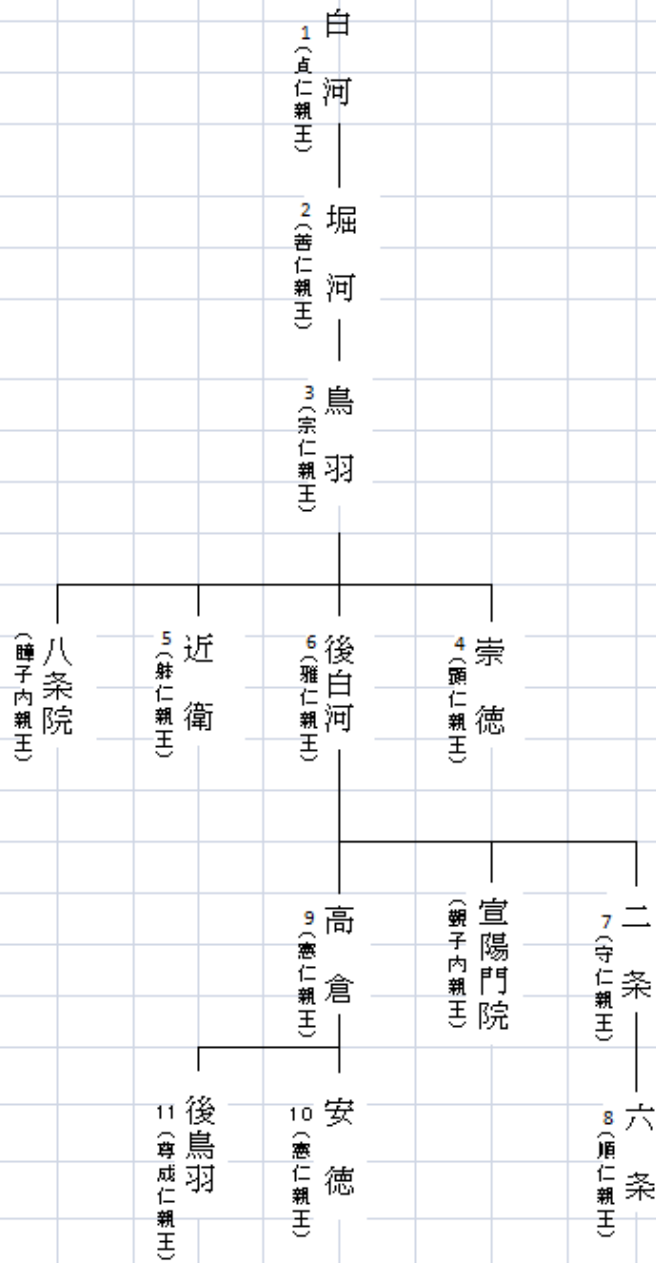
河内 祥輔『保元の乱・平治の乱』吉川弘文館 2002年参照。

平治の乱 関係系図

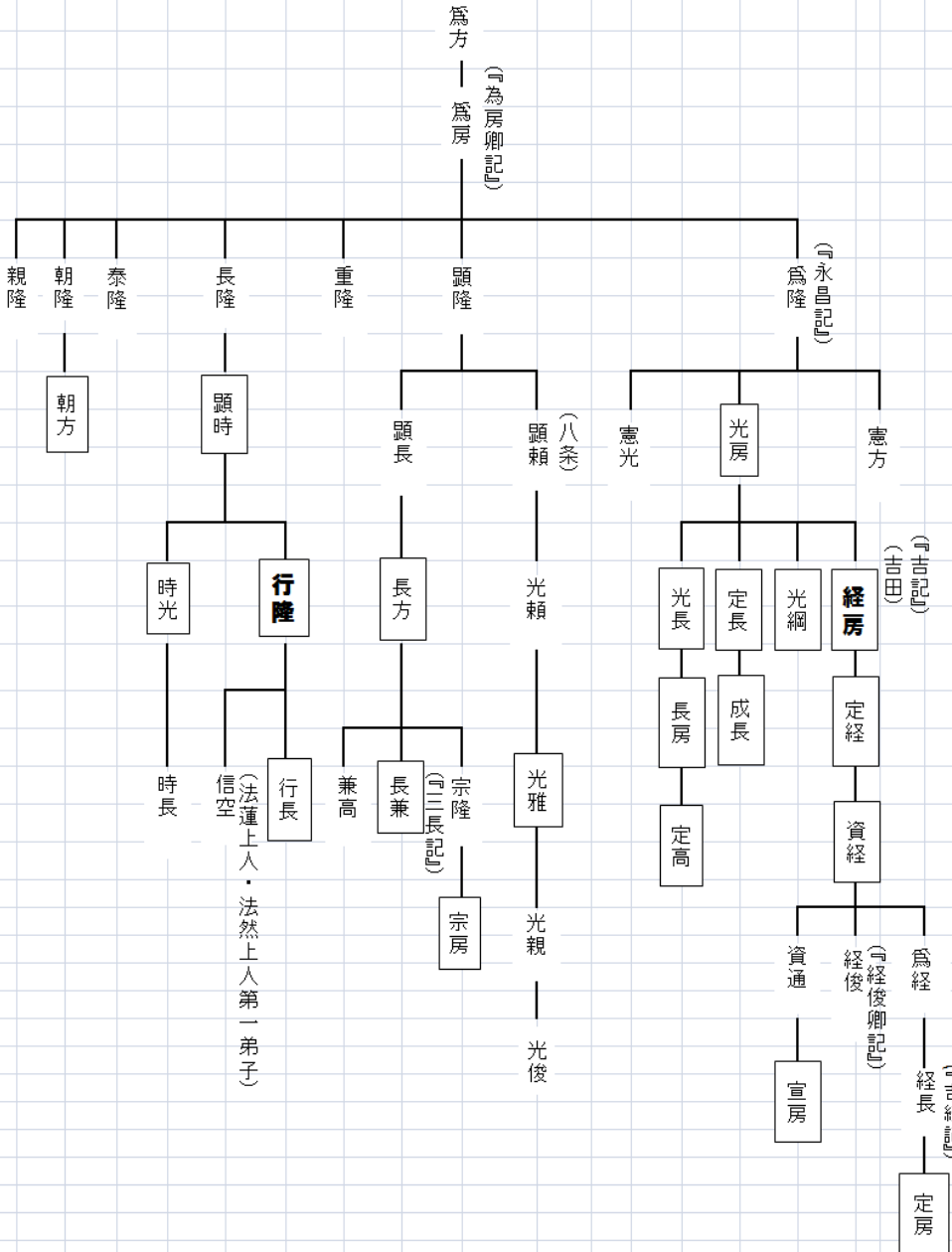


河内 祥輔 『保元の乱・平治の乱』 吉川弘文館 2002年参照。

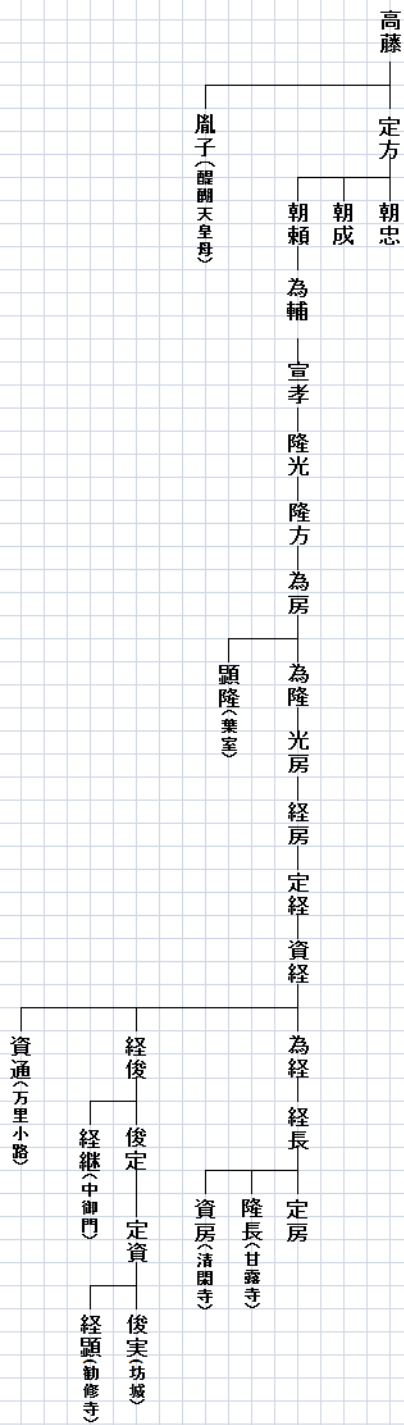
後白河上皇 關係略系図



勸修寺流藤原氏 關係略系図

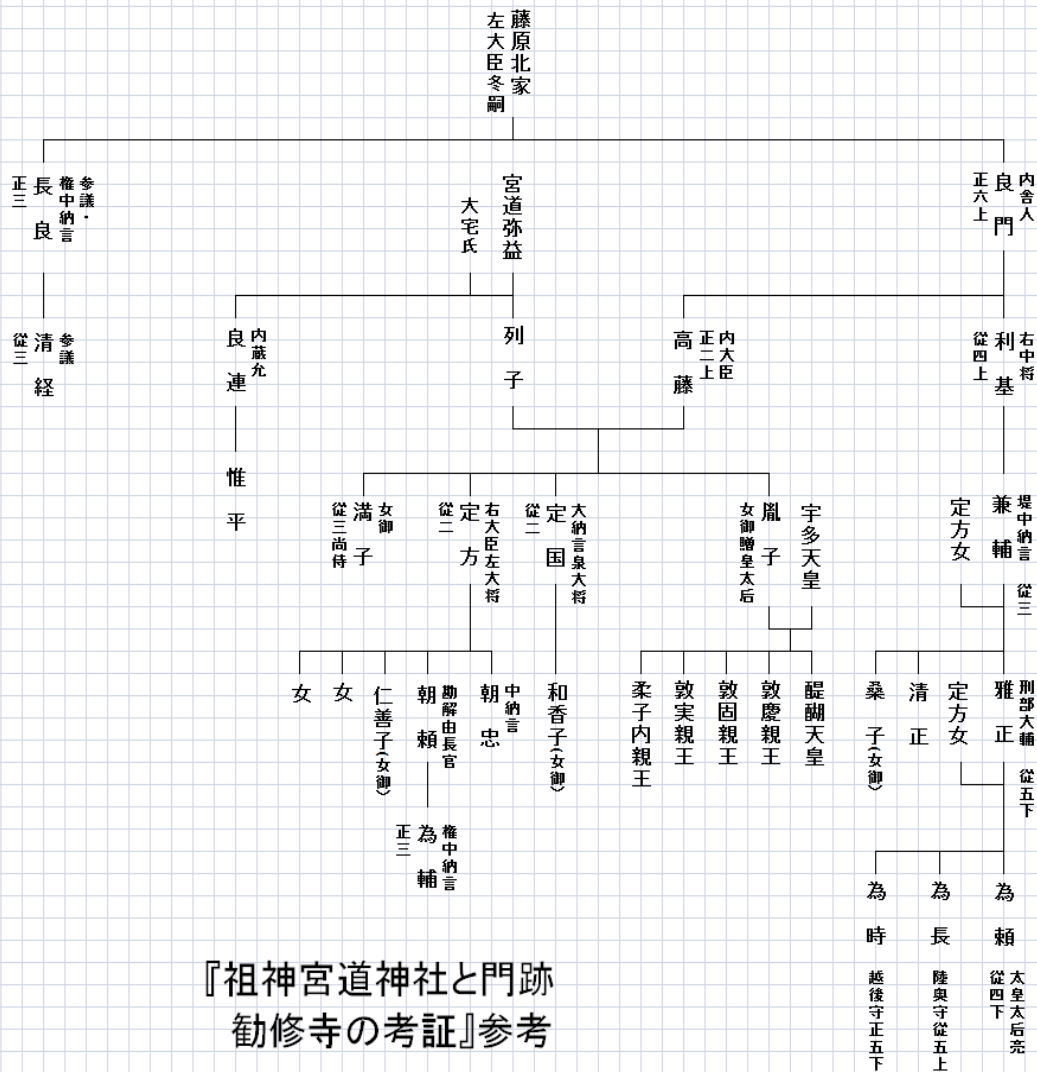


勸修寺流藤原氏 勸修寺家略系図



『祖神宮道神社と門跡
勸修寺の考証』参考

高藤・弥益・利基系譜交流図



『祖神宮道神社と門跡
勸修寺の考証』参考

平氏発祥伝説地（伊賀街道周辺） 正盛・忠盛の墓

